

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年12月1日

【会社名】 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー  
(BPCE S.A.)

【代表者の役職氏名】 ローランド・シャボンネル  
(Roland Charbonnel)  
資金調達・投資家向け広報部門 取締役  
(Director of Group Funding and Investor Relations  
Department)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市75013ピエール・マンデス = フランス大通り50番  
地  
(50 avenue Pierre Mendès-France 75013 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅津 立  
同 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 永井 亮  
同 乙黒 亮祐  
同 福島 駿太  
同 嶋田 祥大  
同 荒井 徹

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした  
募集有価証券の種類】 社債

## 【発行登録書の内容】

提出日	2019年11月14日
効力発生日	2019年11月22日
有効期限	2021年11月21日
発行登録番号	1 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 8,000億円
発行可能額	7,268億円

## 【効力停止期間】

この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2020年12月1日（提出日）である。

## 【提出理由】

2019年11月14日付発行登録書について、同発行登録書の一定の記載事項に訂正を加え、添付書類の一部を差し替えるため、本訂正発行登録書を提出するものである（訂正内容については、本文を参照のこと。）。

## 【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

## 【訂正内容】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 【社債管理者を設置しない場合】

<訂正前>

本発行登録を利用して発行される個別の各社債には、「劣後特約が付されている場合」(以下「本劣後社債」という。)と「劣後特約が付されていない場合」があります。

<中略>

<訂正後>

本発行登録を利用して発行される個別の各社債には、「劣後特約が付されている場合」と「劣後特約が付されていない場合」があります。

<中略>

## 1【社債(短期社債を除く。)の募集】

<訂正前>

(1) 劣後特約が付されている場合

「ピー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債(劣後特約付)に関する情報」

銘柄	未定
記名・無記名の別	該当なし
券面総額又は振替社債の総額	未定
各社債の金額	1億円
発行価額の総額	未定
発行価格	各社債の金額100円につき100円
利率(%)	未定
利払日	未定
償還期限	未定
募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定

## 公告の方法

本劣後社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。社債権者の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「償還の方法 - (2)」に定義する。）がこれを行う。

## 償還の方法

### (1) 満期償還

未定

### (2) 資本事由が発生した場合の償還

資本事由が発生した場合、発行会社はその選択により（ただし、下記「償還の方法 - (6)」で決定される予定の規定に従って）かつ上記「公告の方法」に基づき社債権者に45暦日以内30暦日以上<sup>1</sup>の事前の公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることによりいつでも未償還の本劣後社債の全部（一部は不可）を本劣後社債の金額の100%に経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (2)」に基づき償還が行われる場合、発行会社は、資本事由が発生した旨または償還期日後90暦日以内に資本事由が発生することになる旨（場合による。）の証明書を償還期日の5営業日（以下に定義する。）以上前に財務代理人に交付し、当該写しを財務代理人の本店において通常の営業時間内に閲覧に供する。

本「償還の方法 - (2)」において、

「適用ある銀行規制」とは、フランス共和国においてその時点において効力を有する自己資本比率に関する法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味し、関連規制当局（以下に定義する。）により適用されるその時点において効力を有する関連規制当局の自己資本比率に関する規制、要件、ガイドラインおよび方針を含むが、上記の一般性を制限するものではない。

「営業日」とは、日本国東京都における銀行営業日をいう。

「資本事由」とは、本劣後社債の発行日時点において発行会社が合理的に予測可能でなかった本劣後社債の規制区分が変更された結果、発行会社のTier 2資本（以下に定義する。）から本劣後社債の全額が除外されることを意味する（ただし、かかる除外がTier 2資本に適用される上限規制による場合は除く。）。

「財務代理人」とは、本劣後社債が固定利付社債の場合は、本劣後社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）をいい、本劣後社債が期限前償還条項付社債または変動利付社債の場合は、本劣後社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人・利率確認事務取扱者（文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）をいう。

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後任もしくは代替の機関、または発行会社の健全性の監視および監督に第一義的な責任を有するその他の当局をいう。

「Tier 2資本」とは、発行会社についてその時々<sup>1</sup>の適用ある銀行規制のもとでの補完的項目 (tier 2) の構成要素として関連規制当局に扱われる資本を意味する。

(3) 税務上の理由による償還

未定

(4) 買入れ

未定

(5) 消却

未定

(6) 満期前の償還および買入れに対する条件

未定

社債の地位

本劣後社債は、フランス商法典第L.228 - 97条の規定に基づき発行された劣後証券（フランス法上の債務 (obligations) を構成する。）である。

本劣後社債の元本および利息は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務であり、  
( ) すべての上位債務（以下に定義する。）に劣後し、  
( ) 本劣後社債相互間で優先されることなく同順位であり、  
( ) 発行会社の普通劣後債務（以下に定義する。）と同順位であり、また、  
( ) 現在および将来において発行会社に供与される利益参加型融資 (prêts participatifs)、発行会社により発行される資本参加証券 (titres participatifs) および発行会社の超劣後債務 (engagements dits “super subordonnés” または engagements subordonnés de dernier rang) に優先する。

適用ある法令に従い、発行会社の裁判上の清算 (liquidation judiciaire) を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、または発行会社がその他の理由により清算された場合、支払いを受ける社債権者の権利は、上位債務に係る債権者（預金者を含む。）に対する全支払いに劣後し、かつ、かかる支払いが全額行われたことを条件に、社債権者は発行会社に供与される利益参加型融資 (prêts participatifs)、発行会社により発行される資本参加証券 (titres participatifs) および発行会社の超劣後債務 (engagements dits “super subordonnés” または engagements subordonnés de dernier rang) に優先して支払いを受ける。

上位債務の支払いが不完全な場合、本劣後社債に係る発行会社の債務は消滅する。

社債権者は、発行会社に対して有することのあるあらゆる請求に係る集団的手続または任意清算の混乱のない完了に必要なすべての措置を講ずる責任を負う。

本劣後社債についての発行会社の意図は、本劣後社債が規制上Tier 2資本として扱われることである。ただし、本劣後社債がTier 2資本の適格性を喪失した場合であっても、本劣後社債に基づく発行会社の義務および社債権者の権利は影響されない。しかしながら、発行会社は、上記「償還の方法 - (2)」に従い、本劣後社債を償還することができる。

本劣後社債に係る担保提供制限はない。

本「社債の地位」において

「上位債務」とは、発行会社のすべての無担保かつ非劣後の債務および他のすべての債務であって本劣後社債に優先することが当該債務の諸条件または法律の定めで明示されているものをいう。

「普通劣後債務」とは、発行会社により発行された劣後債務またはその他の金融商品であって発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務を構成するが、発行会社に供与される利益参加型融資 (*prêts participatifs*)、発行会社により発行される資本参加証券 (*titres participatifs*) および発行会社の超劣後債務 (*engagements dits "super subordonnés"* または *engagements subordonnés de dernier rang*) に優先するものをいう。

## 摘 要

### 1. 債務不履行事由の不存在

一定の事由が発生した場合について期限の利益喪失を本劣後社債にもたらす債務不履行事由は本劣後社債には存在しない。ただし、発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) が言い渡された場合、または発行会社が満期日前にその他の理由により清算された場合 (統合、合同もしくは合併またはその他の破綻を背景とするもの以外の再編による場合を除く。)、本劣後社債は上記「社債の地位」に記載したところに従い、直ちに支払うべきものとなる。

その他の条件については未定である。

### (2) 劣後特約が付されていない場合

#### 「ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債又はビー・ピー・シー・イー・エス・エー非上位円貨社債に関する情報」

銘柄	未定
記名・無記名の別	該当なし
券面総額又は振替社債の総額	未定
各社債の金額	1億円
発行価額の総額	未定
発行価格	各社債の金額100円につき100円
利率(%)	未定
利払日	未定
償還期限	未定
募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定

その他の条件については未定である。

<訂正後>

(1) 劣後特約が付されている場合

未定。

(2) 劣後特約が付されていない場合

本「(2) 劣後特約が付されていない場合」には、ビー・ピー・シー・イー・エス・エー (BPCE S.A.) (以下「発行会社」という。)が発行する、期限前償還条項付非上位円貨社債 (ソーシャルボンド) および期限前償還条項付非上位円貨社債について記載されている。一定の記載事項について、それぞれの社債ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、「期限前償還条項付非上位円貨社債 (ソーシャルボンド)」および「期限前償還条項付非上位円貨社債」の見出しの下にそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、「期限前償還条項付非上位円貨社債 (ソーシャルボンド)」および「期限前償還条項付非上位円貨社債」の見出しの下に記載された「本社債」という用語は、それぞれの社債に係る当該用語を指し、いずれかの社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらまとめて記載された社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債権者は、かかる社債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

実際に発行される本社債の内容が決定した場合、本書における「期限前償還条項付非上位円貨社債 (ソーシャルボンド)」および「期限前償還条項付非上位円貨社債」の見出しが、発行登録追補書類において各本社債の実際の名称の見出しに差し替えられ、当該見出しの下に、各本社債の情報が記載される。ただし、かかる情報が発行登録書 (その後の訂正を含む。) に既に記載されている場合は、省略される。

## 「期限前償還条項付非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」

銘 柄	ピー・ピー・シー・イー・エス・エー第（未定）回期限前償還条項付 非上位円貨社債（2020）（ソーシャルボンド）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	（未定）円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	（未定）円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率（％）	2020年（未定）月（未定）日（その 日を含む。）から（未定）年（未 定）月（未定）日（その日を含 む。）までの期間については、年 （未定）％。 その後は、ロイターLIBOR01頁（下 記「利息支払の方法 - (2)」に定義 する。）に表示されているロンドン 銀行間市場における日本円の6か月 預金のオフアード・レートに年率 （未定）％を加えた利率。
利払日	毎年（未定）月（未定）日 および（未定）月（未定）日 （注2）	償還期限	（未定）年 （未定）月（未定）日
任意償還日	（未定）年（未定）月（未定）日およびその後の各変動利払日（下記「利息支払の方法 - (2)」 に定義する。）		
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2020年（未定）月（未定）日	払込期日	2020年（未定）月（未定）日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2)（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）までの期間に関する利払日が東京営業日（下記「利息支払の方法 - (2)」に定義する。）でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとする（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合かかる支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。）。詳細については、下記「利息支払の方法 - (2)」を参照のこと。



## 「期限前償還条項付非上位円貨社債」

銘 柄	ピー・ピー・シー・イー・エス・エー第(未定)回期限前償還条項付 非上位円貨社債(2020)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	(未定)円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	(未定)円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率(%)	2020年(未定)月(未定)日(その 日を含む。)から(未定)年(未 定)月(未定)日(その日を含 む。)までの期間については、年 (未定)%。 その後は、ロイターLIBOR01頁(下 記「利息支払の方法-(2)」に定義 する。)に表示されているロンドン 銀行間市場における日本円の6か月 預金のオフアード・レートに年率 (未定)%を加えた利率。
利払日	毎年(未定)月(未定)日 および(未定)月(未定)日 (注2)	償還期限	(未定)年 (未定)月(未定)日
任意償還日	(未定)年(未定)月(未定)日およびその後の各変動利払日(下記「利息支払の方法-(2)」 に定義する。)		
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2020年(未定)月(未定)日	払込期日	2020年(未定)月(未定)日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) (未定)年(未定)月(未定)日(その日を含む。)から(未定)年(未定)月(未定)日(その日を含む。)までの期間に関する利払日が東京営業日(下記「利息支払の方法-(2)」に定義する。)でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとする(これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合かかる支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)。詳細については、下記「利息支払の方法-(2)」を参照のこと。

## 振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)(注)	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

## 公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務 - (1)」に定義する。）がこれを行う。

## 引 受 人

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 7番3号	共同主幹事 会社が連帯 して本社債 の発行総額 を引受ける ので、個々 の共同主幹 事会社の引 受金額はな い。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2020年（未定）月 （未定）日に調印さ れる元引受契約に従 い、共同主幹事会社 により連帯して買取 引受けされ、一般に 募集される。左記以 外の元引受の条件は 未定である。
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
ナティクス日本証券株式会社	東京都港区六本木一丁目4番5号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
合 計		(未定)	

## 財務代理人とその職務

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

- (1) 本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者（以下「**財務代理人**」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「**社債の要項**」という。）、発行会社と財務代理人との間の2020年（未定）月（未定）日付の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「**財務代理契約**」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。
- (2) 発行会社は、財務代理人の任命を随時変更または終了することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。
- (3) 振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。
- (4) 発行会社が上記「財務代理人とその職務 - (2)」または「財務代理人とその職務 - (3)」に従って後任の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者を選任した場合、後任の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者は、かかる選任が有効とされる日をもって、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、あたかも財務代理契約および社債の要項において財務代理人として記載されていたのと同様に、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

## 利息支払の方法

- (1) 本社債の固定利息は2020年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年（未定）%によりこれを付し（ただし、下記「利息支払の方法 - (3)」の規定に従う。）、毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日の年2回、直前の固定利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の固定利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各固定利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる2020年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）までの期間中の各利払いの日を、以下「**固定利払日**」という。

2020年(未定)月(未定)日(その日を含む。)から(未定)年(未定)月(未定)日(その日を含む。)までの期間中に6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日(その日を含む。)から最後の日(その日を含む。)までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算による。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

- (2)(a) 本社債の変動利息は(未定)年(未定)月(未定)日(その日を含む。)から(未定)年(未定)月(未定)日(その日を含む。)までの期間中、下記「利息支払の方法 - (2) - (b)」または「利息支払の方法 - (2) - (c)」(場合による。)に従い決定される利率によりこれを付し、毎年(未定)月(未定)日および(未定)月(未定)日の2回、各々その日(その日を含む。)までの変動利息期間(以下に定義する。)についての利息を日本円で後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとし(これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合かかる支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)、利息は、本ただし書により修正された支払期日(その日を含む。)までの変動利息期間について支払われるものとする。いずれかの変動利息期間またはその一部について支払われるべき利息については、当該変動利息期間または当該部分の実日数について、1年360日の日割計算により支払われる。上記の各利払いの日を、以下「**変動利払日**」という。

本書において、

- (i) 「**東京営業日**」とは、銀行が東京において営業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。
- (ii) 「**変動利息期間**」とは、(未定)年(未定)月(未定)日(その日を含む。)から第1回目の変動利払日(その日を含む。)までの期間およびその後の各変動利払日(その日を含まない。)からその次の変動利払日(その日を含む。)までの期間をいう。

- (b) 本社債には、(未定)年(未定)月(未定)日(その日を含む。)から(未定)年(未定)月(未定)日(その日を含む。)までの期間中、下記の規定によりその時々決定される利率(年率)(以下「**適用利率**」という。)により本社債の金額に対して変動利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

- (i) 利率基準日(以下に定義する。)の翌東京営業日(以下「**利率決定日**」という。)の午前10時(東京時間)までに、発行会社は、当該変動利息期間に関して、その変動利息期間の初日から2ロンドン営業日(以下に定義する。)前の日(最初の変動利息期間については、(未定)年(未定)月(未定)日(それぞれの日を、以下「**利率基準日**」という。)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオフワード・レートを確認する。当該変動利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オフワード・レートに年率(未定)%を加算した率とする。

本書において、

- (x) 「**ロンドン営業日**」とは、銀行がロンドンにおいて営業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。
- (y) 「**ロイターLIBOR01頁**」とは、ICE Benchmark Administration Limited(もしくは下記レートの管理を承継するその他の者)が管理する日本円預金のロンドン銀行間オフワード・レートを表示するロイター(もしくはその承継サービスの)LIBOR01頁として指定された頁または当該サービスのLIBOR01頁に代わる他の頁もしくはICE Benchmark Administration Limited(もしくは下記レートの管理を承継するその他の者)が管理する日本円預金のロンドン銀行間オフワード・レートに相当する率を表示するための情報源として発行会社により合理的に指定さ

れた他のサービスの提供する他の頁をいう。発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替を速やかに書面で通知する。

(ii) いずれかの利率基準日の午前11時（ロンドン時間）に、上記オファード・レートがロイターLIBOR01頁に表示されない場合、または当該頁が利用不能である場合には、発行会社は、利率決定日に、各利率照会銀行（以下に定義する。）の東京の主たる店舗（もしあれば）に対し、それらのロンドンの主たる店舗が当該利率基準日の午前11時（ロンドン時間）頃にロンドン銀行間市場において主要銀行に対し提示した当該利率基準日の2 ロンドン営業日後に始まる日本円の6 か月預金のオファード・レート（年率で表示する。）を発行会社に提示するよう要請する。この場合、

(x) 当該利率決定日に6行以上の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合には、当該変動利息期間の適用利率は、発行会社が確認した当該オファード・レート（そのうち2つの最低値と2つの最高値を除く。）の算術平均値（必要な場合は、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）に年率（未定）%を加算した率とする。

(y) 当該利率決定日に2行以上5行以下の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合には、当該変動利息期間の適用利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オファード・レートの算術平均値（必要な場合は、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）に年率（未定）%を加算した率とする。

(z) 当該利率決定日に、発行会社に対し、利率照会銀行のうち1行のみが当該オファード・レートを提示した場合、またはいずれの利率照会銀行もオファード・レートを提示しなかった場合には、発行会社は、当該利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日（当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の6 か月預金のオファード・レートが表示されない場合、または当該日にロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には、当該表示がなされた直前のロンドン営業日）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の6 か月預金のオファード・レートを確認する。当該変動利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率（未定）%を加算した率とする。ただし、当該ロンドン営業日とその直前の利率基準日（もしあれば）以前である場合には、適用利率は直前の変動利息期間に有効であった適用利率とする。

本書において、「利率照会銀行」とは、当該利率決定日に関する利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日（当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の6 か月預金のオファード・レートが表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には当該表示がなされた直前のロンドン営業日）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の6 か月預金のオファード・レートを算出するために用いられた自行のオファード・レートを提示した銀行をいう。

(c) ベンチマークの廃止等

(i) 独立アドバイザー

当初参照レート（以下に定義する。）に関連してベンチマーク事由（以下に定義する。）が発生した場合で、適用利率（またはその構成部分）が依然として当該当初参照レートを参照することにより決定されるときは、発行会社は、合理的に実行可能な限り速やかに、合理的な努力をもって独立アドバイザー（以下に定義する。）を任命し、下記(ii)に従って後継レート（以下に定義する。）または（後継レートがない場合）代替参照レート（以下に定義する。）を決定し、下記(iii)に従ってスプレッド調整（以下に定義する。）（もしあれば）および下記(iv)に従ってベンチマーク関連修正（以下に定義する。）を決定するものとする。

かかる決定を行うに当たり、本「利息支払の方法 - (2) - (c)」に基づき任命された独立アドバイザーは、専門家として、発行会社と協議の上、誠実かつ商業上合理的な方法で行為するものとする。不誠実、明らかな誤りまたは詐欺的な行為があった場合を除き、独立アドバイザーは、本「利息支払の方法 - (2) - (c)」に基づき行う決定について、発行会社、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（かかる資格において行為する財務代理人を以下「支払代理人」という。）または本社債権者に対する一切の責任を負わないものとする。

以下の事由が発生した場合、その直後の変動利息期間に適用される適用利率は、（下記(z)の場合には、発行会社の選択により、任意に）直前の変動利息期間について本社債に関連して決定された直近の適用利率に等しいものとする。直前の変動利払日が存在しない場合、適用利率は、上記「利息支払の方法 - (1)」に定める利率に等しいものとする。

(x) 発行会社が独立アドバイザーを任命することができない場合。

(y) 発行会社によって任命された独立アドバイザーが、該当する利率決定日より前に、本(i)に従って後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートの決定を怠った場合。

(z) 後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートによる当初参照レートの代替、スプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正により、MREL/TLAC不適格事由（下記「償還の方法 - (2)」に定義する。）が生じるか、または関連規制当局（下記「償還の方法 - (2)」に定義する。）および/もしくは関連破綻処理当局（下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。）が、満期日ではなく、次の変動利払日を本社債の有効な満期日として扱うであろうと発行会社が判断する場合。

疑義を避けるために付言すると、本(i)は、該当する直後の変動利息期間のみに適用され、その後の変動利息期間は、本(i)に規定されるその後の運用および調整に従う。

#### (ii) 後継レートまたは代替参照レート

独立アドバイザーの決定において、

(x) 後継レートが存在するとした場合、その後の本社債の利息の将来の支払いに対する適用利率（またはその該当する構成部分）の決定には、当初参照レートに代えて当該後継レートを（下記(iii)に規定される調整に従うことを条件として）使用するものとする（ただし、本「利息支払の方法 - (2) - (c)」の運用に従う。）。

(y) 後継レートは存在しないものの、代替参照レートが存在するとした場合、その後の本社債の利息の将来の支払いに対する適用利率（またはその該当する構成部分）の決定には、当初参照レートに代えて当該代替参照レートを（下記(iii)に規定される調整に従うことを条件として）使用するものとする（ただし、本「利息支払の方法 - (2) - (c)」の運用に従う。）。

#### (iii) スプレッド調整

独立アドバイザーが、(i)後継レートまたは代替参照レート（場合による。）にスプレッド調整を適用する必要があると決定し、かつ(ii)当該スプレッド調整の量またはそれを決定するための算式もしくは方法を決定する場合、当該スプレッド調整は、後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用される。

#### (iv) ベンチマーク関連修正

後継レート、代替参照レートまたはスプレッド調整が本「利息支払の方法 - (2) - (c)」に従って決定され、独立アドバイザーが(i)当該後継レート、代替参照レートおよび/またはスプレッド調整の適切な運用を確保するために営業日調整、東京営業日およびロンドン営業日の定義、利率決定日および利率基準日、日割計算方法ならびに後継レートまたは代替参照レートの決定および計算に係るその他の関連する事項（かかる後継レートまたは代替参照レートを当初参照レートに相当するものとするた

めに必要な調整要素（スプレッド調整を含む。）を含むがこれに限定されない。）に係る社債の要項の修正（当該修正を、以下「ベンチマーク関連修正」という。）が必要であると決定し、かつ(ii)ベンチマーク関連修正の条件を決定する場合、発行会社は、適用ある日本法の許容する範囲内であり、かつ振替機関業務規程等の許容する範囲内で、下記(v)に従ってその旨を通知することを条件として、本社債権者の同意または承認を必要とすることなく、当該通知に定める日を発効日として当該ベンチマーク関連修正の効力を生じさせるために社債の要項を変更するものとする。

(v) 通知

発行会社は、財務代理人、利率確認事務取扱者（以下に定義する。）および支払代理人に対し、また上記「公告の方法」に従い本社債権者に対しては公告により、本「利息支払の方法 - (2) - (c)」に基づいて決定される後継レート、代替参照レート、スプレッド調整およびベンチマーク関連修正の具体的条件の一切について、独立アドバイザーからこれらの情報を受領した後速やかに通知する。かかる通知は取消不能とし、ベンチマーク関連修正の発効日（もしあれば）を定めるものとする。

当該通知において定める後継レートもしくは代替参照レート（場合による。）ならびに、適用ある場合、スプレッド調整（もしあれば）および/またはベンチマーク関連修正の具体的な条件（もしあれば）は、後継レートまたは代替参照レートならびにスプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正（もしあれば）の決定に際して明らかな誤りまたは不誠実性のある場合を除き、最終的なものであり、発行会社、財務代理人、利率確認事務取扱者、支払代理人および本社債権者に対し拘束力を有する。

(vi) 当初参照レートの存続

上記(i)、(ii)、(iii)および(iv)に基づく発行会社の義務を損なうことなく、上記(b)(ii)の当初参照レートおよびフォールバックに関する規定は、ベンチマーク事由が発生しない限り、かつ発生するまで適用され続けるものとする。

本書において、

「ベンチマーク事由」とは、以下の事由を意味する。

(i) 当初参照レートが5東京営業日以上公表されなくなるか、または存在しなくなること。

(ii) 当初参照レートの公表を永久にまたは無期限に停止した、または当初参照レートの公表を永久にまたは無期限に停止する旨の、当初参照レートの管理者による公式声明（当初参照レートの公表を継続する後継管理者が任命されていないことを条件とする。）。

(iii) 当初参照レートが永久にまたは無期限に廃止された、または廃止される旨の、当初参照レートの管理者の監督者による公式声明。

(iv) 当初参照レートの管理者の監督者による公式声明で、かかる公式声明により、当初参照レートが一般的に、または本社債に関して使用されることが禁止されることとなるもの。

(v) 当初参照レートの管理者の監督者の見解において、当初参照レートが評価対象市場の指標性を有していない、またはその計算方法が大幅に変更されている旨の、当該監督者による公式声明。

(vi) 支払代理人、利率確認事務取扱者または発行会社が、本社債権者に対する支払金額を、当初参照レートを使用して計算することが不法となること。

ただし、(ii)、(iii)および(iv)の場合、ベンチマーク事由は、該当する公式声明日ではなく、当初参照レートの公表停止日、当初参照レートの廃止日、または当初参照レートが使用禁止となった日（場合による。）に生じるものとする。

「当初参照レート」とは、本社債の適用利率（またはその構成部分）を決定するために使用される、当初指定されたベンチマークを意味する。

「独立アドバイザー」とは、上記「利息支払の方法 - (2) - (c) - (i)」に基づいて発行会社により任命された適切な専門知識を有する、国際的に評判の高い独立した金融機関または独立したファイナンシャル・アドバイザーを意味する。

「後継レート」とは、関連指定機関（以下に定義する。）が正式に推奨する当初参照レートの後継または代替レートを意味する。ベンチマーク事由の発生後、関連指定機関により推奨される後継または代替レートが複数存在する場合、独立アドバイザーは、本社債の特性および発行会社の性質（ただし、これに限定されない。）を考慮に入れて、最も適切な後継または代替レートを決定する。

「代替参照レート」とは、独立アドバイザーが上記「利息支払の方法 - (2) - (c) - (ii)」に従って決定し、かつ日本円による利息の利率（またはその該当する構成部分）を決定する目的で国際的な債券資本市場取引において慣例となっている代替的なベンチマークを意味する。

「スプレッド調整」とは、スプレッド（正または負のいずれもあり得る。）、またはスプレッドの計算式もしくは計算方法のいずれかで、いずれの場合も、独立アドバイザーが決定し、かつ当初参照レートを後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に置き換えることにより生じる本社債権者に対する経済的不利益または利益を、その状況において実務上合理的な範囲で低減または除去するために、後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用されることが要求されるものを意味し、以下のスプレッド、計算式または計算方法とする。

(i) 後継レートの場合、当初参照レートを後継レートに置き換えることに関して関連指定機関により正式に推奨されるもの。

(ii)（かかる推奨がなされない場合、もしくは代替参照レートの場合）業界で受け入れられる当初参照レートの代替レートを作成するために、国際的な債券資本市場取引において当該後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に慣習的に適用されると独立アドバイザーが判断したものの。

(iii)（独立アドバイザーがかかるスプレッドが慣習的に適用されないと判断した場合）独立アドバイザーが決定し、かつ当初参照レートを参照する店頭デリバティブ取引の業界標準として認識または承認されているもの（店頭デリバティブ取引において、かかるレートが後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に置き換えられている場合）。

(iv)（独立アドバイザーがかかる業界標準が認識または承認されていないと判断した場合）独立アドバイザーが適切であると判断するもの。

「関連指定機関」とは、ベンチマークに関して、以下の機関を意味する。

(i) ベンチマークが適用される通貨に係る中央銀行、または、ベンチマークの管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局。

(ii) (a)ベンチマークが適用される通貨に係る中央銀行、(b)ベンチマークの管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局、(c)上記の中央銀行もしくはその他の監督当局のグループ、または(d)金融安定理事会もしくはその一部が援助し、議長もしくは共同議長を務め、またはその要請によって構成されるワーキング・グループまたは委員会。

(d) 発行会社は、各利率決定日の午前10時（東京時間）頃に、本社債に関して振替機関業務規程等の目的上当該変動利息期間に係る一通貨あたりの利子額（以下「一通貨あたりの利子額」という。）を算出する。各変動利息期間の一通貨あたりの利子額は、振替機関業務規程等に従い、適用利率に当該変動利息期間の実日数を分子とし、360を分母とする分数を乗じて算出される。いずれかの変動利息期間の一部に係る一通貨あたりの利子額の計算は、1年360日の日割計算により、当該部分の実日数について行われるものとする。各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。



- (e) 各変動利息期間の適用利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かつ各変動利息期間開始後5東京営業日以内に、発行会社は、財務代理人に対し、当該適用利率ならびにこれに関する一通貨あたりの利子額および変動利払日を書面で通知する。ただし、いかなる変動利息期間についてもこれらの事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。
- (f) 上記(e)に従って適用利率ならびにこれに関する一通貨あたりの利子額および変動利払日の通知を行った後にこれに関する変動利息期間が延長されまたは短縮された場合には、発行会社はどのような調整が適切かを速やかに決定する。かかる調整が決定された後実務上可能な限り速やかに、発行会社は、財務代理人に対し、かかる調整に従って改定された一通貨あたりの利子額および変動利払日を書面により通知する。ただし、かかる改定に関する公告は、これを行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。
- (g) 本「利息支払の方法 - (2)」の規定に従って決定された適用利率、一通貨あたりの利子額または変動利払日は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。
- (h) 株式会社みずほ銀行は、日本国東京都の本店において、本社債に係る発行会社の利率確認事務取扱者（以下「**利率確認事務取扱者**」という。）として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、オファード・レートまたは利率（適用利率および一通貨あたりの利子額を含むがこれに限定されない。）の確認、算出および決定に関する本「利息支払の方法 - (2)」に基づく発行会社の一切の義務（独立アドバイザーによって行われる義務および公告を行う義務を除く。）の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。本「利息支払の方法 - (2)」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、随時、利率確認事務取扱者を変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職するものとする。この場合、発行会社は事前にその旨を公告する。
- (3) 下記「摘要 - 1 法定の減額または転換」に定める転換または消却に服することを条件に、本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本社債の金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、(i)2020年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）までの期間については1年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法 - (1)」に定める利率により、(ii)（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）までの期間については1年を360日とする日割計算により、変動利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法 - (2)」を準用して決定される利率により、経過利息が日本円により支払われる。ただし、その期間は、支払代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「**機構加入者**」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 4 支払い - (ハ)」に従って最後の公告を行った日から14暦日を超えない。発行会社は、財務代理人に対し、上記により決定された各利率を上記「利息支払の方法 - (2) - (e)」の規定に従って書面で通知する。かかる通知を

受けた財務代理人は、関連する支払期日後5東京営業日以内に、かかる利率をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。かかる利率に関する公告は、これを行うことを要しない。

## 償還の方法

### (1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、(未定)年(未定)月(未定)日に本社債の金額の100%で償還される。ただし、この日が東京営業日でない場合には、本社債の償還期日を翌東京営業日に繰下げるものとする(これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合かかる償還期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)

### (2) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還

MREL/TLAC不適格事由が発生した場合、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に45暦日以内30暦日以上での事前の公告(当該公告は取消することができない。)をすることによりいつでも未償還の本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%に償還期日(その日を含む。)までの経過利息(もしあれば)を付して償還することができる。この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制(以下に定義する。)により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可(必要に応じて)があることを条件とする。

本「償還の方法 - (2)」に基づき償還が行われる場合、発行会社は、MREL/TLAC不適格事由が発生した旨または償還期日後90暦日以内にMREL/TLAC不適格事由が発生することになる旨(場合による。)の証明書を償還期日の5東京営業日以上前に財務代理人に交付(当該交付は取消することができない。)し、かかる証明書の写しは、財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店において通常の営業時間内に本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (2)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本書において、

「**適用ある銀行規制**」とは、いかなる時においても、フランス共和国でその時点において効力を有する適正資本に関する法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味し、関連規制当局により適用されるその時点において効力を有する適性資本に関する規制、要件、ガイドラインおよび方針を含むが、上記の一般性を制限するものではない。

「**適用あるMREL/TLAC規制**」とは、発行会社に適用ある限りにおいて、( )MREL(以下に定義する。)ならびに( )FSB TLACタームシート(以下に定義する。)に規定されている諸原則またはそれらを承継する諸原則を実施するその時点の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味する。( )および( )に記載されている諸原則を実施する別個の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針が存在する場合には、「適用あるMREL/TLAC規制」とは、かかるすべての法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味する。

「**FSB TLACタームシート**」とは、金融安定理事会(FSB)が2015年11月9日付で公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築力に係る原則」と題する文書に記載されている総損失吸収力(TLAC)タームシート(その後の随時の改正を含む。)を意味する。

「**MREL**」とは、BRRD(下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。)第45条、単一破綻処理メカニズム規則第12条および2016年5月23日付委員会委任規則(EU)第2016/1450号に従って定められたBRRD適用金融機関向けの「自己資本および適格債務の最低基準」(または適用あるMREL/TLAC規制もしくは適用ある銀行規制に基づきこれを承継する基準)を意味する。

「MREL/TLAC不適格事由」とは、本社債のその時点での未償還名目残高の全部または一部がMREL/TLAC適格金融商品（以下に定義する。）としての基準を完全には充足していないことを意味する。ただし、かかる基準の未充足が本社債の発行日において合理的に予見可能である場合、当該本社債の残存期間が適用あるMREL/TLAC規制の規定する期間に達していないことを理由とする場合、または発行会社が適用あるMREL/TLAC規制の規定する要件に算入することが許容される適格債務の金額の制限のみを理由とする場合を除く。

「MREL/TLAC適格金融商品」とは、それぞれについて適用あるMREL/TLAC規制に従って発行会社のMRELに算入可能であり、かつ発行会社のTLAC適格金融商品（FSB TLACタームシートの意義の範囲内における）を構成する金融商品を意味する。

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後任もしくは代替の機関、または発行会社の健全性の監視および監督に第一義的な責任を有するその他の当局をいう。

### (3) 税務上の理由による償還

本社債の発行日以後に有効となった、フランス共和国もしくはその下部行政機関またはそれらのもしくはそれらの域内の課税当局の法令の変更、かかる法令の適用もしくは公的解釈の変更、または法律の要求もしくは所管税務当局の書面の要請による本社債の税務上の取扱いの変更が理由で発行会社が本社債について期日の到来する利息の次の支払機会に追加額（下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (口)」に定義する。）を支払うことなく当該支払いができない場合であって、かつ発行会社を含むフランス共和国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択により、いつでも未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%に償還期日（その日を含む。）までの経過利息（もしあれば）を付して償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要に応じて）があることを条件とする。）。ただし、償還期日は、かかる税金の源泉徴収を行うことなく発行会社が支払いを行うことができる実務上可能な限り最も遅い日より前とはされないものとする。

発行会社が、次の利払日において、追加額を支払う旨の約束があるにもかかわらず、その時に支払期限の到来する債務の全額の支払いを本社債権者に対して行うことがフランス法により禁じられることとなる場合には、発行会社は、その選択により、財務代理人に対し、その旨を、少なくとも30暦日前の書面による事前の通知を行い、かつ本社債権者に14暦日以上前の公告を上記「公告の方法」に従って行った上で、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日において償還期日と定められた日（その日を含む。）までの経過利息（もしあれば）とともに、未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要に応じて）があることを条件とする。）。

本「償還の方法 - (3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授權された役員1名が署名し、( )発行会社が下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (口)」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなること、( )発行会社が本「償還の方法 - (3)」に基づき本社債の償還を選択すること、( )当該償還期日、( )関連する事実の詳細とともに本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したこと、および( )発行会社を含むフランス共和国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できないことを記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、償還予定期日の少なくとも30暦日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14暦日前までに本社債権者にかかる事項を公告する。かかる償還

予定期日は東京営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、( )財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、( )財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (3)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (3)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

#### (4) 発行会社による任意償還

発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以内15暦日以上以前の公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることにより未償還の本社債の全部（一部は不可）を任意償還日（以下に定義する。）における本社債の金額の100%に経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要に応じて）があることを条件とする。

本書において、

「任意償還日」とは、（未定）年（未定）月（未定）日およびその後の各変動利払日をいう。

#### (5) 買入れ

発行会社またはその子会社はいずれも、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買入れることができる。この場合、かかる買入れは、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており（該当する場合）、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要に応じて）があることを条件とする。買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関連業務規程等において別段の定めがある場合を除き、保有し、転売しもしくは直ちに消却することができ、または保有し、転売しもしくは直ちに消却させることができる。

#### (6) 社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元本の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

#### 担 保

本社債には担保および保証は付されない。

#### 本社債の地位

本社債は、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に従って発行され、非上位優先債務（以下に定義する。）を構成する。本社債の元本および利息は、発行会社の直接、無条件、優先（*chirographaires*）かつ無担保の債務を構成し、現在および将来において常に

(a) 本社債相互の間および発行会社のその他の非上位優先債務の間で同順位であり、

(b) 発行会社の劣後債務（以下に定義する。）に優先し、

(c) 発行会社の上位優先債務（以下に定義する。）ならびに法的優先権を有する現在および将来におけるすべての請求権に劣後する。

発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、適用ある法律に服することを条件に、本社債権者は、以下により本社債に基づく支払いを受ける権利を有する。

(a) 上位優先債務ならびに法的優先権を有するかまたは非上位優先債務に優先する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に対する全支払いに劣後し、かつその全支払いが行われたことを条件とし、

(b) それらの全支払いが行われたことを条件に、発行会社の劣後債務ならびにそれ以外の非上位優先債務に劣後する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に優先する。

本社債に係る担保提供制限はない。本社債についての発行会社の意図は、適用あるMREL/TLAC規制に基づき、規制上、本社債がMREL/TLAC適格金融商品として扱われること、ならびに本社債がMREL/TLAC適格金融商品としての基準をもはや充足しない場合であっても、本社債に基づく発行会社の義務および本社債権者の権利は影響を受けないことである。ただし、この場合、発行会社は、上記「償還の方法 - (2)」に従って本社債を償還することができる。

本書において、

「**非上位優先債務**」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。

「**上位優先債務**」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-3°項に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。疑義を避けるために付言すると、2016年12月11日より前に発行会社が発行したすべての非劣後の負債証券は、上位優先債務を構成する。

「**劣後債務**」とは、発行会社により発行された劣後債務またはその他の金融商品であって発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務を構成するが、発行会社に供与される利益参加型融資 (*prêts participatifs*)、発行会社により発行される資本参加証券 (*titres participatifs*) および発行会社の超劣後債務 (*engagements dits "super subordonnés"* または *engagements subordonnés de dernier rang*) に優先するものをいう。

#### 財務上の特約

該当事項なし。

#### 社債権者集会

(1) 本社債は日本法に準拠し同法に基づいて解釈されるため(ただし、フランス法に準拠し同法に従って解釈される上記「本社債の地位」を除く。)、本社債権者を代表する集団 (*masse*) に関連するフランス商法典およびフランス通貨金融法典の規定は、本社債権者には適用されない。

(2) ( )本社債のその時点での未償還総額の10分の1以上を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対し財務代理人の本店において請求した場合(かかる本社債権者の請求には、振替機関または関連する口座管理機関(以下「**口座管理機関**」)という。)により発行された当該本社債の保有を証する証明書(以下「**保有証明書**」という。)が付されるものとする。)または( )発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35暦日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、財務代理人は発行会社のために当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21暦日前までに本社債権者に対して行い、かつ、発行会社は、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

(3) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席しもしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは(発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は)電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する(その時点で未償還の)本社債の金額に応じて

議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7暦日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

(4) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもって可決される。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

(a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、債務不履行によって生じた債務の免除または和解（下記(b)に記載の事項を除く。）

(b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為

(c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權されることのある社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債のその時点での未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって可決される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

(5) 本「社債権者集会」に従って可決された決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。

(6) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社がその時点で保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。

(7) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。

(8) 本「社債権者集会」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(9) 疑義を避けるために付言すると、消却、減額、転換および条件の変更は、ペイルイン権限（下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。）が行使された場合、社債権者集会の決議なく、すべての本社債および本社債権者に対して効力を有するものとする。

#### 準拠法および管轄裁判所

本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、フランス法に準拠し、同法に従って解釈される上記「本社債の地位」を除いて、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟その他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手続につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人として日本国東京都に所在する弁護士である梅津立氏を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディングに所在のアンダーソン・毛利・友常法律事務所のその時々々の住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りその時々において、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合はいつでも、発行会社は直ちに日本国東京都に所在する後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

## 摘 要

### 1 法定の減額または転換

#### (1) 承認

本社債のその他の条件または発行会社と本社債権者の間でなされるその他の契約、取決めもしくは合意にかかわらず、各本社債権者（本「摘要 - 1 法定の減額または転換」において、本社債の各実質的保有者を含む。）は、本社債を取得することにより、下記の内容を承認し、受諾し、同意し、承諾する。

(a) 関連破綻処理当局によって、その裁量においてなされるベイルイン権限の行使の効果（以下に定めるもののいずれかまたはそれらの組合せを含むことがあり、また結果としてこれらを招来することがある。）に服すること。

本支払金額（以下に定義する。）の全部または一部の恒久的減額

本支払金額の全部または一部の、発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換（およびかかる株式、有価証券または債務の本社債権者への発行）（社債の要項の修正、改定または変更による場合を含む。）。この場合、本社債権者は、本社債に基づく権利の代わりに、発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務を受け入れることに異議なく同意する。

本社債の消却

本社債の償還期限の改定もしくは変更、または本社債に関して支払われるべき利息の金額もしくは当該利息の支払期限の変更（支払いを一時的に停止することによるものを含む。）。

(b) 社債の要項は、関連破綻処理当局によるベイルイン権限の行使に服し、かかる権限の行使を有効にするために必要な場合、変更されることがあること。

本「摘要 - 1 法定の減額または転換」において、「**本支払金額**」とは、本社債の元本および未払いの経過利息（疑義を避けるために付言すると、下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に基づき支払われるべき追加額（もしあれば）を含む。）（その時点までに消却またはその他の方法で既

に支払義務を負わなくなっている場合を除く。)をいう。かかる金額は、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使より前に、支払期限が到来しているが支払われていない金額を含む。

## (2) ペイルイン権限

本書において、「**ペイルイン権限**」とは、金融機関および投資会社の再生および破綻処理の枠組みを定める2014年5月15日付欧州議会および欧州連合理事会指令(EU)第2014/59号(その後の随時の改正または置き換え(2020年12月28日に発効予定の2019年5月20日付指令(EU)第2019/879号(以下「**BRRD**」という。))によるものを含む。)を含み、以下「**BRRD**」という。)の国内法制化(2015年8月20日付フランス政令第2015-1024号(*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*))(その後の随時の改正を含み、以下「**2015年8月20日付政令**」という。)に基づくものを含むが、これらに限定されない。)、ならびに2014年7月15日付の欧州議会および欧州連合理事会規則(EU)第806/2014号(単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組みにおいて金融機関および一定の投資会社に係る破綻処理に関する統一規則および統一手続を定めるとともに規則(EU)第1093/2010号を改正するものである。その後の随時の改正または置き換え(2019年5月20日付規則(EU)第2019/877号によるものを含む。))を含み、以下「**単一破綻処理メカニズム規則**」という。)に関連する、またはその他のフランス法に基づく、フランス共和国の有効な法律、規制、規則もしくは要件、ならびにその都度それらに基づき制定される指示、規則および基準であり、これらに従って規制対象会社(以下に定義する。)(もしくは当該規制対象会社の関連会社)の債務の減額(一部もしくは全部)、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他の何らかの改定、または規制対象会社(もしくは当該規制対象会社の関連会社)の有価証券の当該規制対象会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換が可能となるものに基づいてその時々存在する権限をいう(破綻処理手続開始後のペイルイン・ツールの実施、破綻処理手続が開始される前か破綻処理手続を伴わない減額または転換権限の実施に関連するものであるか否かを問わない。))。

本「摘要 - 1 法定の減額または転換」において、「**規制対象会社**」とは、2015年8月20日付政令により改正された、フランス通貨金融法典第L.613-34条第1項に規定される会社をいい、一定の金融機関、投資会社およびフランス共和国において設立されたそれらの一定の親会社または持株会社を含む。

本書において、「**関連破綻処理当局**」とは、金融健全性規制・破綻処理機構(*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*)(以下「**ACPR**」という。)、単一破綻処理メカニズム規則により設立された単一破綻処理委員会および/またはその時々においてペイルイン権限を行使するまたは行使に参加する権限を有するその他の当局(単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づき行為する場合の欧州連合理事会および欧州委員会を含む。)をいう。

## (3) 本支払金額の支払い

本支払金額の返済または支払いがそれぞれ期日を迎える時点において発行会社またはそのグループ企業に適用されるフランス共和国および欧州連合における有効な法令に基づき発行会社がかかる返済または支払いを行うことが許される場合を除き、関連破綻処理当局によるペイルイン権限が発行会社に関して行使された後は、いかなる本支払金額の返済または支払いも支払期限が到来せず、本支払金額は支払われないものとする。

## (4) 債務不履行事由の不存在

発行会社に関する関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使の結果としての本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、本支払金額の発行会社またはその他の者のその他の有価証券または債務への転換、および本社債に関する関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使は、いずれも債務不履行事由には該当せず、その他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、本社債権者に対して救済(衡平



法上の救済を含む。) (当該救済は社債の要項により明示的に放棄される。) を受ける権利をもたらすものではない。

#### (5) 本社債権者に対する公告

本社債に関し関連破綻処理当局によりペイルイン権限が行使された場合、発行会社は、当該ペイルイン権限の行使について、実務上可能な限り速やかに、書面で財務代理人に通知し、または財務代理人に通知が行われるようにする。財務代理人は、発行会社に代わり、当該ペイルイン権限の行使について、上記「公告の方法」に従い実務上可能な限り速やかに、本社債権者に対し公告を行う。発行会社によるかかる通知の遅延または懈怠は、ペイルイン権限および本「摘要 - 1 法定の減額または転換」の有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また上記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (1)」に記載の本社債に対する効果に影響を及ぼさない。

#### (6) 按分

関連破綻処理当局によるペイルイン権限が本支払金額の総額よりも少ない金額に関して行使された場合、関連破綻処理当局により別途指示を受けた場合を除き、ペイルイン権限に基づく本社債に関する消却、減額または転換は、按分計算により行われる。

#### (7) 包括的条項

本「摘要 - 1 法定の減額または転換」に規定の事項は、発行会社と本社債権者の間でなされるその他の契約、取決めまたは合意を排除するものであり、上記の事項に関して包括的に適用される。

## 2 信用格付

### (イ) 信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「**信用格付業者**」という。）である株式会社格付投資情報センター（登録番号：金融庁長官（格付）第6号）（以下「R&I」という。）に対して、格付の付与を依頼しており、本社債の条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

発行会社は、2019年11月14日付で、R&Iから非上位優先債に関し、Aの発行登録予備格付を得ており、本書提出日（2020年12月1日）現在、かかる発行登録予備格付に変更はない。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>) の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

#### (ロ) 無登録格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）およびフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）（これらの格付業者はすべて信用格付業者として登録されていない（これら3格付業者を、以下「無登録格付業者」という。））に対して、格付の付与を依頼しており、本社債の条件決定後に、本社債に関して、ムーディーズからBaa2の格付を、S&PからA-の格付を、また、フィッチからAの格付を取得できる予定である。

（注）無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）を有しており、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。ムーディーズ、S&Pおよびフィッチのそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている（）ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（[https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、（）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（[https://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/home](https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（[https://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/regulatory/unregistered](https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」および（）フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

### 3 債務不履行事由の不存在

一定の事由が発生した場合について期限の利益喪失を本社債にもたらす債務不履行事由は本社債には存在しない。ただし、発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）が言い渡された場合、または発行会社が満期日前にその他の理由により清算された場合（統合、合同もしくは合併またはその他の破綻を背景とするもの以外の再編による場合を除く。）、本社債は上記「本社債の地位」に記載した条件に従い、直ちに支払うべきものとなる。

### 4 支払い

(イ) 本社債の元本および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、（）当該本社債権者が機構加入者の場合には直接に、（）その他の場合には、当該本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関を通じて行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元本または利息の支払いに必

要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免除される。

- (口) 2020年(未定)月(未定)日(その日を含む。)から(未定)年(未定)月(未定)日(その日を含む。)までの期間において、本社債の元本または利息の支払期日が東京営業日ではない場合、本社債権者はその翌東京営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。
- (ハ) 支払期日に支払われるべき本社債の元本または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、支払代理人は必要であればその旨を財務代理人に通知し、財務代理人は発行会社のために、かかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし支払代理人がかかる金額を受領した後遅くとも14暦日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に関して生じる一切の費用は、発行会社の負担とする。
- (二) 支払いは、あらゆる場合において( )支払地において適用される財政またはその他の法令の適用を受け(ただし、下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い」の規定について不利益を生じさせない。)、かつ( )1986年合衆国歳入法(以下「歳入法」という。)第1471(b)条に規定される同意、または歳入法第1471条から第1474条まで(またはこれらに基づく規制もしくは同意またはこれらの公的解釈)に基づき要求される同意、またはこれらの実施の円滑化のための合衆国と他の法域との間の政府間合意(またはかかる政府間合意を実施する法律)(以下「FATCA」と総称する。)に基づき要求される源泉徴収もしくは控除が適用される。

## 5 税制上の理由による追加の支払い

- (イ) 発行会社によるまたは発行会社のための本社債に関する元本、利息およびその他同様の収益の一切の支払いは、フランス共和国またはその下部行政主体もしくは課税当局によりまたはその域内で、課され、賦課され、徴収され、源泉されまたは課税される現在または将来のいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除も行うことなくなされる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合、この限りでない。
- (ロ) 本社債に関する利息の支払いにおいて、フランス共和国によりまたはフランス共和国のために課され、賦課され、徴収されまたは源泉される現在または将来のいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課に関する源泉徴収または控除がフランス法上要求される場合も、発行会社は、その時点での法律が許容する最大限において、かかる源泉徴収または控除が要求されなければ本社債権者が受領していたであろう金額を本社債権者が受領できるように追加額(以下「追加額」という。)を支払う。ただし、本社債に関する追加額は以下については支払われない。
- (a) 単に当該本社債を保有すること以外にフランス共和国と関連を有することを理由として、当該本社債に関してかかる税金、賦課金その他の公租公課を負担する本社債権者もしくは実質所有者、または当該本社債権者もしくは実質所有者のための第三者。
- (b) FATCAに基づいて当該源泉徴収または控除が課される場合。
- (ハ) 本書において利息には、本「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い」に従い利息に関し支払われることのある追加額を含むものとみなす。本「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

## 6 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期限未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元本および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本国の市場慣行が優先する。発行会社は、実務上可能な限り、上記の事項を遅滞なく本社債権者に対し公告するものとする。

本社債券の発行に関して生じる一切の費用は、発行会社の負担とする。

## 7 時効

本社債の消滅時効は、元本については10年、利息については5年とする。

## 8 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、財務代理人の本店に備え置く。

## 9 通貨の補償

本社債の元本、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは回収したいかなる金額も日本円建てで受領したまたは回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対して、( )かかる判決または命令のために、日本円で表示されている金額がかかる日本円以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と( )かかる判決または命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個で独立の請求原因となり、その時々の本社債権者がいかなる猶予をしたかを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

## 10 相殺権の放棄

本社債権者は、放棄された相殺権（以下に定義する。）について、発行会社が発生事由のいかんによらず、直接または間接を問わず、当該本社債権者に対して有し、または有するもしくは取得することのある一切の権利、請求権または債権（疑義を避けるために付言すると、かかる本社債に関連するか否かを問わず、一切の契約またはその他のあらゆる種類の証書に基づいて、またはこれらに関連して発生するすべてのかかる権利、請求権および債権を含む。）に対して、いかなる時点においてもこれを行使または主張することができない。各本社債権者は、すべての実在および潜在するかかる権利、請求権および債権について、適用ある法律が認める最大限の範囲ですべての放棄された相殺権を放棄したものとみなされる。

疑義を避けるために付言すると、本「摘要 - 10 相殺権の放棄」は、控除、相殺、ネットティング、補償、留置もしくは反訴の権利もしくは請求権を定めるように意図されておらず、またはこれらを認めていると解釈

されてはならず、またかかる権利もしくは請求権が本「摘要 - 10 相殺権の放棄」がなければ本社債権者に現に利用可能であり、もしくは利用可能となりうると解釈されてはならない。

本「摘要 - 10 相殺権の放棄」において、「**放棄された相殺権**」とは、本社債に基づいて、またはこれに関連して、直接、間接を問わず発生する控除、相殺、ネットिंग、補償、留置または反訴についての本社債権者の一切の権利または請求権を意味する。

## 11 フランスにおける課税上の取扱い

以下は、本社債の保有者であり、( )フランスの課税上フランス居住者ではない者、( )発行会社の株式を保有していない者に関連しうる源泉課税上の留意点に限られた要約である。当該要約は、本書提出時点でフランスの税務当局による有効かつ適用可能なフランス税法および規則に基づいており、すべては変更および/または異なる解釈（遡及効果を有する可能性がある。）に依拠する。当該要約は、一般的な情報のみであり、すべてのそれぞれ特有の状況における本社債の特定の保有者の本社債の購入、保有または処分決定に関連するフランスの課税上の留意点ではない。本社債への投資を検討する者または本社債の実質所有者はそれぞれ、自身の特有の状況における本社債への投資またはその所有および処分による課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。

発行会社による本社債に関する支払い（利息収益およびその他の収益）は、フランス税法第238-0A条の範囲内でフランス国外の非協定の国または地域（以下「**非協定地域**」という。）（フランス税法第238-0A条第2 bis項第2°号において言及される国または地域を除く。）で支払いがなされない限り、フランス税法第125A条3項に定める源泉徴収の対象とはならない。その場合は、一定の例外および二重課税条約により、より適切な条項がある場合はそれに従い、フランス税法第125A条第3項に基づき75%の源泉徴収が適用される。

さらに、フランス税法第238A条に従い、当該本社債に関する利息収益やその他の収益は、仮にこれらの支払いが非協定地域に居住または定住している人に対して支払われ、渡された場合、または非協定地域内の金融機関の口座に支払われた場合には、発行会社の課税所得からの控除の対象にはならない（以下「**控除対象除外**」という。）。一定の状況下においては、かかる非控除の利息収益およびその他の収益は、フランス税法第109条以下に基づいて、みなし配当と再分類される場合がある。この場合、かかる非控除の利息収益およびその他の収益には、( )課税上のフランス居住者ではない個人が得る支払いについては12.8%の税率、( )課税上のフランス居住者ではない法人が得る支払いについては、フランス一般租税法第219条1第2項第一文に規定される標準法人税率（すなわち、2020年1月1日に開始する事業年度については28%）、または( )フランス税法第238条-0A条第2 bis項第2°号において言及される国または地域を除く、フランス国外の非協定地域における支払いについては75%の税率で、フランス税法第119bis2条によって規定される源泉徴収税が課される場合がある（ただし、一定の例外や二重課税条約においてより適切な条項があればそれに従い課せられる。）。

上述した内容に関わらず、発行会社が本社債の発行の主たる目的および効果が非協定地域において利息収益およびその他の収益についての支払いが行われることを許容したもではなかったことを証明することができる場合には、フランス税法第125A条第3項に規定される75%の源泉徴収税も、（利息収益やその他の収益が純粋な取引に関連するものであってかつ標準から逸脱しまたは誇張された額でもないことを条件として）控除対象除外（および控除対象除外の結果賦課され得うるフランス税法第119bis2条に規定される源泉徴収税）も、本社債の発行には適用されない（以下「**本例外**」という。）。

ただし、*Direction Générale des Finances Publiques* (B01-INT-DG-20-50) の行政ガイドライン (*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*) の下では、本社債の発行は発行会社が本社債発行の主たる目的と効果について証明することなく、当該本社債が以下の場合には、本例外の利益を享受できる。

( )フランス通貨金融法典第L.411-1条の範囲内における、目論見書の発行が強制される公募によって売り出された場合、または、非協定地域以外の国において類似の売出しに基づく公募によって売り出された場合。なお、この場合における「類似の売出し」とは、海外の証券市場当局に対して募集のための書類を登録や提出する必要がある売出しを意味する。および/または、

( )フランスのまたは外国の規制対象の市場や多国間の証券取引システムにおいて取引することが認められている(ただし、当該市場やシステムが非協定地域に所在していない場合に限る。)場合、そして、当該市場の管理が市場管理者または、投資サービスプロバイダー、もしくは、類似の海外の団体によって運用されている場合(ただし、当該市場管理者、投資サービスプロバイダー、団体が非協定地域に所在していない場合に限る。)。および/または、

( )発行の段階において、フランス通貨金融法典第L.561-2条の範囲内において、中央信託機関もしくは証券デリバリー・支払システム管理者、または海外の類似の預託機構もしくは管理者(ただし、当該機構や管理者が非協定地域に所在していない場合に限る。)に取扱いが認められている場合。

## 12 日本における課税上の取扱い

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息および本社債の償還により支払いを受ける金額が本社債の発行価額を超える場合の差額(以下「**発行差益**」という。)ならびに本社債の譲渡により生ずる譲渡益は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者および外国法人が支払いを受ける本社債の利息および発行差益は、原則として日本国の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者および外国法人が本社債を日本国内において譲渡した場合、かかる譲渡から生ずる譲渡益については、原則として日本国の租税は課されない。日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、限定されまたは免除されることがある。

投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。

## 13 フランスに関する販売規制

共同主幹事会社は、それぞれ、本社債が、直接または間接を問わず、フランス共和国において公衆(適格投資家(*investisseurs qualifiés*))(規則(EU)第2017/1129号(以下「**目論見書規則**」という。))に定義される。)(以下「**適格投資家**」という。)を除く。)に募集、販売もしくはその他の方法によって譲渡されず、かつ今後もされる予定がないことに合意しており、また、本書または本社債に関するその他の募集資料は、フランス共和国において公衆(適格投資家を除く。)に配布されず、または配布させられず、かつ今後もされる予定はないことを表明および合意しており、かかる募集、販売および配布は、フランス共和国において適格投資家に対してのみなされる。

(A) 本社債の募集に関して、金融市場監視局(*Autorité des marchés financiers*)または欧州経済地域の別の加盟国の所轄官庁によって承認された目論見書(訂正、追補または補充を含む。)は作成されず、また、金融市場監視局(*Autorité des marchés financiers*)および発行会社に対して通知されていないこと、ならびに(B)上記のとおりフランス共和国において本社債の募集および販売の対象となる投資家によって取得される本社債のフランス共和国における公衆への販売(直接または間接を問わない。)は、目論見書規則第1条第(4)項およびフランス通貨金融法典第L.411-2条第1°項の適用除外にのみ従ってなされることを投資家にここに通知する。

## 2【新規発行による手取金の使途】

&lt;訂正前&gt;

## (1)【新規発行による手取金の額】

未定。

## (2)【手取金の使途】

社債の発行による手取金は、必要に応じて随時、発行会社による一般資金調達目的（貸付、信用供与、投資を含むがこれに限定されない。）に使用される予定です。

&lt;中略&gt;

&lt;訂正後&gt;

## (1)【新規発行による手取金の額】

「期限前償還条項付非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
(未定)円	(未定)円	(未定)円

「期限前償還条項付非上位円貨社債」

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
(未定)円	(未定)円	(未定)円

## (2)【手取金の使途】

「期限前償還条項付非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」

発行会社は、本社債の発行による差引手取概算額（以下「本差引手取概算額」という。）を、グループBPCE（以下に定義する。）のネットワークの14のポピュラー銀行および15のケス・デパーニュ（貯蓄銀行）（以下「地方銀行」と総称する。）に対して貸し付ける意向であり、また、地方銀行において、雇用の保護および創出のカテゴリー全般にわたって地域経済の開発に資する事業活動を行う顧客に対する融資またはローンの借換え（以下「適格ソーシャル・ローン」という。）のためにのみ、本差引手取概算額に相当する額を割り当てることを予定している。適格ソーシャル・ローンのプールは、フランス本土において経済的・社会的に不利な地域に所在する小規模企業および非営利団体に対する融資またはローンの借換えのみで構成されており、これによって雇用の保護または創出の促進、および経済が落ち込んだ地域の再生を目指している。詳細については、発行会社の「ソーシャルボンド/地域経済開発メソドロジー・ノート（カテゴリー：雇用の保護および創出）（Methodology Note for Social Bonds / Local Economic Development (category: Employment Conservation & Creation)）」に記載されている

とおりである。経済活動のうち非適格または除外対象とされるセクターの公式コードのリストは、発行会社のウェブサイトにおいて公表されている。

COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の世界的流行という状況において、未曾有の事態に直面する中、グループBPCEは顧客を支援するため、異例の措置を講じている。ポピュレール銀行傘下銀行、ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）、バンク・パラティーヌおよびナティクスは、大規模かつ迅速な対応力をもって、フランス全土の顧客が速やかに政府保証ローン制度の恩恵を受けることを確保した。

本差引手取概算額は、COVID-19の影響を受けたフランスの小規模企業を支援するため、発行会社のウェブサイト（「Investors」のページから、「Funding」のセクションへと進み、「Social bonds」のサブセクションを開くと表示される「グループBPCEのソーシャルボンド/地域経済開発 - COVID-19専用メソドロジー（Group BPCE Social Bonds-Local Economic Development-COVID-19 dedicated methodology）」において入手可能な「地域経済開発メソドロジー補完 - COVID-19対策地域経済開発債（Complement for LED methodology - LED bonds COVID-19 oriented）」と題する文書）に記載されているとおり、発行会社の「ソーシャルボンド/地域経済開発メソドロジー・ノート（カテゴリー：雇用の保護および創出）」に沿って割り当てられ、地方銀行が供与する「政府保証ローン（*Prêts garantis de l'Etat*）」に集中的に拠出される。

適格ソーシャル・ローンが期限前返済され、もしくは年次の監視の結果を受けて除外された場合、または適格ソーシャル・ローンが本社債の償還期日より前に弁済期限を迎えた場合、当該ローンは新規適格ソーシャル・ローンに置き換えられる。本社債の残存期間中、当該適格ソーシャル・ローンに出資される本差引手取概算額が割り当てられるまで、発行会社はその裁量により、一時的にかかる本差引手取概算額を現金、現金同等物および/または市場性のある有価証券に投資する。

本社債の残存期間中、発行会社は、適格ソーシャル・ローンの選定について監視し、自社のウェブサイトの専用セクションにおいて、本差引手取概算額の割当に関する年1回更新の最新情報を公表する。

発行会社の「ソーシャルボンド/地域経済開発メソドロジー・ノート（カテゴリー：雇用の保護および創出）」およびヴィジオ・アイリスが発行した関連する「セカンドパーティーオピニオン（Second Party Opinion）」は、発行会社のウェブサイト（「Investors」のページから、「Funding」のセクションへと進み、「Social bonds」のサブセクションを開くと表示されるページ）において入手可能である。

「グループBPCE」とは、BPCE S.A.グループ、ポピュレール銀行、ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）および一定の関連事業体を意味する。

#### 「期限前償還条項付非上位円貨社債」

本社債の発行による差引手取概算額は、必要に応じて随時、発行会社の一般事業目的（貸付、信用供与、投資その他銀行業務を含むがこれに限定されない。）のために使用される。

< 中略 >



## 募集又は売出しに関する特別記載事項

### 本社債に関連するリスクファクター

#### 1 発行会社の債権者としての本社債権者のリスク

##### ペイルイン権限：

##### ・本社債に適用される条項

発行会社は投資家各位に対し、ペイルイン権限に関し本社債に適用される条項について、上記「摘要 - 1 法定の減額または転換」を参照することを奨励する。

##### ・本社債は強制的に減額または資本へ転換される可能性がある。

BRRDにより、関連ある破綻処理当局は、財務の安定性の保護および納税者の損失エクスポージャーの最小化のために、銀行危機に早期に対処するための共通の手段および権限を付与される。

関連破綻処理当局は、以下の判断を下した場合、グループBPCE等の金融機関について破綻処理手続を開始することができる。

・ 金融機関が破綻しているかまたは破綻するおそれがあり、

・ 代替手段によって破綻を合理的な期間内に回避できる合理的な見込みがなく、かつ

・ 次の破綻処理目的の達成のためには破綻処理措置が必要であり、清算手続では失敗する可能性がある場合：( )重要な機能の継続を確保し、( )財務システムが大きく悪影響を受けることを避け、( )臨時の公的財政支援への依存を最小化することにより公的資金を保護し、( )顧客（特に預金者）の資金および資産を保護すること。

グループBPCEの中央機関と提携するすべての事業体（発行会社等）は、保証および連帯構造の利益を享受している。当該構造の目的は、フランス通貨金融法典第L.511-31条および第L.512-107-6条に従い、すべての関連会社の流動性および支払能力を確保し、グループBPCE全体の財務上の連帯を構築することである。

この財務上の連帯は、法律上の連帯体制の設置を制定し、必要に応じてすべての現金および現金同等物ならびに出資しているすべての関連会社が利用できる資本を最大限利用することにより、財政難に陥っている関連会社および/またはグループBPCEのすべての関連会社の流動性または支払能力を回復させることを中央機関に義務づける法規定に根ざしている。この徹底的な法律上の連帯の結果として、一または複数の関連会社が裁判所命令による清算の対象となったり、BRRDの意味における破綻処理措置の影響を受けたりする可能性はなくなり、すべての関連会社も影響を受けない。

裁判所命令による清算が必然的にすべての関連会社に影響を及ぼす場合、すべての関連会社の外部債権者は、特定の企業との関係性にかかわらず、そのランクおよび債権者順位に従って同一に扱われる。

破綻処理手続が開始された後、関連破綻処理当局は、当該金融機関の資本再構成または存続能力回復のために、一つまたは複数の破綻処理ツールを用いることができる。

破綻処理手続開始に関連して、かつこれに先立ち、または破綻処理手続を伴わないその他の特定の場合において、資金調達商品は減額または資本もしくはその他の金融商品に転換されることがある。関連破綻処理当局は、発行会社またはグループBPCEの実質破綻時に、恒久的に本社債を減額し、または本社債を資本（またはその他の金融商品）に転換することができる。対象となる資金調達商品には普通株式等Tier-1金融商品、その他Tier-1金融商品およびTier-2金融商品（劣後債等）が含まれる。

破綻処理手続が開始されると、関連破綻処理当局に付与される権限は「ペイルイン・ツール」（破綻処理の対象となっている金融機関またはそのグループの適格負債の減額（ゼロへの減額を含む。）または資本への転換を行う権限を意味する。）を含む。適格負債には資金調達商品として適格とされて

いない劣後債、無担保優先債務（本社債等）、および、保険対象外の預金または、担保が付されていないもしくはヘッジ目的で使用されることのない金融商品等、BRRDに従ってペイルイン・ツールの範囲から除外されないその他の負債が含まれる。ペイルイン・ツールは、資金調達商品でありかつペイルイン・ツールの適用時に未償還である負債にも適用される。上記「摘要 - 1 法定の減額または転換」において、ペイルイン権限を実施する規定が記載されている。

破綻処理手続の開始後において、関連破綻処理当局は、ペイルイン・ツールに加え、破綻金融機関または（一定の場合には）そのグループに対しその他の破綻処理ツールを実施する広い権限を有している。関連破綻処理当局の権限には、発行機関の事業の全部または一部の売却、資産の分割、負債証券に関し、債務者である当該発行機関の置換または代理、負債証券の条件の変更（満期および/もしくは未払利息額の変更ならびに/または支払いの一時停止の要求を含む。）、金融商品の上場廃止および金融商品取引の承認の取消しが含まれ、当該権限により、本社債の一部または全部が減額または資本に転換される可能性がある。かかる破綻処理ツールと並行して、関連破綻処理当局は、関連する事業体が締結した契約に基づく支払義務および引渡義務ならびに担保提供が引き続き履行される限り、支払義務または引渡義務を一時停止することができる。また、発行会社もしくはグループBPCEの財務状況が悪化しているか、または悪化していると考えられる場合、これらの権限の行使が、本社債の市場価格を、これらの権限が存在しない場合と比較してより急激に減少させる可能性がある。

BRRDに従って、かつ上記「摘要 - 3 債務不履行事由の不存在」に基づき、グループBPCEに関して破綻処理手続が開始された場合、発行会社が支払債務を履行し続けている限り、本社債権者は、債務不履行事由が起きたことを宣言し、本社債の満期を早め、社債の要項を修正し、または本社債に関してその他の執行権を行使する権利を有さない。

発行会社またはグループBPCEに関してBRRDに基づき何らかの措置を講じることにより、本社債権者の権利、本社債権者の本社債への投資の価格もしくは価値、および/または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、本社債権者は本社債への投資額の全部または大部分を失う可能性がある。

BRRDおよび関連事項に係る追加情報については、下記「破綻処理措置」を参照のこと。

#### **・振替制度における記録等**

ペイルイン・ツールの行使に関して従うべき手続および日程は定かではない。ペイルイン・ツールの行使の公告は、当該行使の効力発生日の直前になってしまうか、効力発生日後となる可能性すらある。また、ペイルイン・ツールの行使に基づき直ちに、発行会社および/または財務代理人が振替機関に対して、ペイルイン・ツールに従い必要な措置（振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止を含むが、これに限定されない。）をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止が、ペイルイン・ツールの行使の効力発生までにまたは効力発生と同時に実施されるという保証はなく、ペイルイン・ツールが行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額または転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、ペイルイン権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株式もしくはその他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続は、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

#### **債務不履行事由の不存在**

社債の要項は債務不履行事由について規定していない。したがって、本社債権者はいかなる場合でも本社債の満期を早めることはできない。そのため、本社債に係る支払いが期限内に行われない場合、

本社債権者は、その時点で本社債につき支払期限が到来している金額についてのみ請求することができる。

支払いの不履行があった場合、元本または利息の未払額の回収のために本社債権者が利用可能な唯一の救済手段は、かかる支払いを執行する手続を採ることであるが、これには時間も費用も掛かる可能性がある。そのため、利息または元本の支払いが大幅に遅延する可能性があり、また返済を求める本社債権者に悪影響が及ぶ可能性がある。その結果、本社債権者は本社債への投資額の全部または一部を失う可能性がある。

ただし、発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) が言い渡された場合、または発行会社がその他の理由により清算された場合 (統合、合同もしくは合併またはその他の破綻を背景とするもの以外の再編による場合を除く。)、本社債は直ちに支払うべきものとなる。

フランス法に基づく倒産手続については、下記「フランスの倒産法」を参照のこと。

### **フランスの倒産法**

発行会社はフランス共和国に登録事務所を有する金融機関であり、フランスの倒産法の適用対象である。フランスの倒産法では、それに反する規定にかかわらず、負債証券 (*obligations*) の保有者は、発行会社に関し保全手続 (*procédure de sauvegarde*)、迅速保全手続 (*procédure de sauvegarde accélérée*)、金融迅速保全手続 (*procédure de sauvegarde financière accélérée*) または裁判所主導再建手続 (*procédure de redressement judiciaire*) がフランス共和国内で開始された場合、保有者の共通の利益を守るために自動的に単一の負債証券保有者集会 (以下「**集会**」という。) にグループ分けされる。集会は、本社債を含む、発行会社により発行された負債証券 (*obligations*) (債券発行プログラムに基づくか否か、および準拠法の如何を問わない。) のすべての保有者により構成される。集会は発行会社に関して提案された保全計画 (*projet de plan de sauvegarde*)、迅速保全計画 (*projet de plan de sauvegarde accélérée*)、金融迅速保全計画 (*projet de plan de sauvegarde financière accélérée*) または裁判所主導再建計画 (*projet de plan de redressement*) について審議し、特に以下の事項を合意することができる。

- 負債証券の形式の債権の支払期限の変更および/またはかかる債権の全部もしくは一部を削減することにより、負債証券の保有者 (本社債権者を含む。) の負債 (*charges*) を増加させること
- 負債証券 (本社債を含む。) を、株式資本への権利を付与するかもしくは付与できる有価証券に転換する決定をすること、ならびに/または
- 負債証券の保有者 (本社債権者を含む。) の間における不平等な待遇の導入 (状況が異なることにより、これが正当化される場合)

集会の決定は3分の2の多数決によりなされる (集会出席者または代理人より投票した者が保有する負債証券の金額の割合により計算される。)。集会の開催のための定足数は要求されない。

疑義を避けるために付言すると、上記「社債権者集会」に規定される本社債権者の集会に関する条項は、当該条項がかかる状況に適用される強制倒産法の条項に準拠しない限り、適用されない。

発行会社がフランスの倒産法の適用を受ける場合、上記手続により、返済を求める本社債権者に対し悪影響が及ぶ可能性があり、本社債権者は本社債への投資額の全部または一部を失う可能性がある。

フランス法の下で実行可能な破綻処理手続については、上記「本社債は強制的に減額または資本へ転換される可能性がある。」を参照のこと。

### **社債の要項は非常に限定的な特約を包含している。**

本社債に関する担保提供制限は存在せず、社債の要項では、発行会社が発行することのある本社債に優先する債務証券の金額および発行会社が発行することのある本社債と同順位である有価証券の金額について制限を設けていない。かかる債務証券または有価証券の発行は、発行会社が清算された場合

に本社債権者が回収可能な金額を減少させる可能性がある。社債の要項に基づき、発行会社は、通常、その資産の一部または実質的に全部を他の法人または事業体に売却またはその他処分することを認められている。発行会社がその多額の資産を処分する決定をした場合、本社債権者は、本社債の繰上償還を宣言する権利がなく、かかる資産をもはや本社債の償還の原資とすることができなくなる。また、本社債により、発行会社は、追加債務の負担に係る財務比率を遵守すること、またはその他追加債務を負担する発行会社もしくはその子会社の能力を制限することを義務付けられておらず、また、本社債により、投資もしくは買収のために現金を使用する発行会社の能力、または配当金の支払い、株式の買戻しもしくはその他株主に対する現金の分配を行う発行会社もしくはその子会社の能力は制限されない。こうした行為は、発行会社の債務（本社債の債務を含む。）返済能力に対して、潜在的に影響を与える可能性があり、そのため、本社債権者に悪影響が及ぶ可能性がある。その結果、本社債権者は本社債への投資額の一部を失う可能性がある。

#### **本社債は手取金の使途を特定して発行される可能性がある。**

期限前償還条項付非上位円貨社債（ソーシャルボンド）（以下「本ソーシャルボンド」という。）に関する本差引手取概算額に相当する金額は、適格ソーシャル・ローンに適用される。

特定のプロジェクトが「ソーシャル」であると定義付けられるために必要とされる正確な特性については、現在のところ、市場のコンセンサスはない。

したがって、適格ソーシャル・ローンが、投資家またはその投資対象が準拠しなければならない投資基準またはガイドラインに関する現在または将来の投資家の予測または要件を、全部または一部充足するということが、投資家に対して保証されるわけではない。

本差引手取概算額に相当する金額を適格ソーシャル・ローンのために使用することができない場合、または、本ソーシャルボンドに関して、社会的活動に関心のある一定の投資家の投資要件を満たすこともしくは満たし続けることができない場合、本ソーシャルボンドの価格および/または流動性に影響を与える可能性があり、かつ/または、社会的資産に投資するようポートフォリオの運用を委託する一定の投資家に影響を与える可能性がある。その結果、本社債権者は本ソーシャルボンドへの投資額の一部を失う可能性がある。

## **2 本社債の市場および信用格付に関連するリスク**

### **本社債に係る活発な流通市場/売買市場の欠如**

本社債は広く流通しない可能性のある新発の証券であり、本社債について活発な売買市場が存在しないこともあり得る。本社債の新規発行後に本社債が売買される場合に、実勢金利、類似証券の市場状況、一般的経済状態および発行会社の財政状態によっては、当初公募価格を割り込んで取引される可能性がある。したがって本社債の売買市場の発展または流動性については保証の限りではない。その結果、投資家が直ちにあるいは自らの期待利回りを実現できる価格で本社債を売却できない場合もある。そのため、本社債権者に悪影響が及ぶ可能性があり、その結果、投資家は本社債への投資額の全部または一部を失う可能性がある。

### **発行会社の信用格付の低下または格付手法の変更は本社債の市場価格に影響を与える可能性がある。**

1 社または複数の独立格付機関が本社債について発行会社の信用格付を付与することがあり得る。発行会社の信用格付は、本社債を含むその債務についての発行会社の支払能力の評価である。このため発行会社の信用格付の現実の引下げまたは見込まれる引下げは、本社債の時価に影響を与える可能性がある。

信用格付は、ストラクチャー、市場、上述の追加的要因および本社債の価格に影響を与え得るその他の要因に関連するすべてのリスクの潜在的影響を反映していない可能性がある。信用格付は、有価証

券の購入、売却または保有の推奨ではなく、格付は信用格付機関により随時変更され撤回されうる。また信用格付機関は、本社債に類似した特徴を有する証券の格付手法を将来変更する可能性もある。こうした変更にはある発行会社の優先証券に付与されている格付と本社債に類似した特徴を持つ証券に付与されている格付との関連性（しばしば「ノッチング（差異化）」と呼ばれる）を含む場合がある。格付機関が将来かかる証券の格付慣行を変更し、かつ/または本社債の格付がその後引下げられ、変更され、停止され、または撤回された場合には、本社債の取引価格に対して著しいマイナスの影響を与える可能性があり、その結果、投資家は本社債への投資額の一部を失う可能性がある。

### **本社債の市場価格**

本社債の市場価格は発行会社の信用力および多くの追加要因（指数、市場の金利および利回りの変動ならびに満期日までの残存期間を含むが、これに限られない。）に影響される。

本社債の価格は、資本市場全般に影響を与える要因を含めて、フランス共和国、英国およびその他の地域の経済、金融および政治における出来事（英国のEU離脱を含む。）をはじめとする相互に関連する多くの要因に依存する。本社債権者が満期前に本社債を売却できる価格は、発行価格または本社債権者により支払われた購入価格を（場合によっては大幅に）割り込む可能性があり、結果的に本社債への投資額の一部が失われる可能性がある。

## **3 本社債の特定の発行のストラクチャーに関連するリスク**

### **(a) 期限前償還リスク**

**本社債の期限前償還により本社債権者の予想利回りが予想比大幅に下回る可能性がある。**

本社債に係る社債の要項は、発行会社とその選択により期限前償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要に応じて）があることを条件とする。）旨規定している。

また、MREL/TLAC不適格事由、源泉税務事由（以下に定義する。）またはグロスアップ事由（以下に定義する。）の発生以後、発行会社は、その選択により、社債の要項に従い、いつでも本社債の全部（一部は不可）を元本金額に経過・未払利息を付して償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要に応じて）があることを条件とする。）。

発行会社が本社債の償還を選択できる期間中または償還を選択した期間中において、当該本社債の市場価格は、償還可能な価格を大幅に上回らないものとなる可能性がある。発行会社が上記のいずれかの状況において本社債を償還する場合には、償還金が当該本社債の時価を下回る時点または実勢金利が相対的に低くなる可能性のある時点で本社債が償還される可能性があるというリスクが存在する。そのような状況では、投資家は償還金を関連する本社債と同等の有効な金利で類似の有価証券に再投資することができず、再投資できるのはより低い利率のものに限られる可能性がある。これは、本社債への投資額の一部を失う可能性のある本社債権者に対して、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

「源泉税務事由」とは、本社債の発行日以後に有効となった、フランス共和国もしくはその下部行政機関またはそれらもしくはそれらの域内の課税当局の法令の変更、かかる法令の適用もしくは公的解釈の変更、または法律の要求もしくは所管税務当局の書面の要請による本社債の税務上の取扱いの変更が理由で発行会社が本社債について期日の到来する利息の次の支払機会に追加額を支払うことなく当該支払いができない場合であって、かつ発行会社を含むフランス共和国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合をいう。

「グロスアップ事由」とは、発行会社が、次の利払日において、追加額を支払う旨の約束があるにもかかわらず、その時に支払期限の到来する債務の全額の支払いを本社債権者に対して行うことがフランス法により禁じられることとなる場合をいう。

**発行会社は、グロスアップ事由が発生した場合でも本社債の償還を行う義務はない。**

グロスアップに係る義務（社債の要項に基づくものを含む。）が、一般的に、フランス法に基づき執行可能であるか否かは不確定である。本社債に基づく支払義務（上記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (口)」に基づき追加額を支払う義務を含む。）が、フランス法に基づき違法または執行不可能であると判示された場合、発行会社は、本社債を償還する権利を有するが、義務は負わない。したがって、グロスアップ事由が生じた場合に発行会社が本社債の償還を行わない場合、本社債権者が受け取る金額が支払われるべき満額の金額を下回る可能性があり、またかかる本社債の市場価格および/または流動性は悪影響を受ける。その結果、本社債権者は本社債への投資額の一部を失う可能性がある。

#### **本社債に基づくグロスアップに係る義務の制限**

社債の要項に基づく何らかの支払いについて税金の源泉徴収または控除が行われる場合、上記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (口)」に基づき追加額を支払う義務は、本社債の利息の支払いにのみ適用され、本社債の元本の支払いには適用されない。そのため、発行会社は、源泉徴収または控除が本社債の元本の支払いに適用される範囲で、社債の要項に基づく追加額を支払う義務を負わない。したがって、源泉徴収または控除が本社債の元本の支払いに適用される場合、本社債権者が受け取る金額が本社債に基づいて償還時に支払われるべき満額の元本金額を下回る可能性があり、またかかる本社債の市場価格は悪影響を受ける可能性がある。その結果、本社債権者は本社債への投資額の一部を失う可能性がある。

#### **(b) 本社債の地位および適格性に関連するリスク**

**本社債は非上位優先債務であり、一部の債務に劣後する。**

本社債に基づく発行会社の債務は、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に定める意味における非上位優先債務を構成する。本社債は、その規定上、発行会社の直接、無条件、優先（*chirographaires*）かつ無担保の債務であると明示されるが、裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）の場合は、発行会社の上位優先債務の支払いとの優先関係においては劣後する。発行会社の上位優先債務は、2016年12月11日（非上位優先債務を規定している版のフランス通貨金融法典第L.613-30-3条の施行日）時点で残存するすべての預金債務、デリバティブおよびその他金融契約にかかる債務、非劣後負債証券、ならびにフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条の意味における非上位優先債務として明示されていない2016年12月11日以降に発行されたすべての非劣後負債証券または優先負債証券（上位優先債を含む。）が含まれる。

結果として、発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、支払いを受ける本社債権者の権利は、発行会社の現在および将来におけるすべての上位優先債務（上位優先債を含む。）ならびに法的優先権を有する現在および将来におけるすべての約束の保有者に対する全支払いに劣後する。発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）に当たり、発行会社の現在および将来におけるすべての上位優先債務（上位優先債を含む。）ならびに法的優先権を有する現在および将来におけるすべての約束の支払いが不完全な場合、本社債に係る発行会社の債務は消滅し、本社債権者は本社債への投資額を失うこととなる。

発行会社が追加で上位優先債務を負担することに制限はない。その結果、発行会社が裁判上の清算手続（*liquidation judiciaire*）を開始する場合、本社債の支払いを行う前に上位優先債務について多額の支払いを行うことになる。

また、発行会社が破綻処理を開始した場合、発行会社の適格債務（本社債を含む。）はバイルインの対象となる。すなわち、裁判上の清算手続（*liquidation judiciaire*）において適用される優先順位により（当該適格債務の全部もしくは一部が）減額され、またはエクイティ証券もしくは他の金融商品への転換が行われる可能性がある。本社債のような非上位優先債務は上位優先債務に劣後するため、本社債は発行会社の現在または将来の上位優先債務に関して減額または転換が行われるのに先立ってその全額が減額または転換される。これについては、上記「バイルイン権限：本社債は強制的に減額または資本へ転換される可能性がある。」を参照のこと。

結果として、本社債権者は、上位優先債務の保有者と比べて大幅な追加リスクを負い、発行会社が破綻処理または裁判上の清算手続（*liquidation judiciaire*）を開始した場合に投資額の全部または大部分を失う可能性がある。

#### **MREL/TLAC適格金融商品としての本社債の基準は不確実性を伴う。**

上記「本社債の地位」に規定のとおり、本社債は、適用あるMREL/TLAC規制に基づき、規制上、MREL/TLAC適格金融商品となることを意図されている。

現時点では、発行会社のようなグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）は、FSBが公表したFSB TLACタームシートに定められているTLACに加えて、MRELを常に充足する必要がある。2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）第2019/876号（CRR）およびBRRDにより、FSB TLACタームシートが実施され、MRELの適格性に関する要件が変更される。

TLACおよびMRELの相互作用に関連した不確定要素により、発行会社は、本社債が最終的にMREL/TLAC適格金融商品となることについて何ら保証をすることはできない。本社債がMREL/TLAC適格金融商品とならない場合（または当初はMREL/TLAC適格金融商品であったものの、その後適用あるMREL/TLAC規制の変更により不適格となった場合）には、MREL/TLAC不適格事由が発生し、上記「本社債の期限前償還により本社債権者の予想利回りが予想比大幅に下回る可能性がある。」において示される事態となり、その結果、投資家は本社債への投資額の一部を失う可能性がある。

#### **(c) 金利リスク**

##### **本社債の価格は変動する可能性がある。**

固定利付社債への（本社債の場合は、固定利息期間における）投資は、その後の市場金利の変動が本社債の価格に悪影響を与える可能性のあるリスクを伴う。

将来の市場における金利の変動を予想することは困難であるが、かかる変動は本社債の価格に著しい悪影響を及ぼす可能性があり、それにより、流通市場において本社債を売却する本社債権者がその当初の投資額の一部を失うこととなる可能性がある。

##### **投資家は本社債の収益率をあらかじめ計算することができない。**

変動利付社債と固定利付社債の主たる違いは、変動利付社債の受取利息は予測不能という点である。受取利息が変化するため投資家は購入時に変動利付社債の確定利回りを算定することができず、したがって当該投資収益率を長い固定利息期間を有する投資の投資収益率と比較することができない。社債の要項が頻繁な利払日を定めている場合、投資家は市場金利の下降時に再投資リスクにさらされる。すなわち投資家は自らに支払われた受取利息の再投資を当該時点の相対的に低い実勢金利に限定される可能性がある。さらに発行会社は固定利付社債も発行することが可能なため、固定利付社債が、変動利息期間における本社債の時価および流通市場（もしあれば）に影響を与える可能性もある（その逆も同様である）。

変動利息期間における本社債への投資は、(i)参照金利および(ii)かかる参照金利に対して場合に応じて加算または減算される利幅から構成される。通常、当該利幅は社債の全期間を通して不変であるが、参照金利は社債の要項に規定されるところに従い定期的に調整され、一般的な市場状況に応じて

変動する。その結果、変動利息期間における本社債の市場価格は、市場金利の変動（特に短期的な変動）により参照金利が変動した場合、当該参照金利が次の定期的調整の本社債の金利に適用されることで、変動性が高くなる可能性がある。

将来の市場における金利の変動を予想することは困難であるが、かかる変動は変動利息期間における本社債の利回りに著しい悪影響を及ぼす可能性があり、また再投資リスクを引き起こす可能性がある。

**「ベンチマーク」に係る改革および規制は、本社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。**

投資家は、ロンドン銀行間オファード・レート（以下「LIBOR」という。）が、近年の国内外およびその他の規制指針ならびに改革案の対象となっていることを認識すべきである。かかる改革の中には、すでに実施されているものも、まだ実施されていないものもある。かかる改革により、当該ベンチマークが従来とは異なったパフォーマンスを示し、もしくは完全に消滅し、または予測不可能なその他の結果が生じる可能性がある。かかる結果は、本社債の流動性、価値および収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

金融商品および金融契約のベンチマークとして使用される指数、または投資ファンドのパフォーマンスを測定するために使用される指数に関するEU規則（以下「ベンチマーク規制」という。）は、2016年6月29日に欧州の官報において公表され、2018年1月1日以降、ベンチマーク規制の規定の大部分が適用されている。

ベンチマーク規制は、「ベンチマーク」の提供、「ベンチマーク」への入力データの拠出、およびEU内における「ベンチマーク」の使用に適用される。ベンチマーク規制は、特に、(i)ベンチマーク管理者に対して、認可もしくは登録され（または、EU外を拠点とするベンチマーク管理者の場合には、同等の制度に従うか、または、その他の方法で承認もしくは是認され）、「ベンチマーク」の管理に関する広範な要件を遵守する（または、EU外を拠点とするベンチマーク管理者の場合には、同等の要件に従う）ことを要求し、(ii)認可/登録されていない（または、EU外を拠点とするベンチマーク管理者の場合には、同等の制度に従っているとみなされていない、または承認もしくは是認されていない）管理者の「ベンチマーク」をEUの監督対象事業体が一定の目的で使用することを防ぐものである。

特に、ベンチマーク規制の要件を遵守するために「ベンチマーク」に係る手法またはその他の条件が変更された場合、ベンチマーク規制は本社債に重大な影響を与える可能性がある。かかる変更は、とりわけ、公表された金利または「ベンチマーク」の水準を低下もしくは上昇させ、またはその変動に影響を与える可能性があり、その結果、本社債権者は投資額の一部を失う可能性がある。

さらに幅広く見れば、国内外もしくはその他の「ベンチマーク」に係る改革案または「ベンチマーク」の規制当局による一般的な審査の増加により、「ベンチマーク」の管理またはその設定に参加するための、またかかる規制または要件を遵守するための費用およびリスクが増大する可能性がある。

こうした要因は、一定の「ベンチマーク」に次のような影響を与える可能性がある。すなわち、(i)市場参加者が一定の「ベンチマーク」を継続的に管理し、もしくはこれに寄与することを阻害する、(ii)一定の「ベンチマーク」において使用される規則もしくは手法の変更を引き起こす、または(iii)一定の「ベンチマーク」の消滅につながる、といった影響である。国内外もしくはその他の改革案またはその他のイニシアティブもしくは調査に起因する上記の変更またはその他の派生的変更は、本社債の価値および収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

#### **変動利付社債 - ベンチマークの廃止**

本社債に関連する一定の状況（該当するベンチマーク（またはその構成部分）の管理停止を含む。）において、フォールバックに関する取決めには以下の可能性が含まれる。



(A)該当する利率（またはその構成部分（該当する場合））は、発行会社により任命された独立アドバイザーにより決定された後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）を参照して設定または決定（該当する場合）することができ、または、発行会社が（合理的な努力を尽くしても）独立アドバイザーを任命することができない場合、もしくは発行会社により任命された独立アドバイザーが当該決定を行わない場合は、直前の変動利息期間について本社債に関連して決定された直近の適用利率または固定利息期間の金利（直前の変動利息期間が存在しない場合）を適用する。

(B)当該後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）は、該当する独立アドバイザーが（必要に応じて）調整することができる。

いずれの場合においても、独立アドバイザーは、社債の要項に詳細に記載されるとおり、誠実かつ商業上合理的な方法で行為する。

後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）の適用に関して、本社債権者の同意は必要とされない。また、後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）を適用するために行われる社債の要項（またはその他の文書）のその他の該当する調整および/または修正に関して、適用ある日本法の許容する範囲内であり、かつ振替機関業務規程等の許容する範囲内で、本社債権者の同意は必要とされない。

一定の状況において、特定の変動利息期間（後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）が決定されない場合を含む。）の最終的なフォールバックは、次の変動利息期間に直前の変動利息期間の適用利率を使用することである。さらに、発行会社が、後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）の適用によりMREL/TLAC不適格事由が発生すると判断した場合、または関連規制当局および/もしくは関連破綻処理当局が、満期日ではなく、次の変動利払日を本社債の有効な満期日として扱う場合、適用利率は、発行会社の選択により、直前の変動利息期間の適用利率（または固定利息期間の金利（直前の変動利息期間が存在しない場合））とすることができる。

その結果、直前の変動利払日が存在しない場合、社債の要項に従い、変動利息期間の本社債には固定利息期間の金利が有効に適用される可能性がある。さらに、後継レートおよび代替参照レートの入手可能性に関する不確実性ならびに独立アドバイザーの関与により、該当するフォールバックに関する規定が該当する時期において意図したとおりに運用されない可能性がある。

こうした影響は、本社債の価値および収益に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、本社債権者は投資額の一部を失う可能性がある。

さらに、上記の事項または該当する金利の設定もしくは存在にその他の著しい変更があった場合には、発行会社が本社債に係る義務を履行する能力に影響を与え、または本社債の価値または流動性およびこれに基づく支払金額に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、本社債権者は投資額の一部を失う可能性がある。投資家は、上記の状況においては、独立アドバイザーが該当する後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）を調整する裁量権を有することに留意すべきである。かかる調整は予想外の商業的結果をもたらす可能性があり、また、各本社債権者に固有の状況のために、かかる調整が各本社債権者にとって有利でない可能性がある。

**利率確認事務取扱者は、変動利息期間における本社債の収益、価値および市場に影響を与え得る決定および選択を行う権限を有する予定であり、または有する可能性がある。**

社債の要項に基づき、利率確認事務取扱者は、変動利息期間における本社債の利率について、一定の決定、判断および選択を行うことができる。利率確認事務取扱者は、その単独の裁量により、かかる決定、判断または選択を行い、利率確認事務取扱者が行うかかる決定、判断または選択は、変動利息期間における本社債に関して支払われるべき利息の金額に影響を与える可能性がある。社債の要項に基づく利率確認事務取扱者による裁量権の行使（当該利率確認事務取扱者が行使するあらゆる裁量権

を含むがこれに限定されない。)は、利益相反をもたらす可能性がある。必要な決定、判断および選択を行うに当たり、発行会社の代理人として行為する利率確認事務取扱者は、本社債権者の利益に反する経済的利益を有する可能性があり、当該決定、判断または選択が、本社債の収益、価値および市場に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

#### **固定利付社債から変動利付社債への転換に関連するリスク**

本社債には、当初、固定金利が付される。その後、上記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」または「償還の方法 - (4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、固定金利から変動金利への転換が自動的に行われる。金利の転換は、借入コスト総額の減少につながる可能性があるため、本社債の流通市場および市場価値に影響を与えるであろう。固定金利が変動金利に転換された場合、本社債のスプレッドは、同一の参照レートと連動した比較可能な発行会社の変動利付社債の実勢スプレッドよりも不利となる可能性がある。さらに、新しい変動金利は、いずれの時点においても、発行会社のその他の社債の金利よりも低い可能性がある。投資家は本社債に関連するリスクファクターを参照すべきである。

#### **破綻処理措置**

2014年5月15日、欧州議会および欧州連合理事会はBRRDを採択した。BRRDの目的は、関連破綻処理当局（発行会社およびグループBPCEに関しては、欧州中央銀行またはACPRのいずれかを指す。）に対し、財務の安定性の保護および納税者の損失エクスポージャーの最小化のために、銀行危機に早期に対処するための共通の手段および権限を与えることにある。BRRDは、2015年8月20日付政令によりフランス共和国において実施された。BRRDは、金融機関および投資会社の損失吸収力および資本再構築力に関してBRRDを改正するものであるが、2019年6月7日付の欧州連合官報において公表され、2019年6月27日に発効した。一定の例外を除き、EU加盟国は2020年12月28日までにBRRDを国内法として施行する。

#### **破綻処理**

BRRDに従い、関連破綻処理当局は、以下の判断を下した場合、発行会社のグループ等の金融機関について破綻処理手続を開始することができる。

- ・ (客観的要素に基づき)金融機関が破綻しているかまたは破綻するおそれがあり、
- ・ 代替手段によって破綻を合理的な期間内に回避できる合理的な見込みがなく、かつ
- ・ 次の破綻処理目的の達成のためには破綻処理措置が必要であり、清算手続では失敗する可能性がある場合：( )重要な機能の継続を確保し、( )財務システムが大きく悪影響を受けることを避け、( )臨時の公的財政支援への依存を最小化することにより公的資金を保護し、( )顧客（特に預金者）の資金および資産を保護すること。

金融機関の破綻とは、継続的な許認可の要件を遵守していない場合、債務その他の負債を期日に支払うことができない場合、臨時の公的財政支援を必要とする場合（一定の例外あり）または負債の額が資産の額を上回っている場合を意味する。

破綻処理手続が開始された後、関連破綻処理当局は、下記のとおり、当該金融機関の資本再構成または存続能力回復のために、一つまたは複数の破綻処理ツールを用いることができる。破綻処理ツールは、株主がまず損失分を負担し、次にその他Tier-1金融商品およびTier-2金融商品（劣後債等）として適格な資金調達商品の保有者、その後に債権者が通常の倒産処理手続における債権の順序に従い損失分を負担することになるように実行される（一定の例外あり。）。フランス法には、「債権者は、通常の倒産処理手続を適用した場合よりも不利にならない（no creditor worse off than under normal insolvency proceedings）」原則（かかる原則により、破綻処理の対象となっている金融機関の債権者は、金融機関が清算手続に基づき解散した場合に被るであろう損失を上回る損失を被ること

はない。)を含め、特定の破綻処理ツールおよび方策が実施された際の一定の保全措置も規定されている。

#### 執行制限

BRRD第68条は、フランス共和国において国内法制化されており、発行会社に関する破綻処理手続の開始を含む一定の危機回避策および危機管理策は、発行会社が支払債務を履行し続けている限り、それだけでは発行会社に対する契約上の執行権または発行会社の債務を修正する権利を生じさせないと規定している。したがって、発行会社に関して破綻処理手続が開始された場合、発行会社が支払債務を履行し続けている限り、本社債権者は、執行措置を講じ、または社債の要項を修正する権利を有さない。ただし、かかる権利は、いかなる場合も、本社債に係る債務不履行事由の不存在により制限される。

BRRD は、かかる要件を関連破綻処理当局が決定した支払停止および引渡義務にまで適用する。

#### 財政連帯構造

上記の破綻処理措置ならびに発行会社に関する危機回避策および危機管理策の執行に記載された規定は、グループBPCEの財政連帯構造の観点から読まれるべきものである。

グループBPCEについては、グループBPCEの中央機関と提携するすべての事業体は、保証および連帯構造の利益を享受している。当該構造の目的は、フランス通貨金融法典第L.511-31条および第L.512-107-6条に従い、すべての関連会社の流動性および支払能力を確保し、グループBPCE全体の財務上の連帯を構築することである。

この財務上の連帯は、法律上の連帯体制の設置を制定し、必要に応じてすべての現金および現金同等物ならびに出資しているすべての関連会社が利用できる資本を最大限利用することにより、財政難に陥っている関連会社および/またはグループBPCEのすべての関連会社の流動性または支払能力を回復させることを中央機関に義務づける法規定に根ざしている。この徹底的な法律上の連帯の結果として、一または複数の関連会社が裁判所命令による清算の対象となったり、BRRDの意味における破綻処理措置の影響を受けたりする可能性はなくなり、すべての関連会社も影響を受けない。

裁判所命令による清算が必然的にすべての関連会社に影響を及ぼす場合、すべての関連会社の外部債権者は、特定の企業との関係性にかかわらず、そのランクおよび債権者順位に従って同一に扱われる。

#### 資金調達商品の減額および転換

破綻処理手続開始に関連して(かつこれに先立ち)または下記の(破綻処理手続を伴わない)その他の特定の場合において、資金調達商品は減額または資本もしくはその他の金融商品に転換されることがある。対象となる資金調達商品には普通株式等Tier-1金融商品、その他Tier-1金融商品およびTier-2金融商品(劣後債等)が含まれる。

関連破綻処理当局は、破綻処理手続の開始条件が充足されていると判断した場合、発行金融機関もしくはそのグループの存続能力が減額もしくは転換に依存している場合、または発行金融機関もしくはそのグループが臨時の公的支援を必要としている場合(一定の例外あり)、資金調達商品の減額または資本もしくはその他の金融商品への転換を行わなければならない。また、( )発行金融機関もしくはそれが所属するグループが破綻しているかもしくは破綻するおそれがあり、当該破綻の回避のために減額もしくは転換が必要な場合、( )金融機関の存続能力が減額もしくは転換に依存している(かつ合理的な観点から、別の措置(破綻処理措置を含む。)によって発行金融機関もしくはそのグループの破綻を合理的な期間内に回避することができない)場合、または( )発行金融機関もしくはそのグループが臨時の公的支援を必要としている場合(一定の例外あり)、資金調達商品の元本を減額し、または資本もしくはその他の金融商品に転換することができる。発行金融機関の破綻は、上記の

方法により決定される。グループの破綻は、客観的な証拠（グループの自己資本を激減させるおそれのある大幅な損失の負担等）に基づき、かかるグループが連結自己資本比率に関する規制に違反するかまたはかかる違反が近いうちに発生するおそれがある場合に、発生するまたは発生するおそれがあると考えられる。

これらのうち一つまたは複数の条件が充足された場合、普通株式等Tier-1金融商品がまず減額されるか、債権者に移転され、また、金融機関が破綻処理に入り、その純資産がプラスの場合は、その他の資金調達商品および適格負債の転換により大幅に希薄化される。その後、その他の資金調達商品（まずはその他Tier-1金融商品で、次にTier-2金融商品（劣後債等））は減額されるかまたは普通株式等Tier-1金融商品もしくはその他の金融商品に転換される（かかる金融商品も減額される可能性がある）。

#### ペイルイン・ツール

破綻処理手続が開始されると、関連破綻処理当局に付与される権限はペイルイン・ツールを含む。ペイルイン可能な負債には、すべての対象負債（資金調達商品として適格とされていない劣後債、無担保非上位優先債務（本社債等）および無担保上位優先債務を含む。）が含まれる。ペイルイン・ツールは、資金調達商品でありかつペイルイン・ツールの適用時に未償還である負債にも適用される。

関連破綻処理当局が、ペイルイン可能な負債についてペイルイン・ツールを行使できるのは、以下の優先順位に従い資金調達商品がまず減額されるかまたは資本もしくはその他の金融商品に転換されてからである：（ ）普通株式等Tier-1金融商品が最初に減額される。（ ）その他Tier-1金融商品が減額または普通株式等Tier-1金融商品に転換される。（ ）Tier-2資金調達商品が減額または普通株式等Tier-1金融商品に転換される。これを受けて、ペイルイン・ツールは、以下のとおりペイルイン可能な負債を減額または転換するために使用できる：（ ）資金調達商品以外の劣後債商品が、通常の倒産処理手続における債権の順位に従い減額または普通株式等Tier-1金融商品に転換される。（ ）その他のペイルイン可能な負債が、通常の倒産処理手続における債権の順位に従い減額または普通株式等Tier-1金融商品に転換される。この関連で、無担保非上位優先債務（本社債等）は、発行会社の上位優先債務に先立ち減額され、または資本に転換される。同順位の金融商品は通常、按分計算により減額または資本に転換される。

#### その他の破綻処理措置

ペイルイン・ツールに加え、関連破綻処理当局は、破綻金融機関または（一定の場合には）そのグループに対しその他の破綻処理措置を実施する広い権限を有しており、それには以下のものが含まれる（が、これに限定されない。）：当該金融機関の事業の全部または一部の第三者または承継金融機関への売却、資産の分割、負債証券に関し、債務者である当該金融機関の置換または代理、負債証券の条件の変更（満期および/もしくは未払利息額の変更ならびに/または支払いの一時停止の要求を含む。）、金融商品の上場廃止および金融商品取引の承認の取消し、取締役および/もしくは経営者の解任および/もしくは交代、または一時的な管理者（*administrateur spécial*）の任命および新たな株式もしくは自己資本の発行。

関連破綻処理当局は、自らの権限を行使する場合、破綻処理対象の当該グループまたは金融機関の状況および関連破綻処理当局の決定が欧州経済地域の関係加盟国または英国に与える影響を考慮しなければならない。

#### **本社債に関連する投資家の情報開示について**

本社債の購入を予定している投資家の名称、投資方針や投資に関する検討状況、需要額・希望価格および最終的な購入金額等の情報（個人情報を除く。）については、共同主幹事会社であるJPモルガン

証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社、ナティクス日本証券株式会社および野村證券株式会社に対して投資家より情報開示にかかる不同意の申出がない限り、各共同主幹事会社を通じて、必要に応じて発行会社に開示、提供および共有される予定である。なお、発行会社は当該情報について、本社債の募集または発行に関する目的以外には使用しない。

< 中略 >

### 第3【その他の記載事項】

< 訂正前 >

該当事項なし。

< 訂正後 >

発行登録目論見書の表紙に発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。なお、本社債の名称およびその注記は、以下のものを使用する予定である。

「ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第（未定）回期限前償還条項付非上位円貨社債（2020）（ソーシャルボンド）」

ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第（未定）回期限前償還条項付非上位円貨社債（2020）」

注：発行会社は、期限前償還条項付非上位円貨社債（ソーシャルボンド）および/または期限前償還条項付非上位円貨社債を単数または複数本立てで起債する予定である。」

また、発行登録目論見書の表紙裏以下に以下の記述を記載する。

「本社債に関し、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合等には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合は、各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものでもありません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含みます。）（以下「証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、本社債が証券法に基づき登録されていない限り、または証券法上登録義務を免除されていない限り、アメリカ合衆国内において、またはアメリカ合衆国人に対し、その計算でもしくはその利益のために募集または売り付けられることはありません。上記で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。

本社債は、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に従って発行され、非上位優先債務（以下に定義します。）を構成します。本社債の元本および利息は、発行会社の直接、無条件、優先（*chirographaires*）かつ無担保の債務を構成し、現在および将来において常に(a) 本社債相互の間および発行会社のその他の非上位優先債務の間で同順位であり、(b) 発行会社の劣後債務（以下に定義します。）に優先し、(c) 発行会社の上位優先債務（以下に定義します。）ならびに法的優先権を有する現在および将来におけるすべての請求権に劣後します。発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、適用ある法律に服することを条件に、本社債権者は、以下により本社債に基づく支払いを受け

る権利を有します。(a) 上位優先債務ならびに法的優先権を有するかまたは非上位優先債務に優先する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に対する全支払いに劣後し、かつその全支払いが行われたことを条件とし、(b) それらの全支払いが行われたことを条件に、発行会社の劣後債務ならびにそれ以外の非上位優先債務に劣後する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に優先します。

「**非上位優先債務**」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-4°項および第R.613-28条に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいいます。

「**上位優先債務**」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-3°項に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいいます。疑義を避けるために付言すると、2016年12月11日より前に発行会社が発行したすべての非劣後の負債証券は、上位優先債務を構成します。

「**劣後債務**」とは、発行会社により発行された劣後債務またはその他の金融商品であって発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務を構成するが、発行会社に供与される利益参加型融資 (*prêts participatifs*)、発行会社により発行される資本参加証券 (*titres participatifs*) および発行会社の超劣後債務 (*engagements dits "super subordonnés" または engagements subordonnés de dernier rang*) に優先するものをいいます。

本社債に関する主要なリスクファクターについては、本発行登録目論見書の「第一部 証券情報 - 募集又は売出しに関する特別記載事項」に含まれる「本社債に関連するリスクファクター」をご参照ください。」

## 第二部【参照情報】

< 訂正前 >

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2018年度）（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

2019年6月14日関東財務局長に提出

事業年度（2019年度）（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

2020年6月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2020年度）（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

2021年6月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（2019年度中）（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

2019年9月30日関東財務局長に提出

事業年度（2020年度中）（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

2020年9月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2021年度中）（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

2021年9月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 3【臨時報告書】

該当事項なし。

#### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

#### 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

#### 6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

#### 7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2019年10月7日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2019年11月29日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記2の半期報告書の訂正報告書）を2019年11月29日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書を含む。）および半期報告書（訂正報告書を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、以下に掲げる事項を除き、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、本訂正発行登録書提出日現在、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項について発行会社の判断に変更はなく、本訂正発行登録書に添付されている「有価証券報告書等の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載された事項を除き、本訂正発行登録書において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

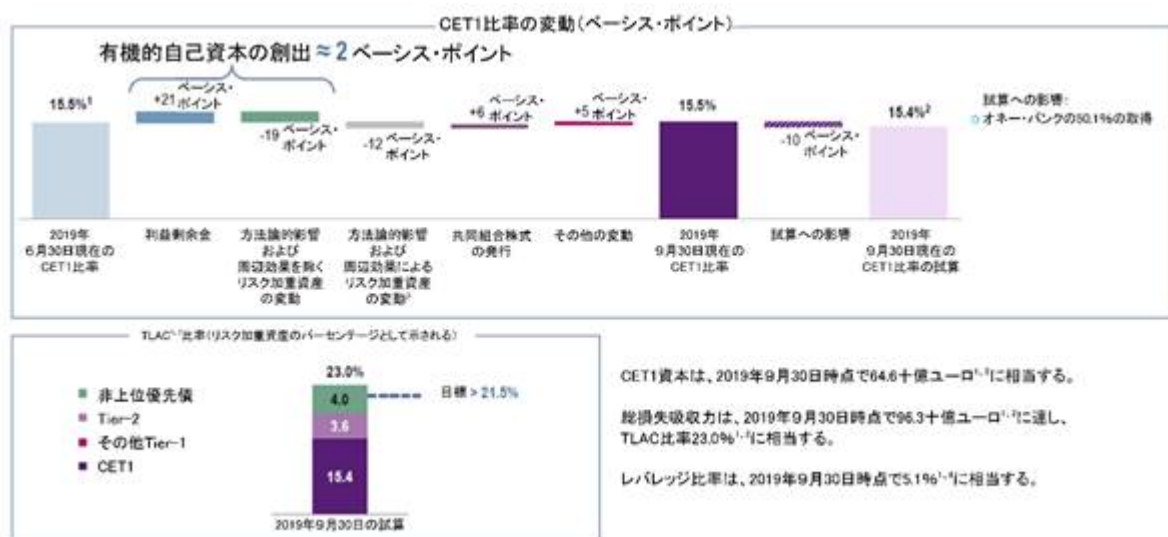
変更すべき事項は、以下の通りである。

## 2 【事業等のリスク】

半期報告書の「2.1.1 主要な指標」の記載事項を下記の記載に差し替える。

### 自己資本および損失吸収能力

#### CET1資本の増加・高いレベルのCET1およびTLAC比率



- 1 監督当局の指示を受けて、取消不能の支払約束の控除後
- 2 2019年9月30日現在の推定値（試算）
- 3 投機的な不動産の資金調達に関する方法論的影響、アフリカにおける銀行業務に係る持分の処分後の周辺効果
- 4 ECBの同意を条件とし、欧州連合一般裁判所の2018年7月13日付の決定を受けて、比率の分母の計算から規制対象の貯蓄の集約残高を除外するとレバレッジ比率は5.4%に達する。

### 附属書類

財政構造：健全性比率および信用格付

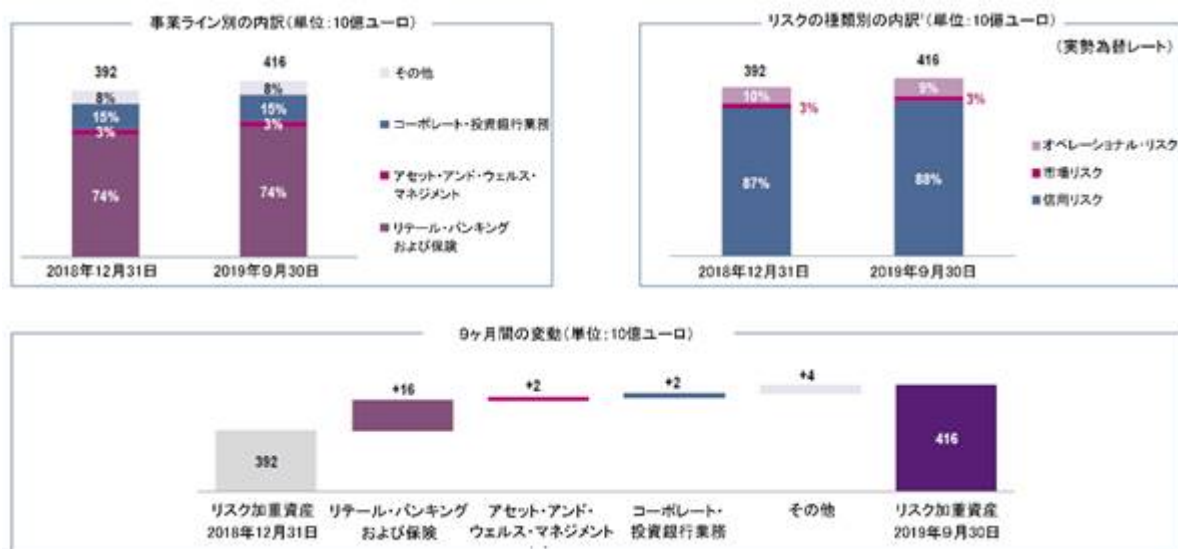


	2019年9月30日 <sup>1)</sup>	2018年12月31日 <sup>2)</sup>	2017年12月31日 <sup>3)</sup>
総リスク加重資産	416十億ユーロ	392十億ユーロ	386十億ユーロ
普通株式等Tier-1資本	64.6十億ユーロ	62.2十億ユーロ	59.0十億ユーロ
Tier-1資本	64.6十億ユーロ	62.5十億ユーロ	59.5十億ユーロ
自己資本合計	78.8十億ユーロ	76.9十億ユーロ	74.0十億ユーロ
普通株式等Tier-1比率	15.5%	15.8%	15.3%
Tier-1比率	15.5%	15.9%	15.4%
適正自己資本比率合計	19.0%	19.6%	19.2%

長期上位優先債の信用格付 (2019年11月7日)	
Fitch Ratings	A+ 安定的な見通し
Moody's	A1 安定的な見通し
R&I	A+ 安定的な見通し
STANDARD & POORS	A+ 安定的な見通し

- 1 取消不能の支払約束（IPC）の形で認識される単一破綻処理基金および預金保証基金への拠出の一部の控除後
- 2 推定値
- 3 CRR/CRD IVに規定された経過措置を考慮。規則(EU)第575/2013号の第26.2条の規定に従う。

## リスク加重資産



- 1 信用リスクにおいて、CVAが含まれる。2019年9月30日および2018年12月31日現在のRWAの1%未満を占めていた。

有価証券報告書の「(1) 発行会社に関するリスク」ならびに半期報告書の「2.2 リスク要因」の記載事項を下記の記載に差し替える。

グループBPCEが事業を営む銀行業および金融業にかかる環境は、多数のリスクにさらされており、これらのリスクを管理するため、グループBPCEはより要求が高く、厳格な方針を実施することを義務付けられている。

グループBPCEがさらされているリスクの一部は以下のとおりである。但し、これは、グループBPCEが事業を行う際または事業を行う環境を検討する際に負うすべてのリスクの包括的な一覧ではない。以下に記載されているリスクは、これまでに重要とされた、グループBPCEに特有のリスクであり、その事業、財政状態および/または業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。下記の各リスク・サブカテゴリーについて、グループBPCEが現在までに最も重大と考えているリスク・ファクターが最初に記載されている。

また、下記のリスクは、BPCE S.A.グループおよびBPCE S.A.の活動に悪影響を及ぼす可能性があることが現在までに特定されているものである。

## 信用およびカウンターパーティー・リスク

グループBPCEの貸付残高および債権に関して計上された資産の減損費用の大幅な増加は、グループBPCEの業績および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

貸付事業において、グループBPCEは、貸付金および債権のポートフォリオにおける実際または潜在的な損失を（必要に応じて）反映するために、定期的に資産の減損に関する費用を認識する。かかる減損は、「リスクコスト」として損益計算書に計上される。グループBPCEの資産減損に関する費用合計額は、過去のローンに関する損失、実施されたローンの金額および種類、業界の基準、延滞債権、市況および様々な種類のローンの回収可能性に係るその他の要因についての拡大当行グループの測定に基づいている。グループBPCEは、十分な水準の資産減損に関する費用の引当金を確保するべくあらゆる努力を尽くしているものの、延滞貸付金または市況の悪化もしくは特定の国々に影響する要因といったその他の理由により、グループBPCEの貸付事業は、将来において貸付損失の費用の増加を余儀なくされる可能性がある。貸付損失の費用の大幅な増加または貸付残高に関するグループBPCEによる損失リスクの見積の重大な変化、またはこの点について過去の費用を上回る貸付損失は、グループBPCEの業績および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ちなみに、2018年度におけるグループBPCEのリスクコストは、1.3十億ユーロとなった。2018年12月31日現在の信用リスクは、グループBPCEのリスク加重資産の87%を占めた。顧客セグメントに関して、そのエクスポージャーの内訳は、リテール顧客が39%、法人顧客が28%であった。地理的には、エクスポージャー全体のうち79.3%がフランスに位置している。

したがって、グループBPCEの貸付残高および債権残高に関して計上された資産の減損費用の大幅な増加に関するリスクは、影響力および蓋然性の点でグループBPCEにとって重大なものであるため、慎重かつ積極的に監視されている。

**他の金融機関および市場参加者の財務健全性および業績の低下により、グループBPCEに悪影響が生じるおそれがある。**

グループBPCEが取引を行う能力は、他の金融機関および市場参加者の財務健全性の低下による影響を受ける可能性がある。金融機関は、取引、決済、カウンターパーティーおよび融資業務によって相互に密接に関係している。セクター参加者による債務不履行、またはひとつもしくは複数の金融機関あるいは金融業界一般に関する単純な風評や懸念ですら、市場の流動性の一般的な縮小を招く可能性があり、のちに将来における損失またはさらなる債務不履行を招くおそれがある。グループBPCEは、直接的または間接的に多数の金融カウンターパーティー（投資サービスプロバイダー、商業銀行または投資銀行、清算機関およびCCP、 뮤チュアル・ファンドおよびヘッジ・ファンドならびにその他の機関投資家顧客など）と定期的取引を行っている。かかるカウンターパーティーの債務不履行または失敗により、グループBPCEの財政状態に悪影響が生じる可能性がある。さらに、グループBPCEは、その事業セクターの規則にほとんどまたは全く支配されない経営者がさらに関与することによるリスクおよびその規則にほとんどまたは全く支配されない新製品（とりわけ、クラウドファンディングおよび取引プラットフォームなど）が登場することによるリスクにさらされる可能性がある。このリスクは、グループBPCEが担保として保有する資産が売却できない場合、その売却価格が不履行状態にある貸付もしくはデリバティブに関するグループBPCEのエクスポージャーすべてをカバーできない場合またはCCPなど主要な市場経営者による債務不履行の場合に悪化し得る。

「機関」に対するエクスポージャーは、合計57.5十億ユーロ、すなわちグループBPCEの合計グロス・エクスポージャー（2018年12月31日現在、1,151十億ユーロ）の5%となった。地理的には、「機関」に対するグロス・エクスポージャーの68%がフランスに位置している。

**グループBPCEは、政治的、マクロ経済的および金融環境または同グループが事業を行う国々に特有の状況による影響を受けやすい場合がある。**

グループBPCEの一部の企業は、カントリーリスク（外国（とりわけ、グループBPCEが事業を行う国々）における経済状況、財政状況、政治状況または社会的状況が、かかる企業の経済的利害に影響を及ぼすリスク）を負っている。グループBPCEは、主にフランス（2018年12月31日に終了した事業年度の銀行業務純収益の79%）および北米（2018年12月31日に終了した事業年度の銀行業務純収益の11%）において活動を展開している。一方で、他の欧州諸国および世界の他の国々は、2018年12月31日に終了した事業年度の銀行業務純収益のそれぞれ6%および4%を占めていた。

かかる国または地域における政治的またはマクロ経済的環境の大幅な変化により追加的な費用が発生する、またはグループBPCEの利益が減少する可能性がある。

ヨーロッパにおける2018年の金融危機または2011年のソブリン債危機のような主要な経済混乱が、全てのグループBPCEの活動に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。特に、市場における流動性資産の不足をもたらす混乱があった場合、グループBPCEが資金を調達することが困難となる可能性がある。また、金融市場は、様々な事象（原油価格およびコモディティ価格の低下、経済・金融市場の低迷および混乱が含まれるがこれらに限定されない。）の発生に伴う大幅なボラティリティの影響を受け、直接的または間接的にグループBPCEの一部の事業（主に証券取引および金融サービス）に影響を及ぼした。フランスまたは欧州のその他の国の経済情勢や市況がさらに悪化すれば、グループBPCEの参入市場はさらに激しく混乱する可能性もあり、その事業、業績および財政状態に影響が及ぶことになりかねない。

さらに、グループBPCEが事業を営む市場は、ブレグジットの状況のような不確実性の影響を受ける可能性がある。2017年3月29日、英国政府は、離脱に関連する欧州連合基本条約50条（「リスボン条約」）を発動した。特に商業上、金融上および法的な合意の観点から、英国と欧州連合との将来の関係を決定する交渉が開始した。潜在的なブレグジットの性質、予定および経済的、政治的影響は、依然として極めて不透明であり、英国と欧州連合との間の交渉結果に依存している。ブレグジットは、グループBPCEの格付け、事業活動、業績および財政状態を潜在的に損なう可能性をはらみながら、欧州市場ひいては全世界の経済および金融市場の不透明性、ボラティリティおよび大規模な混乱に拍車をかけ、また将来的にもそのような状態を継続させるだろう。

## 金融リスク

**グループBPCEは、資金およびその他の流動性の源泉へのアクセスに依拠するが、グループBPCEの支配の及ばない理由により制限される可能性があるため、その業績に重大な悪影響が及ぶ潜在的可能性がある。**

グループBPCEの事業遂行のために、短期的および長期的な資金へのアクセスが重要である。グループBPCEの無担保の資金源には、預金、長期債務および短期/中期譲渡可能負債証券の発行、銀行融資およびクレジット・ラインが含まれる。グループBPCEは、とりわけリバース・レポによる担保付き資金も利用する。グループBPCEが許容できると判断される担保付きおよび/または無担保の債券市場にアクセスできなかった場合、または顧客の預金の大幅な減額を含み、現金または担保が予期せず流出した場合、グループBPCEの流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、グループBPCEが十分な顧客の預金の水準を維持できない場合（例えば、競合他社が預金についてより高い金利を提供した場合）、より高い金利で資金を取得することを強いられ、拡大当行グループの純受取利息および業績が低下する可能性がある。

グループBPCEの流動性、したがってその業績は、一般市場の混乱、第三者に影響を及ぼす経営困難、一般的な財務サービスまたは短期的/長期的なグループBPCEの見通しへの否定的見解、グループBPCEの信用格付の変更、またはグループBPCEまたはその他の金融機関の市場運営者間の地位に関する見通しなど、グループBPCEの支配の及ばない予期せぬ出来事の影響を受ける可能性もある。

グループBPCEの資本市場へのアクセスおよび長期無担保融資のコストは債券およびクレジット・デリバティブの信用スプレッドに直接関連するが、グループBPCEはこれを予測および支配することができない。流動性の制限は、グループBPCEの財政状態、業績およびカウンターパーティーに対する義務を履行する能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEの流動性準備金には、中央銀行に預け入れた現金、ならびに中央銀行の資金調達のために適格な証券および債権が含まれる。グループBPCEの流動性準備金は、2018年12月31日現在で204十億ユーロとなり、短期資金調達、および短期に満期が到来する中長期債の160%をカバーしている。LCR（流動性カパレレッジ比率）の12ヶ月平均は、2018年12月31日現在で129.7%、2019年6月30日現在で133.0%となった。グループBPCEによる資金調達その他の流動性の源泉へのアクセスが制限された場合、その業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。これらのリスクは、その影響力および蓋然性の点において有するグループBPCEにとっての重大性に鑑みて、慎重かつ積極的に監視されている。

**金利の大幅な変動は、グループBPCEの銀行業務純収益または収益性に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。**

グループBPCEが任意の期間中に得る純受取利息は、かかる期間における銀行業務純収益および収益性に重大な影響を及ぼす。加えて、信用スプレッドの大幅な変動は、グループBPCEの利益に影響を及ぼす可能性がある。金利は、グループBPCEの支配の及ばない多数の要因に対して極めて敏感である。過去10年間は低金利の傾向があったが今後は上昇する可能性があり、グループBPCEはこの変動による影響を直ちに反映することができない可能性がある。利付資産に適用される金利に対して市場金利の変動が及ぼす影響は、利付負債につき支払う金利に及ぼす影響と異なる場合がある。利回り曲線に不利な変動があった場合には、関連する貸付および資金調達業務による純受取利息が減少する可能性があり、グループBPCEの銀行業務純収益および収益性に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

+/-200ベース・ポイントの金利変動に対するグループBPCEの貸借対照表の正味現在価値の感応度は、規制上限である20%をはるかに下回る。グループBPCEは金利低下に対する感応度が高く、2019年6月30日現在でマイナス7.6%の指標となった。中心的なシナリオと比較した4つのシナリオ（「金利上昇」、「金利低下」、「利回り曲線のステープ化」、「利回り曲線の平坦化」）に基づいて計算されたグループBPCEの1年の純受取利息予測における変動は、2019年3月31日現在、金利低下が連続する12ヶ月間において142百万ユーロの推計損失を伴う最悪のシナリオであることを示した。

**市場の変動およびボラティリティは、グループBPCE、特にナティクシスを、売買活動および投資活動における損失にさらす可能性があり、グループBPCEの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。**

グループBPCEは、第三者売買活動または投資活動の過程において、債券市場、通貨市場、商品市場および株式市場、ならびに非上場証券、不動産およびその他の資産クラスにおいてポジションを保有する可能性がある。これらのポジションは、市場（特に金融市場）のボラティリティ（対象とする市場の水準に関わらず、任意の市場における任意の期間中の価格変動の程度）によって影響を受ける可能性がある。一部の市場構造および変動は、スワップ、先物、オプションおよび仕組商品を含む、利用されている幅広いトレーディングおよびヘッジ商品において、損失を招く可能性もあり、グループBPCEの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。同様に、長期に及ぶ市場の低迷および/または一大危機は特定の資産クラスの流動性を低下させ、特定の資産の売却を困難にし、重大な損失を引き起こすおそれがある。

2018年12月31日現在の市場リスク加重資産は、合計10.6十億ユーロ、すなわちグループBPCEのリスク加重資産合計の約3%であった。コーポレート・投資銀行業務が2018年度における拡大当行グループの銀行業務純収益の13%を占めたことは、留意すべきである。

**グループBPCEのデリバティブ証券および商品のポートフォリオならびに負債に係る公正価値の変化は、かかる資産および負債の簿価、ひいてはグループBPCEの純利益および株主資本に悪影響を与える可能性がある。**

グループBPCEのデリバティブ証券・商品および公正価値で測定するその他の種類の資産ならびに負債の簿価は、新たな財務書類の各日付において（貸借対照表で）調整される。かかる調整は主に、会計期間における資産および負債の公正価値における変化（すなわち、損益計算書において認識されまたは株式資本において直接計上される変化）に基づいている。損益計算書において計上され、その他の資産の公正価値に対応する変化によって相殺されなかった変化は、銀行業務純収益、さらには純利益にも影響を及ぼす。全ての公正価値の調整は、株主資本に影響を与え、ひいてはグループBPCEの自己資本比率に影響を与える。また、当該調整は、グループBPCEの資産および負債の簿価、ひいてはその純利益および株主資本に悪影響を与える可能性がある。ある会計期間にわたり公正価値による調整が計上されたからといって、後続の期間における追加的調整が不要であるとは限らない。

2018年12月31日現在、公正価値で測定する金融資産は、合計248.8十億ユーロとなり（約187.3十億ユーロは、売買目的で保有する公正価値で測定する金融資産）、公正価値で測定する金融負債は、合計208.5十億ユーロとなった（約166.0十億ユーロは、売買目的で保有する公正価値で測定する金融負債）。

### **市場が低迷した場合、グループBPCEの仲介事業ならびに報酬および手数料収入に関連するその他の事業による収入が減少する可能性がある。**

市場が低迷しているときは、グループBPCEの事業体が顧客のために行う取引の量（とりわけ金融サービスおよび証券取引）は減少し、ゆえにマーケット・メーカーとしての、これらの活動による銀行業務純収益は減少する傾向がある。特に、市況が低迷しているときは、グループBPCEが顧客のために行う取引の量が減少し、これに付随する報酬が減少することで、当該活動から生じる収益が減少する可能性がある。さらに、グループBPCEの事業体が顧客に請求する資産運用手数料は、一般的に、かかるポートフォリオの価値またはパフォーマンスに基づいているため、かかるポートフォリオの価値の低下または償還の増加を生み出す市場の低迷は、ミューチュアル・ファンドまたはその他の投資商品の販売（ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）およびポピュラー銀行傘下銀行の場合）または資産運用業務（ナティクシスの場合）を通じて、かかる事業体が稼得する収入の減少をもたらすことになる場合がある。

市場の低迷が生じない場合でも、グループBPCE全体で第三者のために運用する資金およびその他のグループBPCE商品が市場平均を下回った場合、結果として、償還の増加および流入額の減少が発生する可能性があり、これに付随する潜在的影響が拡大当行グループの資産運用事業からの収益に及ぶ可能性がある。

2018年度における受取報酬純額合計は9,568百万ユーロとなり、グループBPCEの銀行業務純収益の39.9%を占めた。金融サービスに関する手数料による収益は670百万ユーロとなり、証券取引に関する手数料による収益は216百万ユーロとなった。

### **信用格付が引き下げられた場合、BPCEの資金調達コスト、収益性および業務継続性に悪影響が及ぶ可能性がある。**

2018年12月31日現在におけるグループBPCEの長期格付は、フィッチ・レーティングスでA+、ムーディーズでA1、R&IでA、スタンダード・アンド・プアーズでA+であった。当該格付が引き下げられた場合、BPCEおよび金融市場で活動するその関連企業（ナティクシスを含む。）の資金調達コストに悪影響が及ぶ可能性がある。格付が引き下げられた場合、グループBPCEの流動性および競争ポジションに影響が生じ、借入コストが増大し、金融市場へのアクセスが制限され、または一部の売買契約、デリバティブ契約および担保付資金調達契約に適用される特定の二者間契約に基づく義務の履行を発生させるおそれがあり、ゆえに収益性および業務継続性に悪影響を及ぼす。

さらに、BPCEおよびナティクシスの長期無担保融資のコストは、それぞれの信用スプレッド（債券投資家に支払われる満期日が同じ政府発行債の利回りを上回る利回りのスプレッド）に直接関係しており、それにより、その信用格付に大きく依拠している。信用スプレッドの拡大により、BPCEまたはナティクシスの資金調達コストが大幅に増加する可能性がある。信用スプレッドの変動は市場と相関があり、ときに予測不可能かつ非常に不安定な変動の影響を受けることがある。信用スプレッドは、発行体の支払能力の市場認識にも左右され、BPCEまたはナティクシスの一定の債券により担保されたクレジット・デフォルト・スワップの購入価格の変動と関連している。したがって、格下げによる発行体の支払能力の市場認識の変化は、当該発行体の収益性および業務継続性に悪影響を及ぼす可能性がある。

### **為替レートの変動はグループBPCEの銀行業務純収益または純利益に悪影響を及ぼす可能性がある。**

グループBPCE企業は、事業の相当部分をユーロ以外の通貨、中でもとりわけ米ドルにて行っており、為替レートの変動は、銀行業務純収益および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。グループBPCEがユーロ以外の通貨にて費用を計上するという事実は、為替レートの変動が銀行業務純収益に及ぼす影響の一部しか相殺しない。ナティクシスは、特にユーロと米ドルの変動による影響を受けやすく、これは、ナティクシスの銀行業務純収益および営業収益の大部分が米国にて生じているためである。

ちなみに、2018年12月31日に終了した期間中、グループBPCEは、為替リスクに関する規制目的上の自己資本要件に従って、その為替ポジション（すなわち、所定の通貨によるロングポジションとショートポジション

の差額)が2,597百万ユーロ(2017年度末は2,792百万ユーロ)(うち為替リスクは212百万ユーロ(2017年度末は228百万ユーロ))に減少した。

## 保険リスク

**市場情勢の悪化、とりわけ過剰な金利の上昇または低下は、グループBPCEの生命保険事業および純利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。**

グループBPCEは、フランスにおける第3位のバンカシュアランスとして<sup>(1)</sup>、その銀行業務純収益のうち約13%を保険事業から計上している。2018年度の生命保険および損害保険事業による銀行業務純収益は、3,094百万ユーロとなった。

グループBPCEの保険子会社(主にナティクス)は、生命保険事業において主に市場リスクにさらされている。市場リスクに対するエクスポージャーは、主にユーロ建ての投資ファンドの元本保証およびリターンコミットメントに関連する。

ナティクスの一般資金は主に債券で構成されるため、市場リスクのうち金利リスクは構造的に重要である。

金利の変動は、以下のことを引き起こす可能性がある。

- ・ 金利上昇の場合：(新規の投資の魅力が高まることによる)ユーロ建ての募集の競争力の低下および発行済債券に係る未実現のキャピタル・ロスの不利な条件下での相次ぐ償還。
- ・ 金利低下の場合：長期的に見て、元本保証を充足できないほどの一般資金に対するリターンの下落。

一般資金の配分により、スプレッドの拡大および株式市場の下落もまたグループBPCEの生命保険事業およびその純利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当該リスク・ファクターの発生の影響力および蓋然性はグループBPCEにとって著しいものであるため、当該リスクは慎重かつ積極的に監視されている。

(1) 2017年度の収益に基づく。2018年のArgus de l'Assurance 2018による。

**保険会社の予測損害率および実際にグループBPCEが保険契約者に支払った実際の給付金の不一致は、損害保険業、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。**

グループBPCEの保険子会社(主にナティクス)は、損害保険事業において主に引受リスクにさらされている。かかるリスクは、( )実際に記録された請求およびかかる請求の補償として実際に支払われた給付金および( )子会社が保険商品の価格を設定するためおよび潜在的な補償のための総責任準備金の設定のために使用する推定の不一致により発生する。

グループBPCEは、保険商品の価格設定および関連する実際の責任の確定に使用する情報を含む自己の経験および業界データの両方を用いて、将来の保険給付を推定する。但し、実際の経験がこれらの推定と一致する保証はなく、伝染病の流行または自然災害などの予測不可能なリスクにより保険契約者に対する支払いが推定を上回る可能性がある。

グループBPCEが実際に保険契約者に支払った給付金が当初使用した将来の保険給付準備金を設定する際の基礎的推定を上回る場合、または何らかの事由または傾向によりBPCEが基礎的推定を変更しなければならない場合、グループBPCEに対して推定を上回る責任を課される可能性があり、損害保険事業、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある(例えば、グループBPCEは、その銀行業務純収益のうち約13%を生命保険および損害保険事業から計上している。 )。

## 非金融リスク

**グループBPCEまたは第三者の情報システムの障害または故障は、売上の損失を含む損失につながる可能性があり、グループBPCEの業績に重大な悪影響を与えるおそれがある。**

グループBPCEは、業務を行うにあたり、複雑性を増す取引を多数処理しなければならないため、他の多くの競合他社と同様に、情報および通信システムに大きく依存している。かかるシステムの障害または故障は、顧客口座、総勘定元帳、預金、取引および/または貸付手続の管理を行うために利用されるシステムのエラーまたは障害を引き起こすおそれがある。例えば、グループBPCEの情報システムが短時間であっても故障した場合、影響を受けた事業体は顧客のニーズに適時に応えることができず、取引機会を失うこととなるおそれがある。同様に、バックアップ・システムおよび非常事態計画にもかかわらず、グループBPCEの情報システムの一時的な故障が発生した場合には、多額の情報復旧および検証の費用を発生させる可能性があり、例えばかかる故障がヘッジ取引の実行中に起こった場合には、自己勘定事業の減少まで引き起こすおそれがある。グループBPCEのシステムが、増加する取引量に対応できない場合は、グループBPCEの事業拡大能力が制約され、損失（特に売上の損失）を発生させる可能性があるため、グループBPCEの業績に重大な悪影響が及ぶおそれがある。

また、グループBPCEは、証券取引の実行または促進のために利用する清算代理人、外国為替市場、清算機関、預託機関またはその他の金融仲介機関もしくは社外サービス業者の誤作動または運用上の支障に関するリスクに直面している。顧客とのインターコネクティビティが増すにつれ、グループBPCEは、顧客の情報システムの運用停止に関するリスクにもますます直面することとなる可能性がある。グループBPCEの通信および情報システム、ならびに顧客、サービスプロバイダーおよびカウンターパーティーの情報および連絡システムもまた、サイバー犯罪またはサイバーテロの行為に起因する障害または中断の対象となる可能性がある。例えば、デジタル変革により、グループBPCEの情報システムはより開放され（クラウド・コンピューティング、ビッグ・データなど）、そのプロセスの多くは徐々にデジタル化している。従業員および顧客によるインターネットおよび接続機器（タブレット、スマートフォン、タブレットおよびモバイル機器で使用するアプリケーションなど）の使用率が上昇し、潜在的な攻撃および混乱の媒体の役割を果たすチャンネルの数ならびに攻撃および混乱の影響を受けやすい機器およびアプリケーションの数が増加する。その結果、グループBPCEの従業員および外部の代理人が使用するソフトウェアおよびハードウェアは、絶えず、かつますますサイバー攻撃の脅威にさらされている。グループBPCEは、自社システムまたは第三者のシステムの誤作動や障害が発生しないと保証することはできず、また発生した場合、これが適切に解消されると保証することもできない。グループBPCEまたは第三者が保有する情報システムの中断および障害が発生した場合、その誤作動により損失（商業上の損失を含む。）が発生し、かかる中断および障害の発生以降、グループBPCEの顧客がその他の金融機関に乗り換える可能性がある。

グループBPCEもしくは第三者に属する情報システムの障害または故障に伴うリスクは、影響力および蓋然性の点でグループBPCEにとって重大であるため、慎重かつ積極的に監視されている。

**風評リスクおよび法律上のリスクは、グループBPCEの収益性および商業的展望に不利な影響を及ぼすおそれがある。**

グループBPCEの評判は、顧客を獲得し、かつ維持するという点で最も重要である。グループBPCEの評判は、拡大当行グループの商品およびサービスの不適切な促進・販売手段の利用、潜在的な利益相反の不十分な管理、法律および規制上の要件、倫理問題、マネーロンダリング関連法、経済制裁、インフォメーション・セキュリティに関する方針ならびに販売・取引慣行によって悪影響を被るおそれがある。グループBPCEの評判はまた、従業員の不当な行為、グループBPCEがエクスポージャーを有する金融セクターの参加者が犯した詐欺、不当支出またはその他の違法行為、財務成績の悪化、再表示もしくは修正、または潜在的に不利な結果を招く法律・規制上の措置によっても損なわれる場合がある。グループBPCEの評判が損なわれた場合には、収益性および事業上の展望に悪影響が及ぶ可能性がある。

風評リスクの管理が効果的でない場合にもグループBPCEの法律上のリスク、グループBPCEに対し提起される法的紛争件数および請求される賠償額が増加するおそれがあり、または、拡大当行グループが規制当局によ

り課される制裁に晒されるおそれがある。グループBPCEの法的手続および仲裁手続の過程において、小切手処理電子化に係る手数料に関してケス・デパーニュ（貯蓄銀行）に4.07百万ユーロの罰金が科された。当該事件は現在破産院において係属中である。同様に、ナティクシスについて進行している最も重大な紛争には、特にマドフ事件（2018年12月31日現在の残高は543.4百万ユーロ相当と見積もられている。）、ADAM（Association for the Defense of Minority Shareholders）による刑事告訴（現在も司法調査中）およびMMRインベストメント・リミテッド事件（2018年10月22日、パリ控訴院はMMRインベストメント・リミテッドの申立を却下した。）などがある。これらの紛争による財政面の影響により、ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）またはナティクシスの財政状態に影響が及ぶ可能性があり、その場合、グループBPCEの収益性および商業の見通しにも悪影響が及ぶおそれがある。

2018年12月31日現在、法律上および税務上のリスクに対する引当金は合計1,702百万ユーロであり、これにはマドフ事件のネット・エクスポージャーに対する引当金543.4百万ユーロが含まれている。

### **予期せぬ出来事によりグループBPCEの事業が中断され、損失と追加費用が発生する可能性がある。**

深刻な自然災害、気候変動リスク（気候変動に直接関係する物的リスク）、伝染病、攻撃その他の非常事態をはじめとする予期せぬ出来事が生じた場合には、グループBPCE企業の事業活動が突如中断され、とりわけ拡大当行グループの主要事業ライン（流動性、決済手段、証券サービス、個人顧客および法人顧客に対する融資および信託業務）に影響を及ぼすことがあり、全くまたは十分に保険でカバーされていない場合は、相当な損失が生じるおそれがある。かかる損失は、有形資産、金融資産、市場ポジション、または主要従業員に関連する可能性があり、グループBPCEの純利益に直接的かつ重大であり得る影響を及ぼし得る。加えて、かかる出来事はさらにグループBPCEまたはグループBPCEが業務提携する第三者のインフラに支障をきたす場合があり、また、追加費用（特に影響を受けた従業員の移転費用等）またはグループBPCEの費用（保険料等）の増加を引き起こす場合もある。かかる出来事により、一定のリスクに対する保険が無効となり、グループBPCE全体のリスクレベルの増加につながる可能性がある。

2018年において、グループBPCEのオペレーショナル・リスクに関する損失は、主に「トレーディング・販売」事業ライン（60%）に帰属させることができ、オペレーショナル・リスクに関する損失の51%は、「契約締結、交付および手続管理」に計上された。

### **グループBPCEのリスク管理・ヘッジ方針、手続および戦略の不備または不備は、グループBPCEを未確認または不測のリスクにさらし、不測の損失を発生させるおそれがある。**

グループBPCEのリスク管理・ヘッジ方針、手続および戦略は、すべての市場環境またはあらゆるリスクに対するエクスポージャーを効果的に制限できない可能性があり、拡大当行グループが特定または予測できないリスクには効果的ではないことが判明する可能性さえある。また、グループBPCEが採用しているリスク管理手法および戦略は、リスクへのエクスポージャーを効果的に制限できない可能性があり、全リスクを実際に低減することを保証するものではない。グループBPCEがリスク管理手続を策定するために使用するツールは、不正確であると判明する可能性がある評価、分析および想定に基づくことを考慮すると、これらの手法および戦略は、特定のリスク（特にグループBPCEが特定または予測していないリスク）に対して効果的でないことが判明する可能性がある。グループBPCEがリスク管理に使用する一部の指標および定性的な方法は、観測された過去の市場実績に基づいている。リスクへのエクスポージャーを測定するため、リスク管理部門の責任者は、これらの観測の統計的分析を行う。

これらのツールまたは指標が、リスクに対する将来のエクスポージャーを予想できる保証はない。例えば、これらのリスクに対するエクスポージャーは、グループBPCEが予測しなかった、もしくは統計モデルにおいて正確に評価できなかった要因、または突発的もしくは前例のない市場の動きといった要因による可能性がある。これらはグループBPCEのリスク管理能力を制限するおそれがある。そのため、グループBPCEに生じる損失は、過去の測定値に基づき予想されるものより大きくなる可能性がある。その上、グループBPCEの定量的モデルは全てのリスクを考慮に入れることはできない。今日までに重要な問題は認識されていないものの、リスク管理制度は、不正を含む運用上の不具合によるリスクにさらされている。リスクの一部は、より



定性的な分析の対象であり、不十分であると証明される可能性があるため、グループBPCEを不測の損失にさらすおそれがある。

**実際の業績は、グループBPCEの財務書類の作成にあたり使用される仮定とは異なる可能性があり、そのためグループBPCEが想定外の損失を被るおそれがある。**

現行のIFRS基準および解釈指針に従い、グループBPCEは、財務書類を、特に延滞貸付金および債権に対する貸倒引当金、将来の支払保険金および訴訟に対する引当金、特定の資産および負債等の公正価値の決定に関連する会計上の見積りなど、特定の見積りに依拠させなければならない。グループBPCEの見積りにあたり使用された価格が、特に重大なおよび/または想定外の市場動向が原因で大幅に誤っていると判明した場合、またはかかる価値を決定した方法が将来のIFRS基準およびその解釈において変更される場合、グループBPCEは想定外の損失を計上するおそれがある。

### **戦略、事業およびエコシステムリスク**

**グループBPCEがフランスおよび事業を行う諸外国において重要な規則の適用を受けること/規制措置およびその変更が、グループBPCEの事業や業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。**

拡大当行グループの事業と業績は、フランス国内のあらゆる規制当局ならびにEUのその他の政府、米国、外国政府および国際機関の方針や措置により重大な影響を受ける可能性がある。またこの制約によりグループBPCEの企業が自らの事業を拡大する能力や一定の業務を遂行する能力が制限されることも考えられる。かかる方針や規制措置の将来における変更がどのような内容であり、またそれによってどのような影響が生じるかを予測することは不可能であり、グループBPCEの力の及ぶ範囲を超えている。またさらに、一般的な政治環境が銀行や金融業界にとって好ましくない方向に展開し、その結果、これらの方策が貸付業務、その他の金融活動および経済全般に有害な影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、より厳しい規制措置を講じるよう立法機関や規制機関にさらに圧力が加えられた。新たな立法措置および規制措置は常に不透明感を伴うため、グループBPCEにどのような影響が及ぶかを予測することは不可能であるが、かかる影響は非常に悪い影響でありうる。

例えば、近年、世界的な金融環境に多くの変化(永続的な変化を含む。)をもたらすための法律や規制が施行または提案されてきた。これらの新たな方策は世界的な金融危機の再発を回避することを目的としているが、かかる新しい方策の影響は、グループBPCEをはじめとする金融機関が営業を行う環境を大幅に変化させるおそれがあり、また今後もこうした変化が継続する可能性がある。

これらの方策の結果としてグループBPCEは、新たな要件に準拠するため一部の業務の規模を縮小し、また今後もさらに縮小する可能性がある。また、これらの方策は、新規制対応コストを増加させる傾向があり、それによって、該当の事業ラインにおける収益および連結利益の減少、一部の事業および資産ポートフォリオにおける売上の減少ならびに資産の減損費用につながる可能性もある。

これらの方策の中には、グループBPCEの資金調達コストを増加させる可能性があるものもある。例えば、2015年11月9日、金融安定化理事会は、システム上重要な銀行に対して(法律、契約または構造によって)巨額の貸付金が特定の担保付営業負債(保証または付保された預金等)に劣後するように維持することを求める国際基準を確定した。TLAC(総損失吸収力)比率に関連したかかる要件の目的は、株主または債権者(担保付営業負債に関する債権者を除く。)により損失が吸収されることで、公的資金に依拠しないようにさせるためである。

2016年11月23日、欧州委員会は、CRD IV指令、CRD IV規則、BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則を含む欧州の多くの主要な銀行指令および規則の修正を提言する数件の法制に関する立案を公表した。採用された場合、これらの法制に関する立案は、とりわけ、FSBのTLACのタームシートを実施し、「自己資本および適格債務の最低基準」(MREL)に適用される要件を修正する。現在の文章および新規の立案ならびにそれらがグループBPCEに適用されることまたはそれに基づき何らかの行動をすることは、現段階では不確実である。

2018年11月16日、金融安定理事会（以下「FSB」という。）は、バーゼル銀行監督委員会および国内当局と協議の上、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の2017年リストを公開した。グループBPCEは、FSBによりG-SIBに分類された。グループBPCEは、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）のリストにも掲載された。

これらの規制措置は様々なグループBPCE企業に適用される可能性があり、かかる措置の変更があった場合、グループBPCEの事業および業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

規制措置および当該措置のその後の変更に伴うリスクは、影響力および蓋然性の点でグループBPCEにとって重大であるため、慎重かつ積極的に監視されている。

### **長期化する低金利の環境は、グループBPCEの収益性および財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。**

世界の市場は近年、低金利の影響を受けており、近い将来においてこの状況は変化しない模様である。低金利の状況下では、信用スプレッドは縮小する傾向があるため、グループBPCEは、市場金利が低下する状況下でのローンの発行に伴う収益の減少を相殺するために、預金に支払う金利を十分に引き下げることができない可能性がある。預金コストを削減するためのグループBPCEの努力は、とりわけフランス市場（特に現在の市場金利を上回る利息を稼得しているLivret A 通帳普通預金口座およびPEL住宅貯蓄制度を含む。）においては、多額の規制商品によって制限される可能性がある。また、顧客は借入れコスト低下の機会を利用しようとするため、グループBPCEは、個人向けおよび法人向けの住宅ローンおよびその他の固定金利ローンに係る繰上返済ならびに再交渉の増加を余儀なくされる可能性がある。市場に低金利が蔓延する中での新規ローンの発行と相まって、グループBPCEは、融資帳簿の平均金利において全体的な減少を計上する可能性がある。かかる減少に起因する信用スプレッドの縮小およびリテール・バンキング収益の低下は、リテール・バンキングの事業活動の収益性およびグループBPCEの全体的な財政状態を損なう可能性がある。さらに、市場相場が再び上昇し、グループBPCEのヘッジ戦略が効果のないものであるまたは単に価格変動を部分的に相殺するだけのものである旨判明した場合、収益性は影響を受ける可能性がある。長期化する低金利の環境はまた、市場利回りの曲線を、より全体的に平坦化する可能性がある。これにより、グループBPCEの金融活動が創出したプレミアムは減少し、同グループの収益性および財政状態は悪影響を受ける可能性がある。市場利回り曲線の平坦化は、金融機関に対して、目標水準のリターンを獲得しようとしてよりリスクの高い事業活動の実施を促す可能性もあり、その結果、市場のリスクおよびボラティリティは上昇する可能性がある。

グループBPCEが資本市場業務について実施したストレス・テストは、主にナティクシスのコーポレート・投資銀行業務において、最も影響が大きい仮想ストレス・テストは「流動性危機」シナリオであり、最も影響が大きいヒストリカル・ストレス・テストは「2011年のソブリン債務危機」シナリオであることを明らかにした。

参考情報として、4つのシナリオ（「金利の上昇」、「金利の低下」、「カーブの急峻化」、「カーブの平坦化」）に基づき計算したグループBPCEの年間純受取利息の予測値を中心的シナリオと比較したところ、2019年3月31日現在、金利の低下が最も不利なシナリオであり、連続12ヶ月間の予想損失は142百万ユーロであった。

### **フランスおよびグループBPCEが事業を行う諸外国の税法およびその適用は、グループBPCEの業績に悪影響をもたらす可能性が高い。**

大規模で複雑な国際取引を実行する多国籍銀行グループとして、グループBPCE（特にナティクシス）は、世界の多くの国々で税制の影響を受け、適用される税法規を遵守して事業活動を構築する。世界の国々の監督当局による税制の変更は、グループBPCEの利益に重大な影響を与える可能性がある。グループBPCEは、異なる構成企業の相乗効果および営業力から価値を創造するために業務を管理する。グループBPCEはまた、租税効率の観点から顧客に販売される金融商品を構築するよう努めている。グループBPCEのグループ内取引およびグループ企業によって販売される金融商品の構造は、適用される税法および規則のグループBPCEによる解釈に基づくが、これは一般的に独立した税務専門家の見解および必要な範囲での監督税務当局による判断または特定の解釈に左右される。税務当局が将来かかる解釈に異議を申し立てる可能性がある。その場合は、税務当局がグループBPCEの企業の税務ポジションに異議を申し立てる可能性があり、これにより、グループ

BPCEの企業は税額の更正の対象になる可能性があり、結果的にグループBPCEの業績に悪影響が及ぶおそれがある。

**報告されたグループBPCEの業績は、本項に記載する単独または複数のリスク・ファクターの具体化を含めた多数の理由により2018年から2020年の戦略プランで定められた目標と異なる可能性が高い。グループBPCEが目標を達成しなかった場合、グループBPCEの財政状態および金融商品に悪影響を及ぼす可能性がある。**

グループBPCEは、2018年から2020年の期間において、( )継続中の技術革命がもたらした機会を捉えるためのデジタル変換、( )顧客、従業員および出資者への献身、および( )拡大当行グループの中核事業の成長の融合に焦点を当てた戦略プランを実行する意向である。本書には、将来予測に関する記述が含まれており、それらは必然的に不確実性を伴う。とりわけ、2018年から2020年の戦略プランに関連して、グループBPCEは、一定の財務目標(ナティクシス、バンク・ポピュレールおよびケス・デパーニュ(貯蓄銀行)のネットワーク間の収益の相乗効果およびコスト削減目標を含む。)を発表した。さらに、グループBPCEは、自己資本率およびTLAC比率ならびに戦略的イニシアチブおよび優先事項に加え、貸付残高のリスクに係るコスト管理に関する情報を公表している。財務目標は、主にプランニングおよび資源の分配を目的として設定されるが、多くの仮定に基づくものであり、決して予想される結果についての予測または見通しを構成するものではない。本項に記載する単独または複数のリスク・ファクターの具体化を含めた多数の理由により、報告されたグループBPCEの業績は、当該目標とは異なる可能性が高い。グループBPCEが目標を達成しなかった場合、その財政状態および金融商品の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

**グループBPCEが買収またはジョイント・ベンチャーに関する方針を採用、実施および統合する際に、困難に直面するおそれがある。**

買収は、グループBPCEの現行の戦略の主軸ではないが、グループBPCEは、将来において買収またはパートナーシップの機会を考慮する可能性がある。グループBPCEは、潜在的な買収またはジョイント・ベンチャー案件を綿密に審査するものの、すべての面において包括的な審査を行うことは通常実現可能ではない。その結果、グループBPCEは、当初に予期しなかった債務を管理しなければならない可能性がある。同様に、買収先企業またはジョイント・ベンチャーが期待したほどの業績をあげない、予定されていたシナジーが全てもしくは一部が実現しない、または取引により費用が予想以上にかかるおそれがある。また、グループBPCEは、新企業との統合において困難に直面する可能性もある。発表された買収の失敗、もしくは新企業またはジョイント・ベンチャーの統合の失敗は、グループBPCEの収益性に負担をかける可能性がある。かかる悪影響は、主力従業員の離脱につながる可能性がある。グループBPCEが主力従業員引止めのための奨励金を提供せざるを得なくなった場合には、費用増加および収益性の低下を引き起こすおそれがある。ジョイント・ベンチャーは、グループBPCEの支配下でないシステム、統制および社員に依拠する可能性があり、この観点から、負債、損失またはレピュテーション被害を受ける可能性があり、グループBPCEに付加的风险や不確実性をもたらすおそれがある。加えて、グループBPCEとジョイント・ベンチャーのパートナーとの間における対立および不一致は、ジョイント・ベンチャーにより達成することを目的としている利益に悪影響を及ぼすおそれがある。2018年12月31日現在、関連会社への投資額は合計4十億ユーロであった(CNPアシュアランスグループに対する2.5十億ユーロを含む。 )。

**フランス(グループBPCEの主要な市場)または海外における激しい競争は、純利益および収益性を減少させるおそれがある。**

グループBPCEの主要な事業分野は、フランスおよび主な事業を行うその他の国々において非常に競争の激しい環境の下で事業活動を行っている。この競争は、合併および買収または提携および協定のいずれかによる統合により激化している。統合は、グループBPCEのように、保険、貸付および預金から仲介、投資銀行業務および資産運用にわたる、幅広い商品およびサービスを提供する能力がある多くの企業を創り出した。グループBPCEは、取引の執行、提供する商品およびサービス、革新性、評判ならびに価格を含む様々な要因において、その他の企業と競合している。グループBPCEが、魅力的かつ収益性のある商品およびサービスの提

供によってフランスおよびその他の主要市場において競争力を維持することができない場合、特定の事業の主要分野のマーケットシェアを失う、または一部もしくは全ての業務において損失を被るおそれがある。

例として、2018年12月31日現在、グループBPCEは、フランスにおいてSME向け銀行第一位<sup>(2)</sup>、個人およびプロの顧客向け銀行第二位<sup>(3)</sup>であり、住宅ローン市場シェア26.3%<sup>(4)</sup>、貸付金残高564十億ユーロ、預金・貯蓄705十億ユーロ<sup>(5)</sup>を保有していた。その上、世界経済またはグループBPCEの主要市場の経済状況の減速は、競争圧力を増加するおそれがあり、とりわけ、グループBPCEおよびライバル企業への価格圧力の増加および取引量の減少といったことが挙げられる。より競争力のある新たなライバル企業が市場に参入する可能性もある。別途のもしくはより柔軟な規制またはブルデンシャル比率を規定するその他の要件に従い、かかる新規市場参入者はより競争力のある商品およびサービスを提供できる可能性がある。技術的進歩およびeコマースの拡大により、非証券保管機関が従来は銀行商品であった商品およびサービスを提供できるようになり、金融機関およびその他の会社は電子的かつインターネットをベースとした金融ソリューション（電子証券取引を含む。）を提供できるようになった。このような新規市場参加者がグループBPCEの商品およびサービスに価格引き下げの圧力をかけ、あるいはグループBPCEのマーケットシェアに影響を及ぼすおそれがある。技術の進歩は、グループBPCEの活動市場における急速かつ予期せぬ変化に繋がる可能性がある。グループBPCEの優位な地位、純利益および収益性は、万が一、かかる変化に業務または戦略を十分に適応させることができないと判明した場合には、悪影響を受ける可能性がある。

(2) 総浸透率で51%（第一位）（2017年Kantar-TNS調査）。

(3) 市場シェア（個人顧客）：一般家庭預金／貯蓄22.6%、住宅ローン26.3%（出典：フランス銀行2018年第3四半期報告）。個人顧客の総浸透率で30.1%（第二位）（2018年4月SOFIA TNS-SOFRES調査）。市場シェア（プロの顧客）：総浸透率で41%（第二位）（2017-2018 Pépites CSA調査）。

(4) フランス銀行2018年第3四半期報告 - SURFI 四半期報告書 - 一般家庭向け住宅ローン残高。

(5) オンバランスシートおよびオフバランスシートの預金・貯蓄。

**グループBPCEに有能な従業員を引きつけ維持する能力は、グループBPCEの事業の成功にとって最も重要であり、それができない場合、業績に影響をきたす可能性がある。**

グループBPCEの事業体の従業員は、グループBPCEの最も重要な資産である。金融サービス産業の多くの分野において、適格な従業員を引きつける競争は激しい。グループBPCEの利益および業績は、グループBPCEが新たな従業員を引きつけ、既存の従業員を維持し動機付ける能力にかかっている。経済環境の変化（特に、銀行セクターの従業員の賃金を制限することを目的とした課税およびその他の措置。）は、グループBPCEがその従業員をユニット間で異動すること、または特定の事業分野の従業員数を低減することを余儀なくさせる。これらの異動は、従業員が新たな職務に適応するために必要な時間による一時的な混乱を引き起こし、経済環境の改善からの恩恵を受けるグループBPCEの能力を制限する可能性がある。これは、グループBPCEが販売または効率に関する潜在的な機会を利用することを妨げる可能性があり、結果的に業績に影響を及ぼすおそれがある。

2018年12月31日現在、グループBPCEの従業員数は105,458名であり、そのうち25%は35歳未満である。当年度中に、14,053名の従業員（無期雇用、有期雇用およびワークスタディ）が雇用された。

**BPCEは、財政連帯構造の一部である事業体（BPCEが経済的利益を有していない事業体を含む。）が財政難に直面した際には、これを援助しなければならない可能性がある。**

グループBPCEの中央機関として、BPCEは、各地方銀行（ポピュレール銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行））と、フランスの規制対象の金融機関である関連グループに所属するその他のメンバーの流動性および支払能力を保証する責任を負っている。関連グループには、ナティクシス、クレディ・フォンシエ・ドゥ・フランスおよびバンク・パラティーヌといったBPCEの関連企業が含まれる。各地方銀行（以下「拋出企業」という。）は、類似のサポートをBPCEに対して提供するよう求められるものの、BPCEに関する財政連帯構造の恩恵がそのコストを上回る保証はない。

地方銀行は、将来の利益に係る保証ファンドに追加の拠出を行うよう求められる。保証ファンドは、財政連帯構造に対して資金を提供する巨額の資金源であるものの、かかる資金源が十分である保証はない。保証ファンドが不十分であると判明した場合、BPCEは中央機関としての義務に従い、自己の資金を利用し、および（該当する場合）拠出企業の資金を利用して、不足分を補填するよう求められる。

この義務に照らして、拡大当行グループのメンバー（拠出企業ではない関連会社を含む。）が深刻な財政難に直面した場合、当該財政難の原因となった状況が、BPCEおよび財政連帯構造に基づき支援を求められたその他の拠出企業の財務状況に影響を及ぼす可能性がある。そのような懸案の状況がグループBPCEに対する破綻処理手続の開始または裁判所命令によるBPCEの清算を引き起こすような極端な場合には、BPCEの資産および（該当する場合）拠出企業の資産を利用して、最初に財政難に直面した事業体を支援することにより、CET1金融商品およびAT1金融商品の投資家をはじめとして、BPCEおよび拠出企業が発行した有価証券の投資家に影響が及ぶ可能性がある。損失がCET1およびAT1の資本金を超える場合、BPCEの資産および（該当する場合）拠出企業の資産が、Tier2金融商品、非上位優先債およびいずれかの上位優先債の一部または全部を買い戻すには不十分であると判明する可能性がある。そのような場合、影響を受ける投資家は、投資額の全部または一部を失う可能性がある。

**BPCEの証券に対する投資家は、BPCEが破綻処理手続の対象となった場合、損失を被る可能性がある。**

欧州連合の銀行再生・破綻処理指令（以下「BRRD」という。）および単一破綻処理メカニズムは、2015年8月20日付省令（欧州連合金融法への法の適合に関する諸規定に関する2015年8月20日付指令第2015-1024号（ordonnance No. 2015-1024 du 20 août 2015 portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière））によって国内法制化され、破綻処理当局に対して、BPCEの証券を減額するか、または債務証券の場合にはこれを株式に転換する権限を与えている。

破綻処理当局は、発行機関またはそれが所属するグループが破綻しつつあるもしくは破綻するおそれがある場合（および他の手段により破綻を合理的な期間内に回避できるという合理的な見込みが無い場合）、存続不能になった場合、または特別公的支援が必要である場合（一定の例外あり。）、資金調達商品（例えばBPCEのTier-2劣後債）の減額または転換を行うことができる。破綻処理当局は、破綻処理手続を開始する前か、または破綻処理手続を開始することが金融機関の存続可能性を維持するために必須である場合には、資金調達商品を減額または転換しなければならない。資金調達商品の減額または転換は、債券の優先順位（まずは普通株式等Tier-1金融商品が減額され、次にその他Tier-1金融商品が減額または株式転換され、その次にTier-2金融商品が減額または株式転換される。）に従って実行されなければならない。資金調達商品の減額または転換が、当該機関の金融の健全性を回復するのに十分ではない場合、破産処理当局が有するペイルイン権限が適格債務（BPCEの非上位優先証券および上位優先証券等）の減額または転換のために適用される可能性がある。

2019年6月30日現在、CET1の資本は63.3十億ユーロ、Tier-1の資本合計は63.5十億ユーロ、Tier-2の健全な資本は14.1十億ユーロであった。非上位優先証券は、2019年6月30日において合計16.5十億ユーロであった。

グループBPCEについては、グループBPCEの中央機関と提携するすべての事業体は、保証および連帯構造の利益を享受している。当該構造の目的は、フランス通貨金融法典第L.511.31条および第L.512.107-6条に従い、すべての関連会社の流動性および支払能力を確保し、拡大当行グループ全体の財務上の連帯を構築することである。

この財務上の連帯は、法律上の連帯体制の設置を制定し、必要に応じてすべての現金および現金同等物ならびに出資しているすべての関連会社が利用できる資本を最大限利用することにより、財政難に陥っている関連会社および/または拡大当行グループのすべての関連会社の流動性または支払能力を回復させることを中央機関に義務づける法規定に根ざしている。この徹底的な法律上の連帯の結果として、一または複数の関連会社が裁判所命令による清算の対象となったり、指令2014/59 EUの意味における破綻処理措置の影響を受けたりする可能性はなくなり、すべての関連会社も影響を受けない。

裁判所命令による清算が必然的にすべての関連会社に影響を及ぼす場合、すべての関連会社の外部債権者は、特定の企業との関係性にかかわらず、そのランクおよび債権者順位に従って同一に扱われる。その結果、AT1金融商品およびその他の同順位の有価証券の投資家は、Tier2金融商品およびその他の同順位の有価証券の投資家よりも大きな影響を受けることになり、同様に外部非上位優先債の投資家よりも大きな影響を受け、同様に外部上位優先債の投資家よりも大きな影響を受けることになる。破綻処理が行われる場合、特定の企業との関係性にかかわらず、上記の順位に従い、同じ減損率および/または転換率が所定のランクの債券および有価証券に適用される。

裁判所命令による清算または破綻処理措置の影響を受けず、拡大当行グループの連帯構造に寄与していない事業体のみが、他の関連会社に関係するペイルイン措置を免除される。

破綻処理手続は、( )当該機関またはその所属するグループが破綻しているかまたは破綻するおそれがあり、( )合理的な期間内に当該機関またはそのグループの破綻を他の手段により回避することができる合理的な見込みがなく、( )破綻処理の目的を達成するために、破綻処理措置が必要である場合には、BPCEをはじめとする金融機関に対して開始できる。かかる破綻処理の目的とは、(a)重要な機能の継続を確保とすること、(b)金融システムにおける重大な悪影響を回避すること、(c)特別公的財政支援への依存を最小限に留めることで公的資金を保護すること、および(d)顧客(特に預金者)の資金および資産を保護することである。金融機関の破綻とは、権限を継続するための要件を尊重しない場合、支払日が到来した際に、負債またはその他の債務が支払えない場合、特別公的財政支援(限定的な例外あり。)が必要となる場合、または保有する負債の価値が資産の価値を上回っている場合をいう。

ペイルイン権限に加えて、破綻処理当局は、破綻している金融機関に関して、または一定の状況下においてはこれが所属するグループに関して、その他の破綻処理措置を実施する広範な権限を付与される。この権限には、当該機関の事業の全部もしくは一部の第三者または継承機関に対する売却、資産の分別、債務商品に関する債務者としての当該機関の代替または交代、債務商品の条件についての修正(満期および/もしくは支払利息の変更ならびに/または支払の一時停止を課すことを含む。)、金融商品の上場の停止および取引に関する許可の停止、経営者の解雇または一時的な管理者(*administrateur spécial*)の任命、および新規の株式またはファンドの発行が含まれるが、これらに限定されない。

破綻処理当局による上記の権限の行使は、BPCEが発行した資金調達商品および債務商品の一部もしくは全部の減額または株式への転換をもたらすか、BPCEがかかる商品に関する支払に利用可能な原資の額に重大な影響を与える可能性があり、BPCEの投資家に損失を与えるおそれがある。

< 後略 >

< 訂正後 >

## 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(2019年度)(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

2020年6月9日関東財務局長に提出

事業年度(2020年度)(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

2021年6月30日までに関東財務局長に提出予定

### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度(2020年度中)(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

2020年9月30日関東財務局長に提出

事業年度（2021年度中）（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

2021年9月30日までに関東財務局長に提出予定

### 3【臨時報告書】

該当事項なし。

### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

### 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

### 6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

### 7【訂正報告書】

訂正報告書（上記2の半期報告書の訂正報告書）を2020年12月1日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（訂正報告書を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、以下に掲げる事項を除き、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、本訂正発行登録書提出日現在、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項について発行会社の判断に変更はなく、本訂正発行登録書に添付されている「有価証券報告書等の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載された事項を除き、本訂正発行登録書において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

変更すべき事項は、以下の通りである。

### 2 【事業等のリスク】

## 2 リスク要因

半期報告書「2.1 主要な指標」に記載される内容を下記のとおり修正する。

## 資本と健全性比率

### 自己資本および損失吸収能力

欧州のG-SIBにおいてトップレベルかつ規制上の要件を大幅に上回る強固な自己資本および損失吸収ポジション

CET1比率の変動(ベース・ポイント)



上記CET1比率に考慮される前のリスク加重資産の変動の予想:

- 危機に対応した自己資本要件規制の緩和: 企業向け貸付を支援するために、CRRは中小企業に対するエクスポージャーの加重を「一時的措置として」低くすること認めている<sup>(2)</sup>。RWAの減少の推定値は8.9十億ユーロ(約34ベース・ポイント増)。
- 2020年第4四半期から2021年期末の間にナテイクスレベル(TRIM企業、TRIM銀行およびソフトウェア控除)およびより広範に拡大当行グループレベル(SA-CCR)で発生するとされる変動の累積的影響は、緩和措置を考慮し、拡大当行グループレベルにおける合計値は24ベース・ポイント減と推定される。

CET1資本は、2020年9月30日時点で67.4十億ユーロ<sup>(1)</sup>に相当する。  
総損失吸収力は、2020年9月30日時点で100.9十億ユーロ<sup>(1)</sup>に達した。  
レバレッジ比率は、2020年9月30日時点で5.5%<sup>(1)</sup>に相当する。

	2020年9月30日の要件	2020年9月30日現在の実際の水準 <sup>(1)</sup>
CET1比率	9.32% <sup>(2)</sup> (ECB)	15.9%
自己資本比率合計	13.26% <sup>(2)</sup> (ECB)	18.7%
TLAC比率	19.51% <sup>(2)</sup> (FSB)	23.8%
劣後MREL比率	20.4% <sup>(2)</sup> (SRB-BRAD1)	23.8%
MREL比率合計	25.4% <sup>(2)</sup> (SRB)	30.8%

1 2020年9月30日現在の推定値。

2 「第2の柱ガイダンス」を除く。

3 2020年9月30日現在のTLOFおよびRWAの推定値(試算)に基づく。

4 2020年第4四半期の拡大当行グループのITシステムにおいて実施予定。

5 レバレッジ比率の分母から中央銀行エクスポージャーを控除。

6 ECBの同意を条件とし、欧州連合一般裁判所の2018年7月13日付の決定を受けて、比率の分母の計算から規制対象の貯蓄の集約残高を除外するとレバレッジ比率は5.8%に達する。



## 附属書類

### 金融ストラクチャー：規制資本および完全実施率

#### 株主持分と総資本との調整

単位(十億ユーロ)	2020年9月30日	2019年12月31日 <sup>(1)</sup>
親会社の持分所有者に帰属する持分	71.1	69.9
親会社の持分所有者に帰属する持分におけるハイブリッド証券 <sup>(2)</sup> の消却	-	-
非支配持分 <sup>(3)</sup>	4.6	5.3
のれんおよび無形資産	(4.9)	(5.1)
予想損失額/引当金の差異	(0.3)	(0.4)
取消不能の支払コミットメントの控除	-	(0.7)
その他規制上の調整	(3.1)	(3.0)
普通株式等Tier-1資本	67.4	66.0
その他Tier-1資本	-	-
Tier-1資本	67.4	66.0
Tier-2資本	12.9	14.4
T2規制上の調整	(1.3)	(1.1)
資本合計	79.0	79.3

#### 規制目的上の自己資本<sup>(1)</sup>(単位:十億ユーロ)



1 監督当局の指示を受けて、取消不能の支払コミットメント(IPC)として認識される単一破綻処理基金および銀行預金保証基金に対する拠出金の一部の控除後。

2 親会社の持分所有者に帰属する持分に計上されているBPCEの超劣後債。

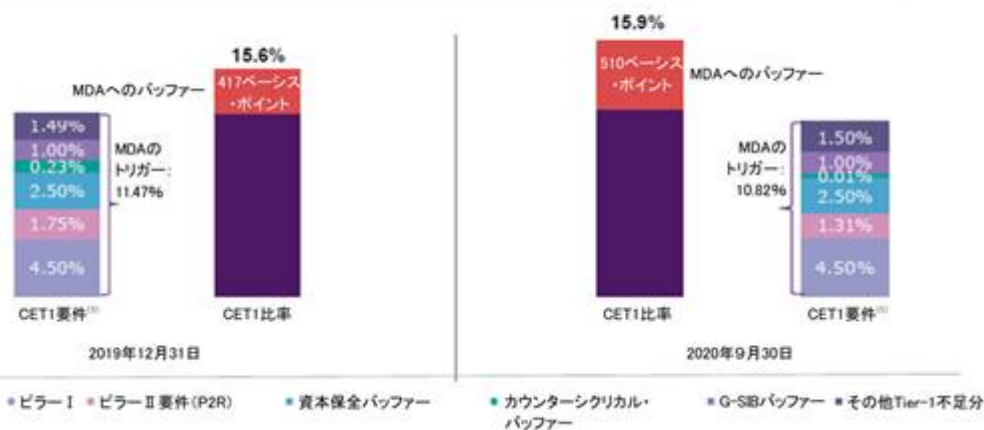
3 非支配持分(健全性定義); 勘定は、超劣後債を除き、規制上のクリッピング後に、ナティクスから一部のみを考慮している。

4 健全性の観点からの控除後。

## 附属書類

### 財政構造：最大分配可能額(MDA)

既に相当量あるMDAへのバッファーが2019年末から93ベース・ポイント増加した。  
うち、カウンターシクリカル・バッファーの停止または減少(特にフランスおよびイギリス):22ベース・ポイント増加  
うち、CRD5指令第104a条の適用:2019年末の1.75%のピラーII要件から44ベース・ポイント増加



## 附属書類

### 財政構造：健全性比率および信用格付

	2020年9月30日 <sup>1)</sup>	2019年12月31日	2018年12月31日 <sup>2)</sup>
リスク加重資産合計	424十億ユーロ	422十億ユーロ	392十億ユーロ
普通株式等Tier-1資本	67.4十億ユーロ	66.0十億ユーロ	62.2十億ユーロ
Tier-1資本	67.4十億ユーロ	66.0十億ユーロ	62.5十億ユーロ
資本合計	79.0十億ユーロ	79.3十億ユーロ	77.0十億ユーロ
普通株式等Tier-1比率	15.9%	15.7%	15.8%
Tier-1比率	15.9%	15.7%	15.9%
自己資本比率合計	18.7%	18.8%	19.6%

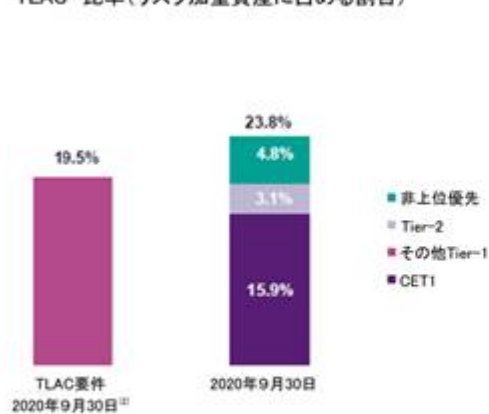
長期上位優先債の信用格付 (2020年11月5日)	
FitchRatings	A+ ネガティブな見通し
Moody's	A1 安定的な見通し
R&I	A+ 安定的な見通し
STANDARD POORS	A+ ネガティブな見通し

- 1 2020年9月30日時点での、100%以上で加重された取消不能の支払コミットメントが資本から控除された推定値。  
2 CRR/CRD IVによる経過措置を考慮に入れ、EU規則第575/2013号の26.2条の規定に従う。

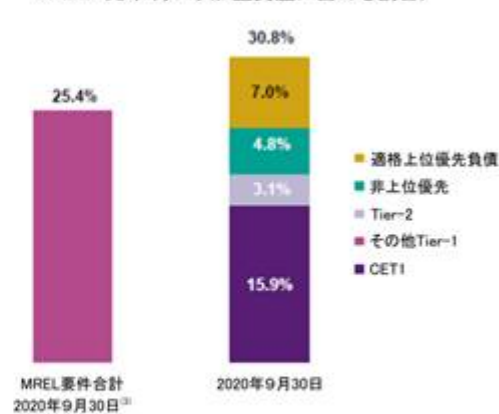
## 附属書類

### TLAC / MREL比率

TLAC<sup>(1)</sup>比率(リスク加重資産に占める割合)



MREL<sup>(1)</sup>比率(リスク加重資産に占める割合)

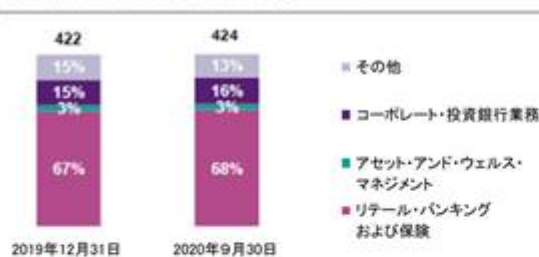


- 1 2020年9月30日時点での推定値。  
2 2015年11月9日付の金融安定理事会によるTLACタームシートに基づく。  
3 ACPRの2020年1月20日付通知ならびに2020年9月30日時点でのTLOFおよびRWA推定値(試算)に基づく。

## 附属書類

### リスク加重資産

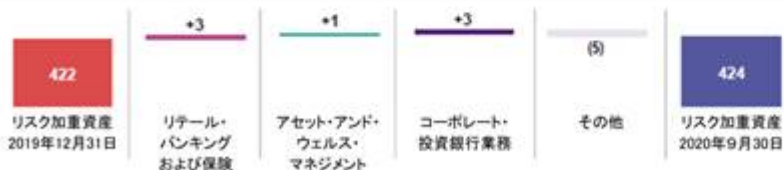
事業ライン別の内訳(単位:十億ユーロ)



リスク種類別の内訳<sup>(1)</sup>(単位:十億ユーロ)



9ヶ月間の変動(単位:十億ユーロ)



1 CVAは、信用リスクに含まれている。2020年9月30日および2019年12月31日現在のRWAの1%未満を占めていた。

## 附属書類

### レバレッジ比率(1)

単位:十億ユーロ	2020年9月30日	2019年12月31日
Tier-1資本	67.4	66.0
総資産	1,455.2	1,338.1
健全性に基づく再表示	(116.4)	(112.9)
健全性の観点からの総資産 <sup>(1)</sup>	1,338.8	1,225.2
デリバティブへのエクスポージャーに関連する調整 <sup>(2)</sup>	(48.0)	(38.0)
有価証券資金調達取引に関連する調整 <sup>(4)</sup>	(1.2)	(15.1)
オフバランス・シート(資金調達および保証コミットメント)	84.8	79.8
中央銀行エクスポージャーの控除 <sup>(6)</sup>	(133.6)	
規制目的上の調整 <sup>(3)</sup>	(5.8)	(6.7)
レバレッジ比率エクスポージャー合計 <sup>(2)</sup>	1,235.0	1,245.1
レバレッジ比率 <sup>(3)</sup>	5.5 <sup>(5)</sup> %	5.3%

1 2014年10月10日付で欧州委員会が公表した委任法令の規則を用いて算出された推定値。

2 法定バランスシートと規制上のバランスシートの主な違いは、保険会社を連結する方法にある。保険会社には法定の連結方法にかかわらず、健全性の範囲における持分法が適用される。

3 委任法令に基づくデリバティブに適用される相殺の影響の組入。

4 委任法令の規則に基づく有価証券資金調達取引に適用される調整の組入。

5 ECBの同意を条件とし、欧州連合一般裁判所の2018年7月13日付の決定を受けて、比率の分母の計算から規制対象の貯蓄の集約残高を除外するとレバレッジ比率は5.8%に達する。

6 中央銀行残高の控除に関連する一時的措置の適用。

## 附属書類

### 金融コングロマリット

#### 金融コングロマリット比率

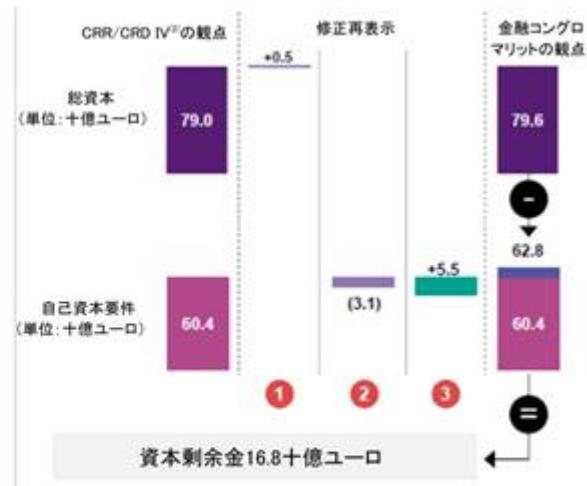


#### 修正再表示の適用

<b>1</b>	<b>2</b>	<b>3</b>
健全性上の範囲から法定の範囲へ移行 <sup>(3)</sup>	CRR/CRD IVに基づき計算された保険会社の自己資本要件の取消	ソルベンシー2に基づいて計算された支払余力の算入

#### 結果

- ・総資本の重要な修正再表示はない
- ・20十億ユーロの純CR修正再表示は総CRの5%に満たない



- CRとは自己資本要件を指す。すなわちCRR/CRD IVによればリスク加重資産の14.26%である。
- 推定値・経過措置を考慮に入れ、EU規則第575/2013号の26.2条の規定に従う。
- 2つの範囲の主な違いは、保険会社を連結する方法にある。保険会社には法定の連結方法にかかわらず、健全性の範囲における持分法が適用される

## 流動性

### 2020年度の完了済みMLTホールセール資金調達計画；高水準の流動性の維持

#### 2020年度のMLTホールセール資金調達計画<sup>(1)</sup>

- 17十億ユーロから18十億ユーロ<sup>(2)</sup> (軽微な修正後の内訳は以下のとおり)
- ・非上位優先債務4十億ユーロ
- ・上位優先債務5十億ユーロ
- ・カバード・ボンド8十億ユーロから9十億ユーロ
- ABS目標: 1.5十億ユーロ

#### 完了済みMLTホールセール資金調達計画: 年初来からの調達済み金額<sup>(3)</sup>

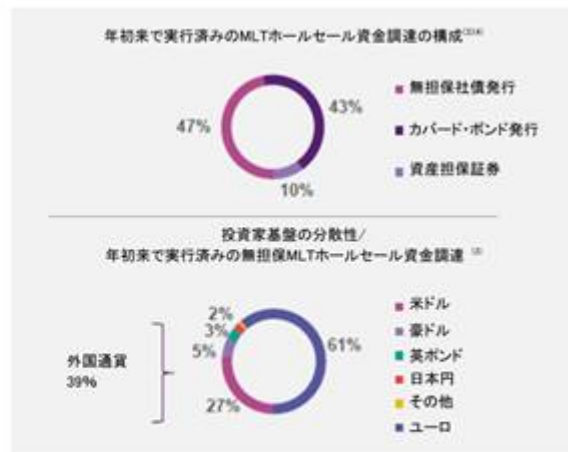
- 17.8十億ユーロ<sup>(4)</sup>。うちSNP債務3.7十億ユーロ、SP債務5.6十億ユーロ
- およびカバード・ボンド8.5十億ユーロ
- ・平均償還期間: 7.7年
- ・平均流動性スプレッド: ユーロ・ミッドスワップ+49ベース・ポイント
- ABS2.0十億ユーロ

#### 2020年9月に締結された重大な取引

- BPCEが自身初の期限前償還条項付非上位優先債を発行:
  - ・9月9日ユーロ市場において7N06: 額面1.25十億ユーロ、2.2十億ユーロの最終注文ブック
  - ・9月29日米ドル市場において6N05: 額面1.35十億米ドル、2.0十億米ドルの最終注文ブック

#### 高水準の流動性

- 2020年度第3四半期の平均月次LCR: 164%
- 流動性準備金: 2020年9月末現在、331十億ユーロ
- 短期債務のカバレッジ比率: 2020年9月末現在、255%



<sup>(1)</sup> 2020年におけるローン商品の減少が予想されるため、2020年7月に下方修正(3十億ユーロ減) <sup>(2)</sup> 仕組み私募および資産担保証券を除く。

<sup>(3)</sup> 2020年10月31日現在。 <sup>(4)</sup> 仕組み私募を除く。

## 附属資料

### 流動性準備金および短期資金調達

グループBPCEの流動性準備金総額(単位:十億ユーロ)<sup>(1)</sup>



短期資金調達および短期満期MLT債務(単位:十億ユーロ)



<sup>(1)</sup> MMF USナティクス預け金を除く。<sup>(2)</sup> カバレッジ比率=グループBPCEの流動性準備金総額/[短期資金調達+短期満期MLT債務]

## 信用およびカウンターパーティー・リスク

### 2020年度第3四半期および2020年9月30日に終了した9ヶ月の結果 - リスクコスト/資産内容健全な将来性に関する引当金繰入れを反映したリスクコスト

リスクコスト<sup>(1)</sup>

単位:ベース・ポイント



リスクコスト

2,069百万ユーロ

2019年9月30日に終了した9ヶ月と比較して2.2倍

不良債権比率

2.7%

2019年12月と比較して安定水準を維持

前年同期比2.2倍の2020年9月30日に終了した9ヶ月に係るリスクコスト  
 ・リテール・バンキングおよび保険: 2020年9月30日に終了した9ヶ月における将来に関する保守的な引当金に係る13ベース・ポイントの健全な引当金方針  
 ・コーポレート・投資銀行業務: IFRS第9号ならびにエネルギーおよび天然資源分野における引当金の増加により2020年9月30日に終了した9ヶ月に係るリスクコストが増加(前年同期比)  
 2020年度9月30日に終了した9ヶ月における38ベース・ポイントのリスクコスト(将来に関する引当金の1/3未満)  
 2020年度第3四半期のリスクコスト(120百万ユーロの将来に関する引当金繰入れ追加額を含む。): CIB: 将来性に関する引当金を除き、2020年度第3四半期のリスクコストは、2020年度第2四半期と比較して大幅に減少し、非常に安定した。

■ 新型コロナウイルス感染症に関連する、将来性に関する引当金(IFRS第9号ステージ1/ステージ2)

<sup>(1)</sup> 期首現在の顧客貸付金残高総額に対するベース・ポイント(年換算値)単位でのリスクコスト—2019年度第1四半期の特別損益項目を除く。

## 附属資料 事業別リスクコスト

リスクコスト<sup>(1)</sup>(単位: ベーシス・ポイント)



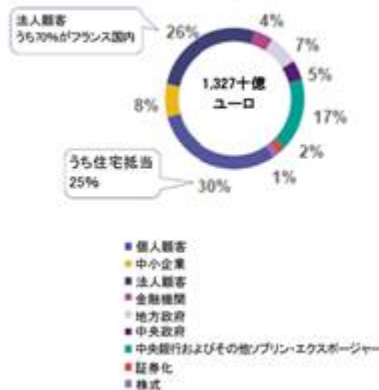
<sup>(1)</sup> 期首現在の顧客貸付金残高総額に対するベーシス・ポイント(年換算値)単位でのリスクコスト—2019年度第1四半期の特別損益項目を除く。

## 附属資料

資産内容: 感応度の高い部門に対する限定されたエクスポージャー

### 分散型ポートフォリオ

2020年9月30日時点でのカウンターパーティー別の拡大当行グループの総エクスポージャーの内訳<sup>(1)</sup>



### 感応度が高いとされる部門に対するエクスポージャー

法人および中小企業グループエクスポージャー<sup>(2)</sup>

	総エクスポージャー (単位: 十億ユーロ)	グループ 総エクスポージャー の合計に占める 割合(%)	政府保証ローンに 占める割合(%)	不良債権に 占める割合(%)	投資適格に 占める割合(%)
卸売および小売業(非食品)	16.2	1.2%	28.5%	5.8%	23.4%
観光事業—ホテル—ケータリング	13.8	1.0%	20.3%	8.4%	13.9%
自動車	9.8	0.7%	25.8%	3.2%	53.1%
消費財 (化粧品およびパーソナルケアを除く)	6.2	0.5%	7.2%	2.9%	77.4%
不動産専門家 (住宅エクスポージャーを除く)	4.9	0.4%	1.3%	2.4%	64.9%

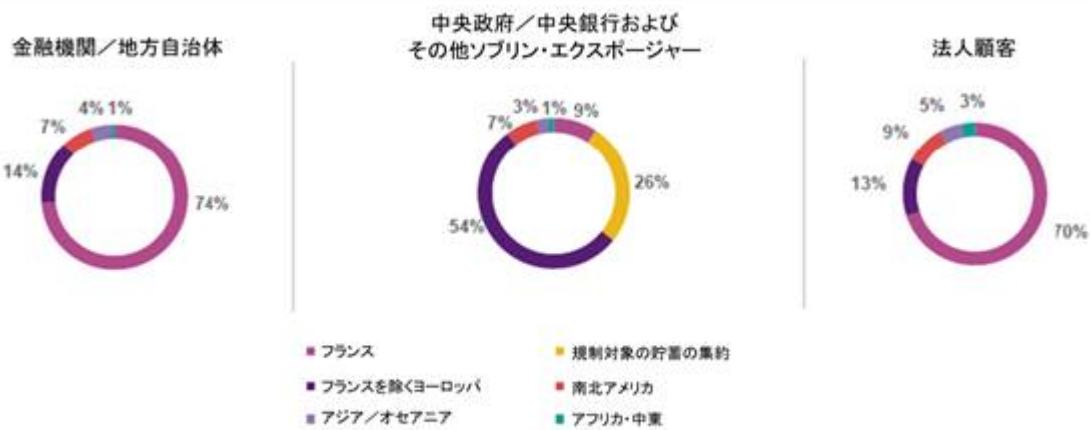
#### ナティクシスの範囲

石油およびガス<sup>(3)</sup>: エクスポージャーの75%超が石油価格に対して感応度がない/感応度が限定されている100十億ユーロの純デフォルト時エクスポージャー(EAD)。約60%が投資適格であり、内訳は独立生産者およびサービス会社の純デフォルト時エクスポージャー: 25十億ユーロ(米国08十億ユーロおよびEMEA/その他17十億ユーロ)  
航空: 純デフォルト時エクスポージャー44十億ユーロ。30ヶ国にわたる十分な分散型ポートフォリオ(どの国も純デフォルト時エクスポージャーのうち20%超を占めない。)で、約75%のエクスポージャーが担保付きかつ大半が投資適格

<sup>(1)</sup> 推定値 <sup>(2)</sup> 2020年10月16日時点での管理データ <sup>(3)</sup> エネルギーおよび天然資源+実物資産の範囲

**附属資料****2020年9月30日時点の総エクスポージャーの内訳<sup>(1)</sup>**

地理的地域別内訳



(1) 推定

**不良債権****附属資料****不良債権および減損損失**

(単位:十億ユーロ)	2020年9月30日	2019年12月31日	2018年12月31日
顧客および信用機関に対する貸付金総残高	845.5	795.8	763.1
うちステージ3残高	22.9	21.6	21.5
不良債権／総貸付金残高	2.7%	2.7%	2.8%
ステージ3の認識された減損損失	10.1	9.9	9.7
認識された減損損失／不良債権	43.9%	45.8%	45.0%
カバレッジ比率(減損された残高に関する保証を含む)	70.0%	74.8%	74.5%

有価証券報告書「(1) 発行会社に関するリスク」ならびに半期報告書の「2.2 リスク要因」の記載事項を下記の記載に差し替える。

グループBPCEが事業を営む銀行業および金融業にかかる環境は、多数のリスクに晒されており、これらのリスクを統制および管理するため、グループBPCEはより要求の高い厳格な方針を実施することを余儀なくされている。

グループBPCEが晒されているリスクの一部は以下のとおりである。但し、これは、グループBPCEが事業を行う際または事業運営を行う環境を検討する際に負うすべてのリスクの包括的な一覧ではない。以下に記載されているリスクは、グループBPCEにとって重要かつ特有のリスクであり、その事業、財政状態および/または業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。以下にあげるリスク分類のそれぞれについて、グループBPCEが最重要と考えるものを冒頭に挙げている。

以下に示すリスクはこれまでにBPCE SAグループおよびBPCE SAの事業に悪影響を及ぼす可能性があることが確認されている。

以下に記載するリスク要因は、本書の日付現在に提示されるものであり、記載される状況は、進行中の動向次第であることから、時期にかかわらず、おそらくは著しく、変化する可能性がある。

### 信用およびカウンターパーティー・リスク

**グループBPCEの貸付残高および債権に関して計上された資産の減損費用の大幅な増加は、グループBPCEの業績および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。**

貸付事業において、グループBPCEは、貸付金および債権のポートフォリオにおける実際のまたは潜在的な損失を（必要に応じて）反映するために、定期的に資産の減損に関する費用を認識する。かかる減損は、「リスクコスト」として損益計算書に記入される。グループBPCEの資産減損に関する費用の合計額は、過去のローンに関する損失、実施されたローンの金額および種類、業界の基準、後払いのローン、経済情勢および様々な種類のローンの回収可能性に係るその他の要因についての拡大当行グループの測定に基づいている。グループBPCEは、十分な水準の資産減損に関する費用の引当金を確保するべくあらゆる努力を尽くしているものの、延滞貸付金の増加または市況の悪化もしくは特定の国々に影響する要因といったその他の理由により、グループBPCEの貸付事業は、将来において貸付損失の費用の積み増しを余儀なくされる可能性がある。貸付損失の費用の大幅な増加またはローンのポートフォリオに関するグループBPCEによる損失リスクの見積の重大な変化、または過去の減損費用を上回る貸付損失は、グループBPCEの業績および財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

2020年度上半期におけるリスクコストの増加は、予想信用損失を推計するための将来予測情報において検討された新型コロナウイルス感染症の危機の影響によるものと考えられる。

注：2020年度上半期におけるグループBPCEのリスクコストは1,484百万ユーロ、信用リスクはグループBPCEのリスク加重資産の86%を占めた。拡大当行グループの小売顧客に対するエクスポージャーは38%、法人顧客に対するエクスポージャーは26%である（法人顧客の70%がフランス国内に所在する。）。

結果として、グループBPCEの貸付金および債権のポートフォリオに計上される資産の減損に関する費用の大幅な増加に関連するリスクは、影響度と収益性においてグループBPCEにとって多大なものになることから、入念かつ事前にモニタリングされている。

**他の金融機関および市場参加者の財務の健全性および業績の低下により、グループBPCEに好ましくない影響が生じるおそれがある。**

グループBPCEが取引を行う能力は、他の金融機関および市場参加者の財務の健全性の低下の影響を受ける可能性がある。金融機関は、取引、決済、カウンターパーティーおよび貸付事業によって相互に密接に関係している。セクター参加者による債務不履行、またはひとつもしくは複数の金融機関あるいは金融業界全般に



関する単純な風評や懸念ですら、市場の流動性の全般的な縮小を招く可能性があり、のちに将来における損失またはさらなる債務不履行を招くおそれがある。グループBPCEは、直接的または間接的に様々な金融カウンターパーティー（投資サービスプロバイダー、商業銀行または投資銀行、清算機関およびCCP、ミューチュアル・ファンドならびにヘッジ・ファンド）や定期的取引を行うその他の機関投資家と接している。かかるカウンターパーティーの債務不履行または破綻により、グループBPCEの財政状態に悪影響が生じる可能性がある。

さらに、グループBPCEは、その事業セクターの規則にほとんどまたは全く支配されない事業者の関与が増大することによるリスク、およびその規則にほとんどまたは全く支配されない新製品（とりわけ、クラウドファンディングおよび取引プラットフォームなど）が登場することによるリスクに晒される可能性がある。このリスクは、グループBPCEが担保として保有する資産が売却できない場合、またはその売却価格が不履行状態にある貸付もしくはデリバティブに対するグループBPCEのエクスポージャーすべてをカバーできない場合、またはグループBPCEが晒されている一般的な財務部門参加者によって詐欺、横領、その他不適切な融資がなされる場合、またはCCPなど主要な市場経営者による債務不履行の場合に悪化し得る。

2020年6月30日現在の「機関」に対するエクスポージャーは合計で59.2十億ユーロ、すなわちグループBPCEの総エクスポージャー合計（1,325十億ユーロ）の4%にのぼる。地域別では、「機関」に対する総エクスポージャーの74%がフランス国内に所在する。

**グループBPCEは、政治的、マクロ経済的および金融環境または同グループが事業を行う国々に特有の状況による影響を受けやすい場合がある。**

グループBPCEの一部の企業は、カントリーリスク（外国（とりわけ、グループBPCEが事業を行う国々）における経済状況、財政状況、政情または社会的状況が、かかる企業の経済的利害に影響を及ぼすリスク）を負っている。グループBPCEは、主にフランス（2019年12月31日までの年度における銀行業務純収益の76%）および北米（2019年12月31日までの年度における銀行業務純収益の11%）内で事業活動を展開している。その他の欧州諸国および世界のその他諸国における2019年12月31日までの年度における銀行業務純収益は、それぞれ8%および5%を占める。

かかる国または地域における政治的またはマクロ経済的環境の大幅な変化により追加的な費用が発生する、またはグループBPCEの利益が減少する可能性がある。

2008年の金融危機、2011年の欧州の債務危機またはコロナウイルス（その規模および期間は未だ不明である）のような大規模な伝染病の展開は、特に混乱が市場の流動性欠如をもたらしグループBPCEの資金調達活動を困難にする場合は、あらゆるグループBPCEの活動に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、一部のリスクは外部から生み出されるため、通常の経済サイクルでは発生しない。例えば、ごく短期的な影響としては、ブレグジット、世界中の企業債務に伴う信用リスクの増加（レバレッジ・ローン市場など）および新型コロナウイルス感染症の流行悪化のおそれ、または長期的な影響としては気候変動がある。2008年および2011年の金融危機においては、金融市場は様々なイベント（原油および商品価格の下落、新興国市場における景気減速、株式市場の混乱が含まれるが、これに限定されない。）の結果として大きく変動し、その結果グループBPCEのいくつかの事業（主に証券取引および金融サービス）に直接的もしくは間接的な影響が及んだ。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行およびその経済的影響は、特別リスク要因を構成し、拡大当行グループの事業活動、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、グループBPCEが事業運営を行っている市場はブレグジットの情勢といった不確実性の影響を受けるおそれがある。イギリスが2020年1月31日に欧州連合（EU）を正式に離脱したことにより、今年末までの移行期間が開始した。イギリスとEU間における、特に商業、金融および法律上の合意において今後の関係性を定めるための交渉が始まった。潜在的なブレグジットの性質、日程および政治・経済における影響は今なお相当に不確実であり、両者の交渉結果に左右されるであろう。

## 金融リスク

**グループBPCEは、資金およびその他の流動性の源泉へのアクセスに依拠するが、グループBPCEの支配の及ばない理由により限定され、その業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。**

グループBPCEの事業遂行のためには、短期的および長期的な資金へのアクセスが重要である。グループBPCEの無担保の資金源には、預金、長期債務および短期/中期譲渡可能負債証券の発行、銀行融資およびクレジット・ラインが含まれる。グループBPCEは、とりわけリバース・レポによる担保付き資金も利用する。グループBPCEが許容できると判断される担保付きおよび/または無担保の債券市場に参入できなかった場合、または顧客の預金の大幅な減額を含み、現金または担保が予期せず流出した場合、グループBPCEの流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、グループBPCEが十分な顧客の預金の水準を維持できない場合（例えば、競合他社が預金についてより高い金利を提供した場合）、より高い金利で資金を取得することを強いられ、グループBPCEの純受取利息および業績が低下する可能性がある。

グループBPCEの流動性とその結果は、一般市場の混乱、第三者に影響を及ぼす経営困難、一般的な財務サービスまたは短期的/長期的なグループBPCEの見通しへの否定的見解、グループBPCEの信用格付の変更、またはグループBPCEもしくはその他の金融機関の市場運営者間の地位に関する認識など、グループBPCEの支配の及ばない予期せぬ事象の影響を受ける可能性もある。

グループBPCEの資本市場へのアクセスおよび長期無担保融資のコストは債券およびクレジット・デリバティブの信用スプレッドに直接関連するが、グループBPCEはこれを予測および支配することができない。流動性の制限は、グループBPCEの財政状態、業績およびカウンターパーティーに対する義務を履行する能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEの流動性準備には、中央銀行に預託された現金および中央銀行の資金供給に使用可能な有価証券および債権が含まれる。2020年6月30日時点でのグループBPCEの流動性準備は319十億ユーロにのぼり、短期の資金調達およびMLT債権の短期的な満期の248%をカバーしている。1ヶ月のLCR（流動性カバレッジ比率）は、2019年12月31日時点での12ヶ月間の平均が141%であったのに対して、2020年6月30日時点での12ヶ月間の平均は147%であった。グループBPCEの資金調達およびその他の流動性の源泉へのアクセスが制限されることは、その業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。これらのリスクがグループBPCEに及ぼす影響度および発生率においての重大性を考慮して、これらのリスクについては入念かつ事前にモニタリングされている。

**金利における重大な変化はグループBPCEの銀行業務純収益および収益性に悪影響を及ぼす可能性がある**

グループBPCEが所定の期間において得た純受取利息は、同期間における銀行業務純収益および収益性に重大な影響を及ぼす。さらに、信用スプレッドにおける重大な変更がグループBPCEの収益に重大な影響を及ぼす可能性がある。金利はグループBPCEの支配が及ばないことがある様々な要因に対してきわめて影響を受けやすい。過去10年間は低金利が定着していたが、今後上昇する可能性があり、グループBPCEはこうした変化の影響を直ちに転嫁することはできないかもしれない。市場金利の変動は、有利子負債について支払われる金利の変動とは異なり、有利子資産に適用される金利に影響を及ぼす可能性がある。イールドカーブにおける重大な変化はそれに関連する貸付けおよび資金調達活動からの純受取利息を減少させる可能性がある。この結果、グループBPCEの銀行業務純収益および収益性に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

グループBPCEの貸借対照表における現在価値の感応度である、金利変動におけるプラスまたはマイナス200ベース・ポイントの変動は規制上の上限である20%をはるかに下回る。グループBPCEは、2019年12月31日においては指標がマイナス5.7%と金利の上昇に対してより感応度が高かったのに対し、2020年6月30日においては指標がマイナス1.5%と金利の低下に対してより感応度が高かった。グループBPCEの2020年6月30日時点で示された中核を成すシナリオと比較した、4種類のシナリオ（「金利上昇」「金利低下」「カーブのスティープ化」「カーブの平坦化」）では最悪のシナリオである「金利低下」に基づき算出された1年の予測純受取利息の変化は、対前年同期比で40百万ユーロの損失と予想されている。

**市場の変動およびボラティリティは、グループBPCE、特にナティブを、売買活動および投資活動における損失に晒す可能性があり、グループBPCEの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。**

グループBPCEは、第三者による売買活動または投資活動に関し、債券市場、通貨市場、商品市場および株式市場において、ならびに非上場証券、不動産およびその他の資産分野においてポジションを保有することがある。これらのポジションは、市場（特に金融市場）のボラティリティ（対象とする市場の水準に関わらず、任意の市場における任意の期間中の価格変動の程度）によって影響を受ける可能性がある。一定の市場構成および変動は、スワップ、先物、オプションおよび仕組商品を含む、幅広いトレーディングおよびヘッジ商品において損失を招く可能性もあり、それによりグループBPCEの業績および財政状態に重大な悪影響が及ぶおそれがある。同様に、市場の縮小が拡大するおよび/または重大な危機により、一定の資産分野の流動性の低下を招くことがあり、その場合は一定の資産を売却することが困難になり、結果として多額の損失を発生させるおそれがある。

2020年6月30日時点での市場リスク加重資産の合計は19.2十億ユーロ、すなわちグループBPCEのリスク加重資産総額の約5%である。2020年度上半期においてはコーポレートおよび投資銀行業務がグループの銀行業務純収益の11.2%を構成することに留意すべきである。

**グループBPCEの証券およびデリバティブ商品のポートフォリオならびに負債に係る公正価値の変化は、かかる資産および負債の帳簿価格、ひいてはグループBPCEの純利益および株主資本に悪影響を与える傾向がある。**

公正価値におけるグループBPCEの証券・デリバティブ商品およびその他の種類の資産ならびに負債の帳簿価格は、新たな財務書類の各日付において（貸借対照表段階で）調整される。かかる調整は主に、会計期間における資産および負債の公正価値における変化（すなわち、損益計算書に認識される変化またはその他の包括利益に直接的に記入される変化）に基づいている。損益計算書において計上され、その他の資産の公正価値に対応する変化によって相殺されなかった変化は、銀行業務純収益、さらには純利益にも影響を及ぼす。すべての公正価値の調整は、株主資本に影響を与え、ひいてはグループBPCEの自己資本比率に影響を与える。かかる調整はグループBPCEの資産ならびに負債の帳簿価格に悪影響を及ぼし、その結果として純利益と資産にも悪影響を及ぼす傾向がある。ある会計期間にわたり公正価値による調整が計上されたからといって、後続の期間における追加的調整が不要であるとは限らない。

2020年6月30日時点での公正価値による金融資産の総額は264.8十億ユーロ（うち約189.0十億ユーロが売買目的で保有される公正価値による金融資産）、および公正価値による金融負債の総額は204.9十億ユーロ（うち約162.0十億ユーロが売買目的で保有される公正価値による金融負債）であった。

**市場が低迷した場合、グループBPCEの仲介業務ならびに報酬および受託手数料に関連する業務による収入は減少する可能性がある。**

市場が低迷しているときは、グループBPCE企業が顧客のために行う取引の量（とりわけ金融サービスおよび証券取引）は減少し、ゆえにマーケット・メーカーとしての、これらの活動による銀行業務純収益は減少する傾向がある。特に、市場が低迷しているときは、グループBPCEが顧客のために行う取引の量は減少してそれに伴う報酬は減少し、同事業活動による収益の減少につながる可能性がある。さらにグループBPCE企業が顧客に請求する資産運用報酬は、一般的に、かかるポートフォリオの価値またはパフォーマンスに連動しているため、かかるポートフォリオの価値の低下または償還額の増加を生み出す市場の低迷は、ミューチュアル・ファンドまたはその他の投資商品の販売（ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）およびポピュレール銀行傘下銀行の場合）または資産運用業務（ナティクシスの場合）を通じて、かかる企業が稼得する収入の減少をもたらすことになる場合がある。

市場の低迷が生じない場合でも、グループBPCEおよびその他のグループBPCE商品を通じて第三者のために運用するファンドが市場平均を下回った場合、結果として、償還の増加および/または流入額の減少が発生する可能性があり、これに付随する潜在的影響が資産運用業務からの収益にもたらされる可能性がある。

2020年度上半期においては、受取報酬の総額は4,413百万ユーロで、グループBPCEの銀行業務純収益の41.1%を占める。金融サービスの報酬から稼得する収益は149百万ユーロであり、証券取引の報酬は35百万ユーロである。

#### **信用格付けの引き下げはBPCEの資金調達コスト、収益性および業務継続性に悪影響を及ぼす可能性がある。**

2020年6月30日時点でのグループBPCEの長期格付けは、フィッチ・レーティングスはA+、ムーディーズはA1、R&IはA+、スタンダード&プアーズはA+である。これらの信用格付けを格下げする決定は、BPCEおよび金融市場で活動しているその系列会社（ナティクシスを含む。）の資金調達に悪影響を及ぼす可能性がある。格付けの引き下げはグループBPCEの流動性および競争上の地位、借入コストの増加、金融市場へのアクセスの制限、デリバティブおよび担保付資金調達取引を規定する一部の双務契約に基づくトリガー義務に影響を及ぼし、ひいては収益性および業務継続性に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、BPCEおよびナティクシスの長期無担保融資のコストは、それぞれの信用スプレッド（債券投資家に支払われる満期日が同じ政府発行債の利回りを上回る利回りのスプレッド）に直接連動している一方で、その大部分が、その信用格付に相当に依拠している。信用スプレッドの増加により、BPCEおよびナティクシスの資金調達コストが大幅に増加する可能性がある。信用スプレッドの変動は市場と相関があり、ときに予測不可能かつ非常に不安定な変動の影響を受けることがある。信用スプレッドは、発行体の支払能力の市場認識にも左右され、BPCEまたはナティクシスの一定の債務証券により担保されたクレジット・デフォルト・スワップの購入価格の変動とも関連する。したがって格付けの引き下げがもたらす支払発行体の支払能力の認識における変化は、発行体の収益性および業務継続性に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### **為替レートの変動はグループBPCEの銀行業務純収益または純利益に悪影響を及ぼす可能性がある。**

グループBPCE企業は、事業活動の相当部分をユーロ以外の通貨、中でもとりわけ米ドルにて行っており、為替レートの変動は、銀行業務純収益および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。グループBPCEがユーロ以外の通貨にて費用を計上するという事実は、為替レートの変動が銀行業務純収益に及ぼす影響の一部しか相殺しない。ナティクシスは、特にユーロ/米ドル間の変動による影響を受けやすく、これは、ナティクシスの銀行業務純収益および営業収益の大部分が米国にて生じているためである。

情報提供の目的のために述べると、2020年6月30日までの年度については、グループBPCEの外国為替リスクについての規制上の資本要件に従った自らの外国為替ポジション（すなわちある任意の通貨における長期間および短期間のポジション間における差異）は、2019年度末における3,206百万ユーロに対して3,217百万ユーロと横ばいであった。うち外国為替リスクは、257百万ユーロであった。

#### **保険リスク**

##### **市場情勢の悪化、とりわけ過剰な金利の上昇または低下は、グループBPCEの生命保険業務および純利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。**

グループBPCEは、その保険業務から銀行業務純収益の12.2%を生み出している。2020年度上半期における生命保険および損害保険業務からの銀行業務純収益は、2019年度上半期の1,646百万ユーロに対して、1,308百万ユーロである。

グループBPCEの保険子会社（主にナティクシス）が生命保険業務において主に晒されているのは市場リスクである。市場リスクに対するエクスポージャーは、主にユーロ建ての投資ファンドの元本保証およびリターンに関するコミットメントに関連する。

一般資金が主に債券から構成されていることから、ナティクシスにとって、市場リスクのうち金利リスクが構造上重要である。

金利の変動は、以下のことを引き起こす可能性がある。

- ・ 金利上昇の場合：（新規の投資の魅力が高まることによる）ユーロ建ての募集の競争力の低下および発行済債券に係る未実現のキャピタル・ロスを伴う不利な条件下での相次ぐ償還。

・金利低下の場合：長期的に見て、元本保証を充足できないほどの一般資金に対するリターンの低下。

一般資金の配分により、スプレッドの拡大および株式市場の下落もまた、グループBPCEの生命保険業務および純収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEにおいては保険リスクの発生の影響度および発生率が高いことから、これらのリスクについて入念かつ事前にモニタリングされている。

**保険会社の予測損害率および実際にグループBPCEが保険契約者に支払った実際の給付金の不一致は、損害保険業務、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。**

グループBPCEの保険子会社（主にナティクシス）が損害保険業務において主に晒されるのは引受リスクである。かかるリスクは、(i)実際に記録された請求およびかかる請求の補償として実際に支払われた給付金ならびに(ii)子会社が保険商品の価格を設定するためおよび潜在的な補償のための総責任準備金の設定のために使用する推定の不一致により発生する。

グループBPCEは、保険商品の価格設定および関連する実際の責任の確定に使用する情報を含む自己の経験および業界データの両方を用いて、将来の保険給付を推定する。但し、実際の経験がこれらの推定と一致する保証はなく、伝染病の流行または自然災害などの予測不可能なリスクにより保険契約者に対する支払いが推定を上回る可能性がある。

グループBPCEが実際に保険契約者に支払った給付金が当初に将来の保険給付準備金を設定する際に使用した基礎的推定を上回る場合、または何らかの事由または傾向によりBPCEが基礎的推定を変更しなければならない場合、グループBPCEに対して推定を上回る責任を課される可能性があり、損害保険業務、業績および財政状態に影響を及ぼす可能性がある（例えば、グループBPCEはその銀行業務純収益の12.2%を生命・損害保険業務から生み出している。）。

保険オペレーションは、新型コロナウイルス感染症パンデミック危機に重大な影響を受けており、特に事業活動の維持とクライアントに対する運営継続を目的とする適切な措置を取ることで対応している。

パンデミックおよび具体的にはフランスにおいて2020年3月中旬から実行されたロックダウンの措置は、事業活動に低迷をもたらした。2020年上半期の収益は、ロックダウン期間の急激な管理下資産流入の減少により大きな影響を受けている。

2020年上半期の経営成績はまた、健康危機の影響、特に株式市場の低迷が顕著であったが、これは市場の低迷が最大の影響を与えた個人向け保険ユーロ貯蓄スペースに設定されたヘッジにより大部分が緩和された。

ナティクシス・アシュアランシズは、特に市場と信用リスクの期間中、様々なリスク・エクスポージャーを記録した。それを受けて、ナティクシス・アシュアランシズは、持分ヘッジ戦略に基づき、投資の監視を強化した。

引受リスクに関する影響は、以下を含んでいた。

損害保険：自動車保険の請求は、ロックダウン期間の影響でリスクが減ったことから減少が見込まれる。反対に、再保険がカバーする営業損失保険において著しい悪影響が見込まれる。

個人保険：個人保護保険においては、死亡給付金請求（主要なリスクがカバーされるもの。）に変化はなかったが、一方で専門家向け休業補償については増加が目立った。

非継続的項目を除くと、保険事業の営業総利益は、依然として回復力があり、プラス成長となった。

さらに、経済および金融環境の悪化 - 株式市場の低下、超低金利そして信用スプレッドの拡大、増加するボラティリティ - もまたナティクシス・アシュアランシズの支払能力に影響を及ぼし、将来の利幅に悪影響をもたらしている。支払能力資本要件は、それでもなお維持され、資金調達の警告または必要性をもたらしたことはない。過去数年間にわたり講じられた様々な措置（特に、経済補償、再保険、事業多角化または投資

運用に関するもの。)は、ナティクス・アシュアランスの支払能力の健全性および回復力に寄与した。支払能力の変化は、新型コロナウイルスの文脈固有の複雑性および不安定性により、体系的に綿密で強化されたモニタリング下にある。

## 非金融リスク

**グループBPCEまたは第三者の情報システムの中断または障害は、商業上の損失を含む損失につながる可能性があり、グループBPCEの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。**

グループBPCEは、業務活動を行うにあたり、複雑性を増す取引を多数処理しなければならないため、他の多くの競合他社と同様に、情報および通信システムに大きく依存している。かかるシステムの障害、中断または誤動作は、顧客口座、一般会計、預金、取引および/または貸付手続の処理を行うために利用されるシステムのエラーまたは障害を引き起こすおそれがある。例えば、グループBPCEの情報システムに短時間であっても誤動作が生じた場合、影響を受けた企業は顧客のニーズに適時に応えることができず、取引機会を失うこととなるおそれがある。同様に、バックアップ・システムおよび非常事態計画にもかかわらず、グループBPCEの情報システムの一時的な障害が発生した場合には、多額のデータ復旧および検証の費用を発生させる可能性があり、例えばかかる障害がヘッジ取引の実行中に起こった場合には、自己勘定業務活動の縮小まで招くおそれがある。グループBPCEのシステムが、増加する取引量に対応できない場合は、グループBPCEの事業拡大能力が制約され、損失(とりわけ売上上の損失)が発生し、これによりグループBPCEの業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

また、グループBPCEは、証券取引の実行または促進のために利用する清算代理人、外国為替市場、清算機関、預託機関またはその他の金融仲介機関もしくは社外サービスプロバイダーの誤作動または運用上の支障に関するリスクに直面している。顧客とのインターコネクティビティが継続して増すにつれ、グループBPCEは、顧客の情報システムの運用障害に関するリスクにもますます直面することとなる可能性がある。グループBPCEの連絡および情報システム、ならびに顧客、サービスプロバイダーおよびカウンターパーティーの連絡および情報システムもまた、サイバー犯罪またはサイバーテロの行為に起因する障害または中断の対象となる可能性がある。例えば、デジタル変革により、グループBPCEの情報システムは外部に対してより開放され(クラウド・コンピューティング、ビッグ・データなど)、そのプロセスの多くは徐々にデジタル化している。従業員および顧客によるインターネットおよび接続機器(タブレット、スマートフォンおよび携帯電話で使用するアプリケーションなど)の使用率が上昇し、潜在的な攻撃および混乱の媒体の役割を果たすチャネルの数ならびに攻撃および混乱の影響を受けやすい機器およびアプリケーションの数が増加する。その結果、グループBPCEの従業員および外部の代理人が使用するソフトウェアおよびハードウェアは、絶えずかつますますサイバー攻撃の脅威に晒されている。グループBPCEは、自己のシステムにおいてまたは第三者のシステムにおいて誤動作または中断が発生しないこと、あるいはもし発生した場合には、適切に解決されることは保証できない。業務の中断または顧客がそのような中断または障害の途中および/またはその後他の金融機関に乗り換える可能性があるために、グループBPCEまたは第三者に属する情報システムの中断または障害により損失(営業損失を含む。)が発生する可能性がある。

グループBPCEまたは第三者に属する情報システムの障害に伴う中断によるリスクは影響度および発生率において多大であり、したがって入念かつ事前にモニタリングされている。

**風評リスクおよび法律上のリスクは、グループBPCEの収益性および営業上の展望に不利な影響を及ぼすおそれがある。**

グループBPCEの評判は、顧客を獲得し、かつ維持するという点で最も重要である。グループBPCEの評判は、拡大当行グループの商品およびサービスの不適切な促進・販売手段の利用、潜在的な利益相反の不十分な管理、法律および規制上の要件、倫理問題、マネーロンダリング関連法、経済制裁、情報セキュリティに関する方針ならびに販売・取引慣行によって悪影響を被るおそれがある。グループBPCEの評判はまた、従業員の不当な行為、詐欺、グループBPCEの情報や情報伝達システムへのサイバー犯罪、サイバーテロリストによる攻撃、グループBPCEがエクスポージャーを有する金融セクターの参加者が犯した詐欺、横領またはその他の

不当支出、財務成績の悪化、再表示もしくは修正、または潜在的に不利な結果を招く法律・規制上の措置によっても損なわれる場合がある。グループBPCEの評判が損なわれた場合には、収益性および事業上の展望に悪影響が及ぶ可能性がある。

風評リスクの管理が効果的でない場合にもグループBPCEの法律上のリスク、グループBPCEに対し提起される法的紛争の件数および請求される賠償額が増加するおそれがあり、または、拡大当行グループが規制当局により課される制裁に晒されるおそれがある。グループBPCEに関する法的紛争および仲裁手続きに関して、小切手画像交換手数料の件でケス・デパーニュ（貯蓄銀行）に4.07百万ユーロが請求された。2020年1月29日、破産院は結託の証明に法的根拠がないとして判決を下し、上訴を棄却した。この判決は、本件を控訴裁判所に差し戻し、銀行はADLC（反競争的当局）の判決後にその地位に復帰した。したがって控訴裁判所は、罰金が還付される前に、ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）に有利な判決を下さなければならなくなった。同様に、ナティクスが関係する現在係争中の最大の案件としては、特に、マドフ案件（2020年6月30日時点での残高はユーロ換算で549百万ユーロと推定されている。）、ADAM（少数株主保護協会）の刑事告発（司法調査は今も継続中である。）、MMRインベストメント・リミテッド案件（2018年10月22日にインベストメント・リミテッドの控訴を棄却する判決がパリ控訴裁判所で下された。）がある。これらの紛争の財務上の影響は、ケス・デパーニュまたはナティクスの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があり、ひいてはグループBPCEの収益性および事業上の展望に悪影響が及ぶ可能性がある。

2020年6月30日時点での法律上および税務リスクのための引当金は1,281百万ユーロにのぼった。うち549百万ユーロはマドフ案件の正味債権額への引当金として積み立てられた。

#### **予期せぬ出来事によりグループBPCEの事業活動が中断され、損失と追加費用を被る可能性がある。**

深刻な自然災害、気候変動リスクに関連する事由（気候変動に直接関係する物的リスク）、伝染病、攻撃その他の非常事態をはじめとする予期せぬ事由が生じた場合には、グループBPCE企業の事業活動が突如中断され、とりわけ拡大当行グループの主要事業ライン（流動性、決済手段、証券サービス、個人顧客および法人顧客に対する融資および信託業務）に影響を及ぼすことがあり、全くまたは十分に保険契約でカバーされていない場合は、重大な損失が生じるおそれがある。かかる損失は、有形資産、金融資産、市場ポジション、または主要従業員に関連する可能性があり、グループBPCEの純利益に直接的かつ重大であり得る影響を及ぼし得る。加えて、かかる事由はさらにグループBPCEまたはグループBPCEが業務提携する第三者のインフラに支障をきたす場合があり、また、追加費用（特に影響を受けた従業員の移転費用等）またはグループBPCEの費用（保険料等）の増加をもたらす場合もある。かかる事由により、一定のリスクに対する保険が無効となり、グループBPCE全体のリスクレベルの上昇につながる可能性がある。

2020年6月30日時点でのオペレーション・リスクはグループBPCEのリスク加重資産の9%を占め、2019年12月31日に対して横ばいであった。2020年6月30日時点のグループBPCEのオペレーション・リスクに関わる損失は主に「法人項目」事業ラインからのものであった（69%）。オペレーション・リスクに関わる損失の51%がバーセル分類の「顧客、製品および商慣行」に計上されている。

#### **グループBPCEのリスク管理方針、ヘッジ方針、手続および戦略の不備または不備は、グループBPCEを未確認または不測のリスクに晒し、予期せぬ損失につながるおそれがある。**

グループBPCEが採用しているリスク管理手法ならびにヘッジ方針、手続および戦略は、すべての市場環境またはあらゆるリスクに対するエクスポージャーを効果的に制限できない可能性があり、拡大当行グループが特定または予測できないリスクには効果的ではないことが判明する可能性さえある。また、グループBPCEが採用するリスク管理手法および戦略は、リスクへのエクスポージャーを効果的に制限できない可能性があり、全リスクを実際に低減することを保証するものではない。グループBPCEがリスク管理手続を策定するために使用するツールは、不正確であると判明する可能性がある評価、分析および推定に基づくことを考慮すると、これらの手法および戦略は、特定のリスク（特にグループBPCEが特定または予測していないリスク）に対して効果的でないことが判明する可能性がある。グループBPCEがリスク管理に使用する一部の指標およ

び定性的なツールは、観測された過去の市場実績に基づいている。リスクへのエクスポージャーを測定するため、リスク管理部門の責任者は、これらの観測の統計的分析を行う。

これらのツールまたは指標が、リスクに対する将来のエクスポージャーを予想できるという保証はない。例えば、リスクに対するエクスポージャーは、グループBPCEが予測しなかった、もしくは統計モデルにおいて正確に評価できなかった要因、または突発的もしくは前例のない市場の変化といった要因による可能性がある。これらはグループBPCEのリスク管理能力を制限するおそれがある。そのため、グループBPCEに生じる損失は、過去の測定値に基づき予想されるものより大きくなる可能性がある。その上、グループBPCEの定量的モデルはすべてのリスクを考慮に入れることはできない。これまでに重要な問題は認識されていないものの、リスク管理制度は、不正を含む運用上の不具合によるリスクに晒されている。リスクの一部は、不十分であると判明する可能性のある、より定性的な分析の対象とされ、グループBPCEを不測の重大な損失に晒す可能性がある。

**実際の業績は、グループBPCEの財務諸表を作成するのに用いられる推定とは異なる可能性があり、これにより予期せぬ損失が生じる可能性がある。**

現行のIFRS基準および解釈に基づき、グループBPCEは、その財務諸表を一定の見積、特に延滞貸付金および債権のための引当金、潜在的な請求および訴訟に対する引当金、および特定の資産および負債の公正価値の決定に関する会計上の見積に基づき作成しなければならない。グループBPCEが見積に使用する値が相当に不正確であることが判明した場合、特に大規模なおよび/または予想外の市場トレンドが発生している場合、またはこれらの値を計算するのに使用した方法がIFRS基準または解釈の将来の変更により修正される場合は、グループBPCEは予期せぬ損失に晒される可能性がある。

## **戦略、事業およびエコシステム・リスク**

**新型コロナウイルス感染症のパンデミックおよびその経済的影響は、拡大当行グループの経営、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。**

2019年下旬における新型コロナウイルス感染症の発生および世界的パンデミックの急拡大により、複数の事業セクターの経済状況に悪影響が及び、経済主体の財務状況の悪化を招くとともに、金融市場もまた混乱に陥っている。これに応じて、影響を受けた多くの国は、感染防止対策（国境封鎖、都市封鎖措置、一定の経済活動の規制等）の実施を余儀なくされている。特に、影響を受けた各国を襲う急激な景気後退および世界貿易の減少は、世界の経済状況に悪影響を与えており、世界の生産、投資、サプライチェーンおよび消費者支出が影響を受ける限り今後も悪影響を与え続け、ひいては拡大当行グループ、その顧客および取引先の事業運営に影響を及ぼすものと考えられる。

秋にウイルスが再燃したことで、新たな規制（フランスや多くの欧州諸国での新たな都市封鎖措置を含む。）が生まれ、経済環境は、夏の間に戻ったものの、さらに悪化する可能性がある。ウイルスが依然として活発であることは、数ヶ月に及ぶ制限措置の延長または再実施につながる可能性があり、その結果、拡大当行グループの事業、財務実績および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

この対策として、景気を支援するために大規模な財政措置および金融政策が実施された。例えば、フランス政府は、政府による支援策として、企業および専門家向けには融資制度を実施し、個人向けには部分的な失業対策、その他の税金、社会保障、生活保障措置を導入した。一方欧州中央銀行はより大規模で費用のかからない相当に大規模なリファイナンス措置を実施した。グループBPCEは、顧客に財政的支援を行い、この危機が顧客の活動と収入に与える影響を乗り越えられるよう支援するため、フランス政府の支援による融資プログラムに積極的に参加している（例えば、一定の専門顧客および零細企業・中小企業に対する貸付について、自動的に6ヶ月間の猶予を与える等）。しかしながら、そのような措置が、パンデミックの経済に与える負の影響を相殺し、または長期的に金融市場を完全に安定化させるために十分であるとの保証はない。経済環境は、回復を待たずにより悪化する可能性がある。



拡大当行グループの事業の中心国であるフランス（2020年6月30日現在、正味エクスポージャーの76%がフランスに集中している。）で実施された都市封鎖措置は、経済主体の事業に多大な損失を与えてきた。全体的にも、また特に大きな被害を受けたセクターにおいても収入の減少および資産の質の低下が生じたことから、拡大当行グループの業績および財務状況は、こうした措置の影響を受けている。企業顧客および専門家顧客のポートフォリオのうち、現時点で最も影響を受ける可能性のあるセクターは、卸売業および非食料品小売業（2020年9月30日現在の総エクスポージャーは16.2十億ユーロ）、観光・ホテル・ケータリング（2020年9月30日現在の総エクスポージャーは13.8十億ユーロ）、自動車（2020年9月30日現在の総エクスポージャーは9.8十億ユーロ）、消費財（化粧品およびパーソナルケアを除く。）（2020年9月30日現在の総エクスポージャーは6.2十億ユーロ）および不動産専門業者（住宅エクスポージャーを除く。）（2020年9月30日現在の総エクスポージャーは4.9十億ユーロ）である。石油・ガス部門は、このパンデミックによる急激な需要減および当初足並みが揃わなかった大半の産油国（OPEC諸国、ロシア等）により取られた供給サイドの行動により極めて甚大な影響を受けており、原油価格の急落および大幅な価格変動をもたらした（ナティクシスの2020年9月30日現在の正味EADは10.0十億ユーロ）。

このような状況により、拡大当行グループのリスクコストおよび信用リスクに対する引当額が著しく増加するおそれがある。しかしながら、2020年における影響は、企業および個人を対象とした政府の支援計画によって緩和されると考えられる。

2020年9月30日に終了した9ヶ月間のリスクコストは2,069百万ユーロ、すなわち38ベシス・ポイント（2019年9月30日に終了した9ヶ月間は18ベシス・ポイント）であった。リスクコストの増加は、予想信用損失を推計するための将来予測情報における新型コロナウイルス感染症の危機の影響およびエネルギー・天然資源部門（特に石油・ガス）（コーポレート・投資銀行業務周辺）により多くの個別引当額が集中したことによるものと考えられる。

拡大当行グループの業績および財務状況は、金融市場の不利な展開（極端なボラティリティ、株式市場および指数の低迷、緊張の拡大、急激かつ予測不能な配当の減少等）の影響を受けており、今後も受け続ける可能性がある。したがって、当期においては、特にナティクシスのコーポレート・投資銀行業務が「配当」項目などで評価情報の大幅な調整の影響に晒されるなど、市場の流動性により一部の商品の評価が影響を受けた。

経済状況の悪化やその拡大当行グループへの影響により、拡大当行グループの外部格付の格下げリスクが増大する可能性がある。さらに、フランス政府の格付けは、国家債務と財政赤字の増加を主な原因として、最終的に格下げされる可能性がある。これらの要因は、拡大当行グループの金融市場での資金調達コストに悪影響を及ぼす可能性がある。

より一般的な観点からいえば、新型コロナウイルス感染症は以下の点においてグループBPCEにリスクをもたらしている。(i)オペレーション・リスクをもたらす可能性のある組織上の変更（在宅勤務など）が必要になった、(ii)金融市場における取引が減速し、流動性供給に影響を及ぼす可能性がある、(iii)顧客の現金需要を増大させ、顧客が危機を乗り切れるように支援するための融資額も増大している、(iv)特に比較的悪影響を受けやすい企業または国際競争力の低い事業運営を行う企業の間で事業の破綻が増加するおそれがある、かつ(v)市場資産の評価に突然の変化をもたらし、それにより市場活動または事業投資が影響を受ける可能性がある。

新型コロナウイルス感染症の危機の展開（パンデミックの期間、規模および今後の展開、更なる感染の波が発生した場合における新たな都市封鎖または制限措置の実施に関する不確実性）は、不確実性の主な要因であり、拡大当行グループの主要市場および世界経済全般への全体的な影響を予測することを困難にしている。本書提出日現在、上記の支援策を勘案した上で、こうした状況がグループBPCEの事業（リテール・バンキング、保険、アセット・マネジメント、コーポレート・投資銀行業務）、業績（主に銀行業務純収益およ

びリスクコスト)ならびに財務状況(流動性および支払能力)に及ぼす影響を数値化することは困難である。

### **長期化する低金利の環境は、グループBPCEの収益性および財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。**

世界の市場は近年、低金利の影響を受けており、近い将来においてこの状況は変化しない模様である。低金利の状況下では、信用スプレッドは縮小する傾向があるため、グループBPCEは、市場金利が低下する状況下でのローンの発行に伴う収益の減少を相殺するために、預金に支払う金利を十分に引き下げることができない可能性がある。預金コストを削減するためのグループBPCEの努力は、とりわけフランス市場(特に現在の市場金利を上回る利息を稼得しているLivret A 通帳普通預金口座およびPEL住宅貯蓄制度を含む。)においては、多額の規制商品によって制限される可能性がある。また、顧客は借入れコスト低下の機会を利用しようとするため、グループBPCEは、個人向けおよび法人向けの住宅ローンおよびその他の固定金利ローンに係る繰上返済および再交渉の増加を余儀なくされる可能性がある。市場で低金利が一般化する中での新規ローンの発行と相まって、グループBPCEの融資残高における平均金利は全体的に低下する可能性がある。かかる低下に起因する信用スプレッドの縮小およびリテール・バンキング収益の低下は、リテール・バンキング業務の収益性およびグループBPCEの全体的な財政状態を損なう可能性がある。さらに、市場金利が再び上昇し、グループBPCEのヘッジ戦略が効果のないものであるまたは単に価格変動を部分的に相殺するだけのものであることが判明した場合、収益性は影響を受ける可能性がある。長期化する低金利の環境はまた、市場利回り曲線を、より全体的に平坦化する可能性がある。これにより、グループBPCEの金融業務活動が創出したプレミアムは減少し、同グループの収益性および財政状態は悪影響を受ける可能性がある。市場利回り曲線の平坦化は、金融機関に対して、目標水準のリターンを獲得しようとしてリスクのより高い業務の実施を促す可能性もあり、その結果、市場のリスクおよびボラティリティは上昇する可能性がある。

グループBPCEが行った資本市場活動に対するストレステストは、2020年6月30日時点で最も影響の大きい仮定に基づくストレステストが「コモディティ」のシナリオであり、過去に最も影響の大きかったストレステストが「2011年度ソブリン危機」シナリオであったと示した。

注記：グループBPCEの2020年6月30日時点で示された中核を成すシナリオと比較した、4種類のシナリオ(「金利上昇」「金利低下」「カーブのスティープ化」「カーブの平坦化」)では最悪のシナリオである「金利低下」に基づき算出された1年の予測純受取利息の変化は、対前年同期比で40百万ユーロの損失と予想されている。

**報告されたグループBPCEの業績は、本セクションに記載する単独または複数のリスク・ファクターの具体化を含めた多数の理由により2018年から2020年の戦略プランで定められた目標と異なる可能性がある。グループBPCEが目標を達成しなかった場合、グループBPCEの財政状態および金融商品の価値に悪影響が及ぶ可能性がある。**

グループBPCEは、2018年から2020年の期間において、( ) 継続中の技術革命がもたらした機会を捉えるためのデジタル変換、( ) 顧客、従業員および出資者に対するコミットメント、および( ) 拡大当行グループの中核事業の成長の融合に焦点を当てた戦略プランを実行する意向である。本書には、将来予測に関する記述が含まれており、それらは必然的に不確実性を伴う。とりわけ、2018年から2020年の戦略プランに関連して、グループBPCEは、一定の財務目標(ナティクシス、ポピュレール銀行およびケス・デパーニュ(貯蓄銀行)間の収益の相乗効果およびコスト削減目標を含む。)を発表した。さらに、グループBPCEは、自己資本比率およびTLAC比率ならびに戦略的イニシアチブおよび優先事項に加え、貸付残高のリスクに係るコスト管理の方法に関する情報を公表した。財務目標は、主に原資の計画および分配について設定されるが、多くの推定に基づくものであり、予想される結果についての予測または見通しを構成するものではない。報告されたグループBPCEの業績は、本セクションに記載する単独または複数のリスク・ファクターの具体化を含めた多数の理由によりこれらの目標と異なる可能性がある。グループBPCEが目標を達成しなかった場合、その財政状態および金融商品の価値に悪影響が及ぶ場合がある。

戦略プランは、コロナウイルス危機により生じた異例の環境のなかで完了することとなる。コロナウイルス危機は、拡大当行グループのすべての事業ラインに影響を及ぼしている。特にフランスの全住民を対象とす

る厳格なロックダウンによって生じた不利な経済環境にあって、グループBPCEのビジネスモメンタムは回復力に富んでいたため、6月以降、販売はより正常な水準に回帰し、活発でさえあった。グループBPCEは、この間、すべての顧客を積極的に支援してきた。

今後到来する複数四半期にわたって、経済危機はさらに深刻化し、リスク費用は通常よりも高い水準で推移する見通しである。拡大当行グループは、景気後退の影響を全面的に受けるすべての顧客（個人、専門および法人の顧客）に寄り添うべく努めることによって、このような事態に備えている。拡大当行グループは今後も、堅固なファンダメンタルズ、すなわち財務力、強力なブランド、地域に深く根差したプレゼンス、好業績の事業ラインおよび効果的なデジタル・インサイド戦略を活用していく所存である。

TEC 2020戦略プランにおいて設定された2020年の財務目標の一部は、公衆衛生上の危機によって生じた経済・財政見通しの悪化と、それに伴う不確実性（例えば、信用リスク評価に影響を及ぼす可能性のあるマクロ経済シナリオ、正味資産価額に影響を及ぼす市場水準等）によって陳腐化した。新たな中期戦略プランは、2021年6月に公表される予定である。

**グループBPCEが買収またはジョイント・ベンチャーに参入する際に、政策に適應し、これを実行および統合することが困難であるおそれがある。**

買収は、グループBPCEの現行の戦略の主軸ではないが、拡大当行グループは、将来において買収またはパートナーシップの機会を検討する可能性がある。グループBPCEは、潜在的な買収またはジョイント・ベンチャー案件を綿密に審査するものの、すべての面において包括的な審査を行うことは通常実現可能ではない。その結果、グループBPCEは、当初に予期しなかった債務を管理しなければならない可能性がある。同様に、買収先企業またはジョイント・ベンチャーが期待したほどの業績をあげない、期待されていたシナジーのすべてもしくは一部が実現しない、または取引により費用が予想以上にかかるおそれがある。また、グループBPCEは、新企業との統合において困難に直面する可能性もある。発表された買収の失敗、もしくは新企業またはジョイント・ベンチャーの統合の失敗は、グループBPCEの収益性に重大な負担をかける可能性がある。かかる状況は、主要従業員の離脱につながる可能性がある。グループBPCEが主要従業員を引止めるための奨励金を提供せざるを得なくなった場合には、費用増加および収益性の低下を招くおそれがある。ジョイント・ベンチャーは、グループBPCEの支配下にないシステム、統制および社員に依拠する可能性があり、この観点から、負債、損失または風評被害を受ける可能性があり、グループBPCEに付加的风险や不確実性をもたらすおそれがある。加えて、グループBPCEとジョイント・ベンチャーのパートナーの間における対立および不一致は、ジョイント・ベンチャーにより達成することを目的としている利益に悪影響を及ぼすおそれがある。

2020年6月30日時点でCNPアシュアランスグループの2.7十億ユーロを含めた関連会社への投資の総額は4.3十億ユーロである。

**フランス（グループBPCEの主要な市場）または海外における激しい競争は、純利益および収益性を減少させるおそれがある。**

グループBPCEの主要な事業ラインは、フランスおよび主な事業を行うその他の国々において非常に競争の激しい環境の下で事業ラインの活動を行っている。この競争は、合併および買収または提携および協定のいずれかによる統合により激化している。統合は、グループBPCEのように、保険、貸付および預金から仲介、投資銀行業務および資産運用にわたる、幅広い商品およびサービスを提供する能力がある多くの企業を創り出した。グループBPCEは、取引の執行、提供する商品およびサービス、革新性、評判ならびに価格を含む様々な要因において、その他の企業と競合している。グループBPCEが、魅力的かつ収益性のある商品およびサービスの提供によってフランスおよびその他の主要市場において競争力を維持することができない場合、特定の主要な事業ラインのマーケットシェアを失う、または一部もしくはすべての業務において損失を被るおそれがある。

例えば、2019年12月31日の時点で、グループBPCEは、中小企業向け銀行としてフランス第1位<sup>(1)</sup>、個人および専門の顧客につき第2位<sup>(2)</sup>で、住宅資金貸付のシェアで26%<sup>(3)</sup>である。リテール・バンキングおよび保険業務では、ローン残高は552十億ユーロ、預貯金<sup>(4)</sup>746十億ユーロであった。さらに、世界経済の減速やグループBPCEの主要市場の経済環境は、特にグループの価格圧力と事業規模における減速とを通じて競争圧力を高める可能性が高い。新たなさらなる競争相手が市場に参入する可能性もある。別個のもしくはより柔軟な規制に、またはプルデンシャル・レシオに関するその他の要件に従って、これらの新規の市場参加者はより多くの競争力ある製品・サービスを提供することができるであろう。技術の進歩と電子商取引の成長により、保管機関を除く機関は従来は銀行業務に関わる商品であった商品・サービスを提供できるようになり、金融機関およびその他企業は電子証券取引を含む電子およびインターネット・ベースの金融ソリューションを提供できるようになった。これらの新規参入者は、グループBPCEの製品・サービスの価格に下方圧力を及ぼす、またはグループBPCEの市場シェアに影響を及ぼす可能性がある。技術の進歩はグループBPCEの事業ラインの市場に予想外の急速な変化をもたらす可能性がある。グループBPCEの競争力、純利益および収益性は、その事業活動または戦略をこれらの変化に応じて適切に適応させることができないことが判明した場合は、悪影響を受ける可能性がある。

<sup>1</sup> 合計浸透率は53%（第1位）（2019年のKantarTNS調査）。

<sup>2</sup> 個人消費者向けマーケットシェア：世帯預金、貯蓄22.3%、住宅ローンの26%（フランス銀行、2019年第3四半期）。個人消費者向け全体浸透率は29.1%（第2位）（2019年4月SOFIA TNS-SOFRES調査）。専門顧客向けマーケットシェア：専門顧客および個人事業主の合計浸透率は41%（第2位）（2017年-2018年ベビットCSA調査）。

<sup>3</sup> フランス銀行2019年第3四半期（SURFI四半期報告書） - 住宅資金貸付残高。

<sup>4</sup> オンおよびオフバランスシートの預金および貯蓄。

**グループBPCEに有能な従業員を引きつけ維持する能力は、グループBPCEの事業の成功にとって重要であり、その失敗は業績に影響をきたす可能性がある。**

グループBPCE企業の従業員は、その最も貴重な資産である。金融サービス業界の多くの分野において、適格な従業員を引きつける競争は激しい。グループBPCEの利益および業績は、自らが新たな従業員を引きつけ、既存の従業員を維持し動機付ける能力にかかっている。経済環境の変化（特に、銀行セクターの従業員の賃金を制限することを目的とした課税およびその他の措置。）は、グループBPCEがその従業員をユニット間で異動させること、または特定の事業ラインの従業員数を削減することを余儀なくさせる。これらの異動は、従業員が新たな職務に適應するために必要な時間による一時的な混乱を引き起こし、経済環境の改善からの恩恵を受けるグループBPCEの能力を制限する可能性がある。これは、グループBPCEが販売または効率に関する潜在的な機会を利用することを妨げる可能性があり、その結果その業績に影響を及ぼすおそれがある。

2019年12月31日時点でのグループBPCEの従業員数は105,019名である。年間を通じて14,185名（無期契約・有期契約・ワークスタディ契約）が雇用された。

## 規制上のリスク

**グループBPCEはフランスおよびその事業活動の場である世界中の幾つかのその他の国々において重要な規則の適用を受ける。規制措置およびその変更が、グループBPCEの事業や業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。**

拡大当行グループの事業と業績は、フランス国内の様々な規制当局ならびにEUのその他の政府、米国、外国政府および国際機関の方針や措置により重大な影響を受ける可能性がある。またこの制約によりグループBPCE企業が自らの事業を拡大する能力や一定の事業活動を遂行する能力が制限されることも考えられる。かかる方針や規制措置の将来における変更がどのような内容であり、またそれによってどのような影響が生じるかを予測することは不可能であり、グループBPCEの力の及ぶ範囲を超えている。またさらに、一般的な政

治環境が銀行や金融業界にとって好ましくない方向に展開し、その結果、これらの方策が貸付業務、その他の金融活動および経済全般に悪影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、より厳しい規制措置を講じるよう立法機関や規制機関にさらに圧力が加えられた。新たな立法措置および規制措置は常に不透明感を伴うため、グループBPCEにどのような影響が及ぶかを予測することは不可能であるが、かかる影響は非常に悪い影響であり得る。

例えば、近年、世界的な金融環境に多くの変化（永続的な変化を含む。）をもたらすための法律や規制が施行または提案されてきた。これらの新たな方策は世界的な金融危機の再発を回避することを目的としているが、かかる新しい方策の影響は、グループBPCEをはじめとする金融機関が事業運営を行う環境を大幅に変化させるおそれがあり、また今後もこうした変化が継続する可能性がある。

これらの方策の結果として、グループBPCEは、新たな要件に準拠するため一部の事業活動の規模を縮小し、また今後もさらに縮小する可能性がある。また、これらの方策は、新規制対応コストを増加させる傾向があり、それによって、該当の事業ラインにおける収益および連結利益の減少、一部の事業活動および資産ポートフォリオにおける売上の減少ならびに資産の減損費用につながる可能性もある。

2019年に資本要件パッケージの最終版が採用されたのは、銀行に対するブルデンシャル規制をバーゼル の基準に合致させることが目的であった。こうした改革が実施されることにより、より高い必要自己資本および流動性の要件が課される可能性があり、それはグループBPCEの資金調達コストに影響を及ぼす可能性がある。

2019年11月22日、金融安定理事会（FSB）は、バーゼル銀行監督委員会および各国当局と協議の上、2019年にグローバルなシステム上重要な銀行のリスト（G-SIBs）を公表した。グループBPCEは、FSBによりG-SIBに分類されているほか、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）のリストにも掲載されている。

これらの規制措置は様々なグループBPCE企業に適用される可能性があり、かかる措置の変更があった場合、グループBPCEの事業および業績に影響が及ぶ可能性がある。

近年、世界的な金融環境に多くの変化（永続的な変化を含む。）をもたらすための法律や規制が施行または提案されてきた。再度の世界的な金融危機を回避することを目的としたこれらの新たな措置は、グループBPCEをはじめとする金融機関の経営環境を大幅に変化させており、今後も変化をもたらす可能性がある。グループBPCEは、法律および規制の変更に伴うリスクにさらされている。

今日の変化を続ける法律および規制環境において、これらの新たな措置がグループBPCEに及ぼす影響を予測することは不可能である。これらの新たな法律および規制上の措置を遵守することを目的とした制度の創設（ならびに既存の制度の更新）や、新たな措置に対応しまたは備えるための拡大当行グループの情報システムの変更により、拡大当行グループに多額の費用が生じており、今後も同様の状況が続く可能性がある。グループBPCEは、最善の努力を尽くしているにもかかわらず、適用ある法律や規制のすべてを完全に遵守できない可能性もあり、その結果、金銭的なまたは行政上の罰を受けるおそれがある。さらに、新たな法律および規制上の措置により、拡大当行グループが業務の調整を求められ、かつ/または、拡大当行グループの業績および財政状態に影響が及ぶ可能性がある。最後に、グループBPCEは、新たな規制により、自己資本の強化や、総資金調達コストの増加を余儀なくされる可能性がある。

規制措置およびそれがのちに変更されることに伴うリスクは、影響度と収益性においてグループBPCEにとって多大なものになることから、入念かつ事前にモニタリングされている。

**BPCEは、金融保証互助制度の一部を構成する企業（BPCEが経済的利益を有していない企業を含む。）が財政難に直面した際には、これを援助しなければならない可能性がある。**

グループBPCEの中央機関として、BPCEは、各地方銀行（ポピュラー銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行））と、フランスの規制対象の金融機関である系列会社グループに所属するその他のメンバーの流動性および支払能力を保証する責任を負っている。系列会社グループには、ナティクシス、クレディ・フォンシエ・ドゥ・フランスおよびバンク・パラティーヌといったBPCEの系列会社が含まれる。各地方銀行（「出資

企業」)は、類似のサポートをBPCEに対して提供するように求められるものの、BPCEに関する金融保証互助制度の恩恵がそのコストを上回る保証はない。

2020年6月30日時点でポピュラー銀行およびケス・デパーニュ(貯蓄銀行)の基金は、450百万ユーロを保有している。共同保証基金はネットワークあたり179百万ユーロを保有している。地方銀行は、将来の利益につき共同保証基金に追加出資を行う義務を負う。共同保証基金は、こうした金融保証互助制度に資金を提供するための実質的な財源となるが、こうした収益が十分であるという保証はない。共同保証基金が不十分であることが判明した場合には、BPCEは、中央機関としての責務に従い、自己の資金および該当する場合には出資企業の資金を動員することにより、その不足を補うことが要求される。

この義務に照らし、拡大当行グループのメンバー(非出資系列会社など)が重大な財務上の困難に直面した場合には、当該困難の原因となった状況がBPCEおよび金融保証互助制度について支援を要求されるその他の出資企業の財政状態に影響を及ぼす可能性がある。このような状況がグループBPCEに対する破綻処理手続の開始やBPCEの清算の裁判所命令につながった極端なケースにおいては、BPCEの原資、および該当する場合には出資企業の原資を動員して、当初財務的困難に直面した企業を支援することが、CET1金融商品およびAT1金融商品の投資家をはじめとするBPCEが発行する有価証券の投資家および出資企業に影響を与える可能性がある。損失がCET1およびAT1資本の金額を超過した場合、BPCEの資産、および該当する場合は出資企業の資産は、Tier-2金融商品、非上位優先債および上位優先債の一部または全部を償還するには不十分であることが判明する可能性がある。このような場合、影響を受ける投資家は、投資した資本の一部または全部を失う可能性がある。

**BPCEの証券への投資家は、BPCEが破綻処理手続の対象となった場合、損失を被るおそれがある。**

欧州連合の銀行再生・破綻処理指令(以下「BRRD」という。)および単一破綻処理メカニズム(以下において定義する。)は、2015年8月20日付法令(ordonnance No. 2015-1024 du 20 août 2015 portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière)によって国内法制化され、破綻処理当局に対して、BPCEの証券を減額するか、または債務証券の場合にはこれを資本に転換する権限を与えている。

破綻処理当局は、発行機関またはそれが所属するグループが破綻しつつあるもしくは破綻するおそれがある場合(および他の手段により破綻を合理的な期間内に回避できるという合理的な見込みがない場合)、存続不能になった場合、または特別な公的支援が必要である場合(一定の例外あり。)、資金調達商品(例えばBPCEのTier-2劣後債)の減額または転換を行うことができる。破綻処理当局は、破綻処理手続を開始する前か、または破綻処理手続を開始することが金融機関の存続可能性を維持するために必須である場合には、資金調達商品を減額または転換しなければならない。資金調達商品の減額または転換は、債券の優先順位(まずは普通株式等Tier-1金融商品が減額され、次にその他Tier-1金融商品が減額または株式転換され、その次にTier-2金融商品が減額または資本転換される。)に従って実行されなければならない。資金調達商品の減額または転換が、当該機関の財務健全性を回復するのに十分ではない場合、破産処理当局が有するペイルイン権限が適格債務(BPCEの非上位優先債および上位優先債等)の減額または転換のために適用される可能性がある。

2020年6月30日時点でのCET1資本は66.1十億ユーロ、Tier-1資本は66.1十億ユーロ、およびTier-2プルデンシャル資本は12.2十億ユーロであった。2020年6月末時点の非上位優先債務証券の総額は19.2十億ユーロであった。

グループBPCEについては、グループBPCEの中央機関の系列であるすべての企業は、保証および共同支援制度の恩恵を受けており、その目的は、フランス通貨金融法L.511.31およびL.512.107-6に従って、すべての系列企業の流動性と支払能力を確保し、拡大当行グループ全体で金融保証互助制度を組織することにある。

この金融保証互助制度は、必要に応じて拡大当行グループのすべての出資を行う系列会社に利用可能なすべての現金および現金同等物ならびに資本を動員することによって、奮闘する系列会社および/またはすべての拡大当行グループの系列会社の流動性または支払能力を回復するために中央機関を必要とする、法的互助制

度を設けるという立法に根ざしている。この完全なる法的互助の結果、1社以上の系列会社は、すべての系列会社が影響を受けることなく、裁判所命令による清算またはEU指令2014/59の意味における破綻処理措置に影響を受けない可能性がある。

このようなすべての系列会社に必ず影響を及ぼす裁判所命令による清算の場合は、すべての系列会社の外部債権者は、特定の企業との関係にかかわらず、債権者の順位に従って同一に行われる。その結果、AT1金融商品およびその他のパリ・パス証券の投資家は、Tier-2金融商品およびその他のパリ・パス証券の投資家よりも影響を受けやすく、したがって外部非上位優先債の投資家よりも影響を受けやすく、このため外部上位優先債の投資家よりも影響を受けやすい。破綻処理が行われる場合には、特定の企業との関連性にかかわらず、上記の順位に従って一定の順位の債権および有価証券に対して同一の減損率または転換率が適用される。

裁判所命令による清算または破綻処理措置の影響を受けず、かつ拡大当行グループの金融保証互助制度に出資していない企業のみがそれ以外の関連会社が関与するベイルイン措置を免除される。

破綻処理手続は、(i)当該機関が破綻しているかまたは破綻するおそれがあり、(ii)合理的な期間内に当該機関またはそのグループの破綻を他の手段により回避することができる合理的な見込みがなく、(iii)破綻処理の目的を達成するために、破綻処理手続が必要である場合には、グループBPCEをはじめとする金融機関に対して開始できる。かかる破綻処理の目的とは、(a)重要な機能の継続を確実にすること、(b)金融システムにおける重大な悪影響を回避すること、(c)特別な公的金融支援の依存を最小限に留めることで公的資金を保護すること、および(d)顧客の資金および資産、とりわけ預金者の資金および資産を保護することである。金融機関の破綻とは、継続事業体としての適格性認定要件を充足できなくなった場合、支払日が到来した際に負債またはその他の債務が支払えない場合、特別な公的金融支援(限定的な例外あり。)が必要である場合、または保有する負債の価値が資産の価値を上回っている場合をいう。

ベイルイン権限に加えて、破綻処理当局は、破綻している金融機関に関して、または一定の状況下においてはそれら所属するグループに関して、その他の破綻処理措置を実施するための広範な権限を付与される。この権限には、当該機関の事業の全部または一部の第三者または継承機関に対する売却、資産の分別、債務商品に関する債務者としての当該機関の交代または代替、債務商品の条件についての修正(満期および/もしくは支払利息の変更ならびに/または支払の一時停止を課すことを含む。)、金融商品の上場廃止および取引に関する許可の停止、経営者の解雇または一時的な管理者(*administrateur spécial*)の任命、および新規の株式または自己のファンドの発行を含む(がこれらに限定されない)。

破綻処理当局による上記の権限の行使は、BPCEが発行した資金調達商品および債務商品の一部または全部の減額または資本への転換をもたらすか、BPCEがかかる商品に関する支払に利用可能な原資の額に重大な影響を与える可能性があり、これによりBPCEの投資家が損失を被る可能性がある。

**フランスおよびグループBPCEが事業活動を行う国の税法およびその適用は、グループBPCEの利益に悪影響をもたらす可能性が高い。**

大規模で複雑な国際取引を実行する多国籍銀行グループとして、グループBPCE(特にナティクス)は、世界中の多くの諸国において税法を遵守し、適用される税法規を遵守して事業活動を構築する。これらの国々の競争当局による税制の変更は、グループBPCEの利益に重大な影響を与える可能性がある。グループBPCEは、異なる構成企業の相乗効果および営業力から価値を創造するために業務を管理する。グループBPCEはまた、租税効率の観点から顧客に販売される金融商品を構築するよう努めている。グループBPCEのグループ内取引およびグループ企業によって販売される金融商品の構造は、適用される税法規のグループBPCEによる解釈に基づくが、これは一般的に独立した税務専門家の見解および必要な範囲での監督税務当局による判断または特定の解釈に左右される。税務当局が将来かかる解釈に異議を申し立てる可能性がある。その場合は、税務当局がグループBPCE企業の税務上の見解に異議を申し立てる可能性があり、これにより、グループBPCE企業は税額の更正の対象になる可能性があり、その結果グループBPCEの業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

< 後略 >